

高知市
こども・若者
まんなかプラン 2026

～みらいを創るすべての人へ～



令和8年 月
高知市

はじめに

市長挨拶

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	2
2	計画策定の目的	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画の対象と期間	5
5	計画策定への取組	6
6	計画の点検・評価	7
第2章	高知市の現状と課題	8
1	高知市のこどもたちを取り巻く環境	9
2	こども・若者の現状	19
3	こどもワークショップの結果	38
4	高知市の課題	40
第3章	計画の基本的な考え方	46
1	基本理念	47
2	基本方針	48
第4章	施策の展開	50
1	施策体系	51
2	本計画の評価指標	89
3	事業一覧	91
4	こども・子育て支援事業債 活用予定事業一覧.....	100
第5章	教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保.....	102
1	教育・保育等の量の見込みと確保方策.....	103
第6章	計画の推進体制等	104
1	計画の推進体制	105
2	計画の管理体制	105

【「こども」・「子ども」・「子供」の表記について】

こども基本法では、「こども」と表記されており、原則として、本計画内では「こども」を用いています。

ただし、法令等の根拠がある場合や、組織名などの固有名詞として用いる場合は、「子ども」又は「子供」とするものもあります。

【「若者」の併記について】

こども基本法において、「こども」＝「心身の発達過程にあるもの」としており、概ね30歳未満（施策によっては40歳未満）の「若者」を対象に含んでいますが、この考え方が浸透していないことから、本計画内では「こども・若者」、「こどもや若者」といったように、「若者」を併記している場合があります。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国においては、少子化や核家族化の進行、児童虐待や貧困の問題など、こどもを取り巻く環境が大きく変化しています。こうした課題に対応するため、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が創設され、こども施策の総合的・一体的な推進を図り、すべてのこどもたちが将来にわたって幸せな生活ができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」を実現することを目的として、令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されました。また、国は「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」や令和5年12月22日に「こども大綱」を策定し、自治体に対しても地域の実情に応じたこども施策の充実を求めています。

このような国の動向を踏まえ、本市においても、こどもが健やかに成長し、安心して暮らせる環境づくりが求められています。市独自のこども計画の策定は、国の基本方針や大綱を参考にしつつ、地域に根ざした課題やニーズを明確にすることが重要です。

今後、国の制度や方針の変化に柔軟に対応しながら、地域のこどもたちの未来を見据えた計画の策定がますます重要となっています。本市では、こどもたちの利益を第一に考え、こども・若者及び子育て世帯等の意見を取り入れながら、こども施策を推進していくこととしています。

※「こどもまんなか社会」とは

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会



こども施策は、**6**つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言ったり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(出所：こども家庭庁ホームページ)

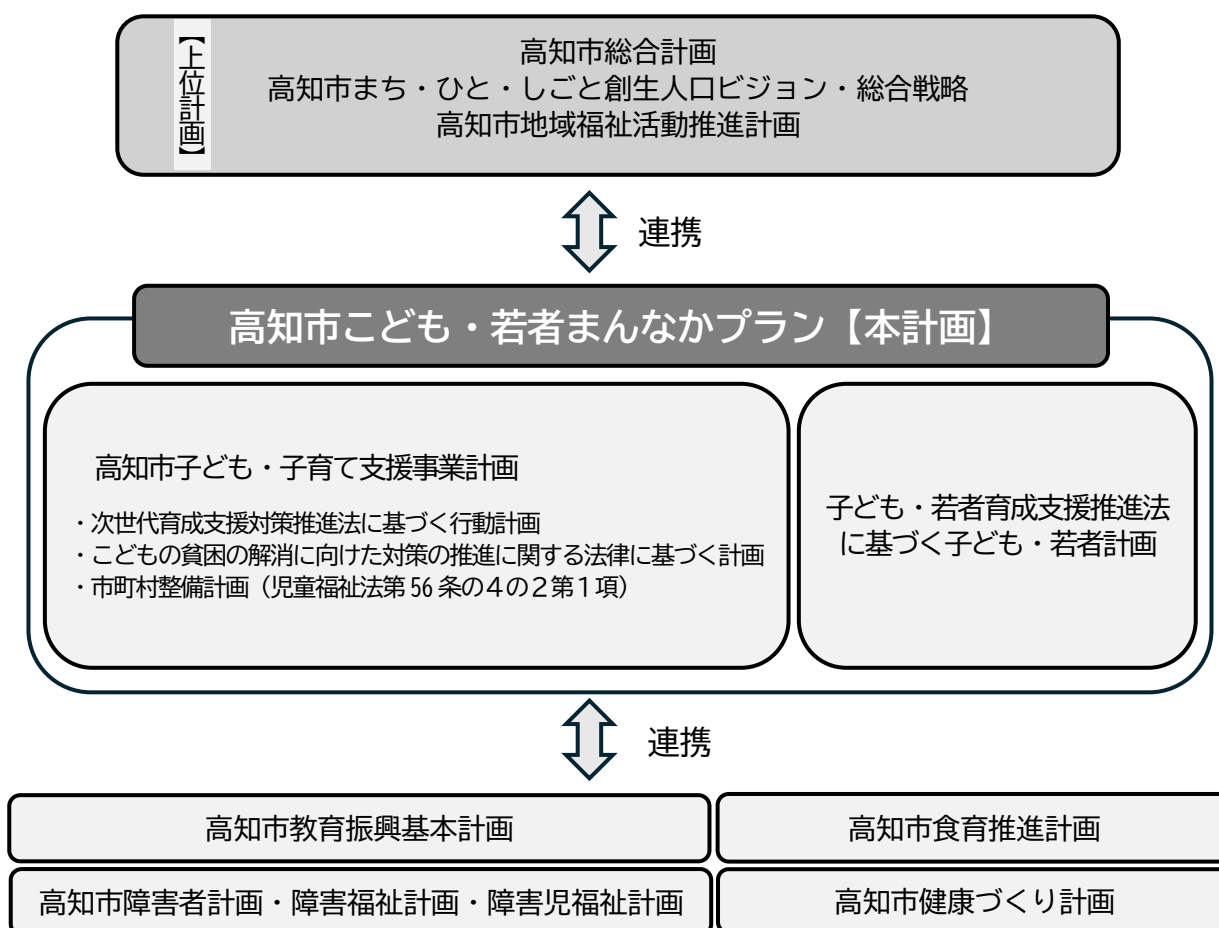
2 計画策定の目的

令和5年12月に、国はこども施策を総合的に推進するための「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「こども大綱」を閣議決定しました。こども基本法第10条において、国の「こども大綱」及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。

「市町村こども計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定している「子ども・子育て支援事業計画」等、その他法令の規定により地方公共団体が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体の計画として策定することができるとされています。

3 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づく計画であり、本市のこども・若者・子育て施策の総合計画となります。これまで本市が策定し、推進してきた子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の個別施策と、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を包含するものであり、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画も含みます。策定にあたっては、関連計画とも連携し、整合を図り策定しています。ただし、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保については、別冊として子ども・子育て支援事業計画の「量の見込みと確保方策」に記載します。

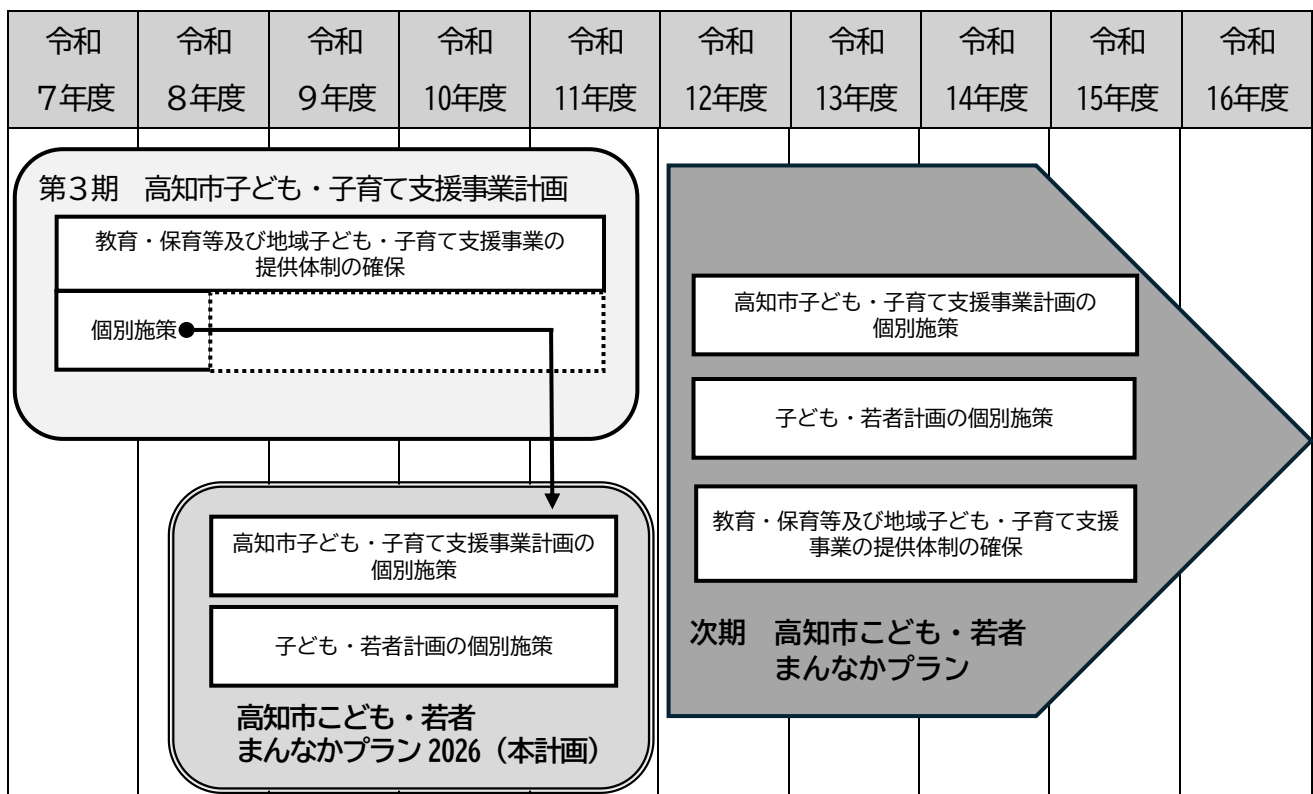


4 計画の対象と期間

こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義しています。概ね30歳未満（施策によっては40歳未満）の「若者」を対象に含んでいます。また、施策によっては、「こども」と「若者」は重なり合う部分があります。

本計画の対象は、こども（0歳から概ね18歳まで）、若者（概ね18歳から概ね30歳未満、取組によっては40歳未満）及び子育て世帯（妊娠・出産期を含む。）を主たる対象とします。なお、取組内容に応じて、市民、地域で活動する団体、企業や事業者などのすべての個人及び団体も対象とします。

本計画の期間は、令和7年3月に策定した「高知市子ども・子育て支援事業計画」と整合を図り、一体的に推進するため、令和8年度から令和11年度までとします。令和11年度の見直し時には、子ども・子育て支援法に定める5年間を計画期間とする予定です。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

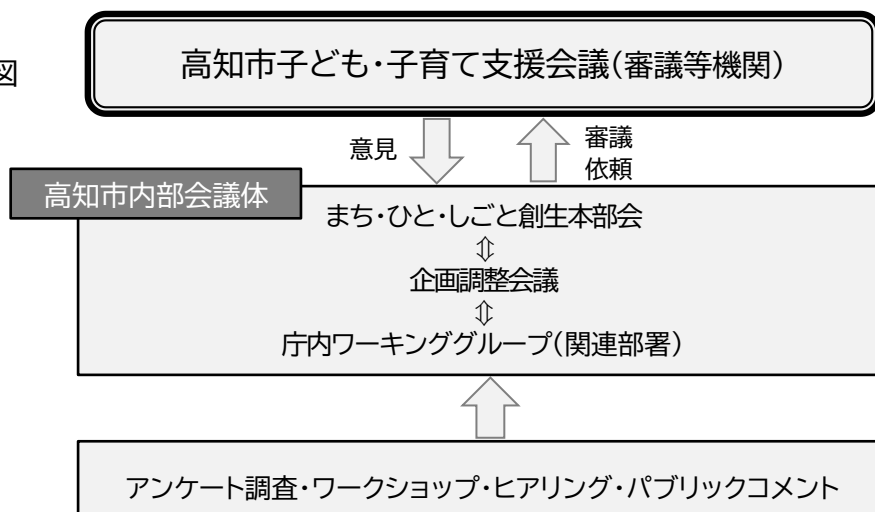


5 計画策定への取組

(1) 子ども・子育て支援会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められている合議制の機関として、「高知市子ども・子育て支援会議」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行います。

■策定体制のイメージ図



(2) こども・若者に対するアンケート調査

こども・若者の考え、思い、状況を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的として、アンケート調査を実施しました。

(3) こどもたちに向けたワークショップの開催

アンケート調査では把握しきれないこどもたちの意見を聴くために、小学生から高校生を対象にワークショップを開催しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市のホームページ等で公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

(5) こども向けパブリックコメントの実施

こどもやさしい版計画案に対する意見聴取に加え、こどもたち自身の参画意識の醸成を目的に、こども向けパブリックコメントとして意見・感想を募集しました。

6 計画の点検・評価

本計画における各施策等の達成状況について、定期的に点検・評価を行います。

これらの点検・評価の結果については、高知市子ども・子育て支援会議に報告するとともに、同会議の議事録や提出資料を本市のホームページで公開し、市民への周知や意見の聴取に努め、その後の計画の実施や見直し等に反映していきます。

第2章 高知市の現状と課題

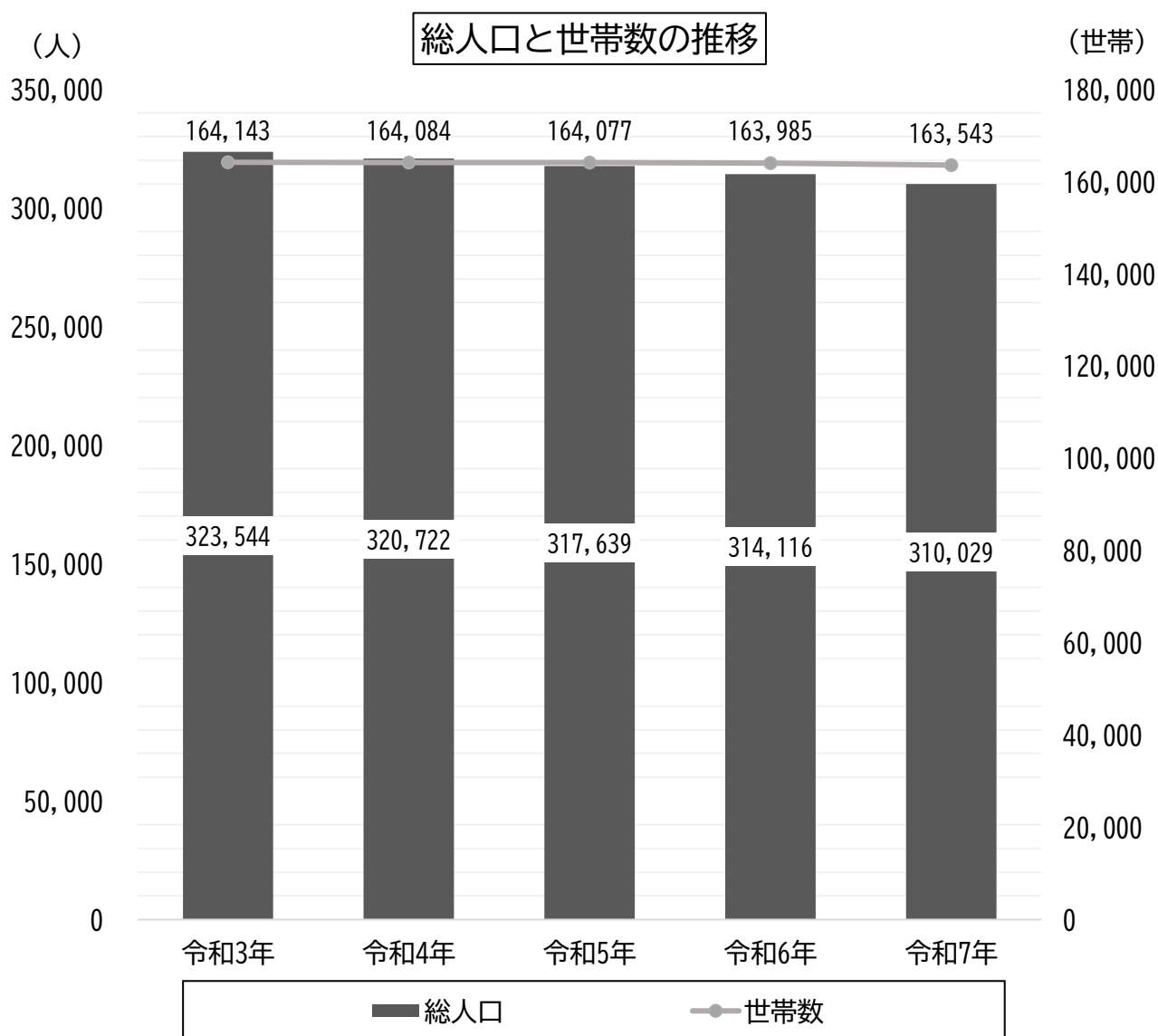
1 高知市の子どもたちを取り巻く環境

(1) 人口の状況

① 市の人口と世帯数の推移

市の人口は、平成 17 年まで増加傾向にありましたが、それ以降は減少しており、令和 7 年の総人口は 310,029 人となっています。

世帯数についても、人口の減少に伴い減少傾向にあり、令和 7 年には 163,543 世帯となっています。

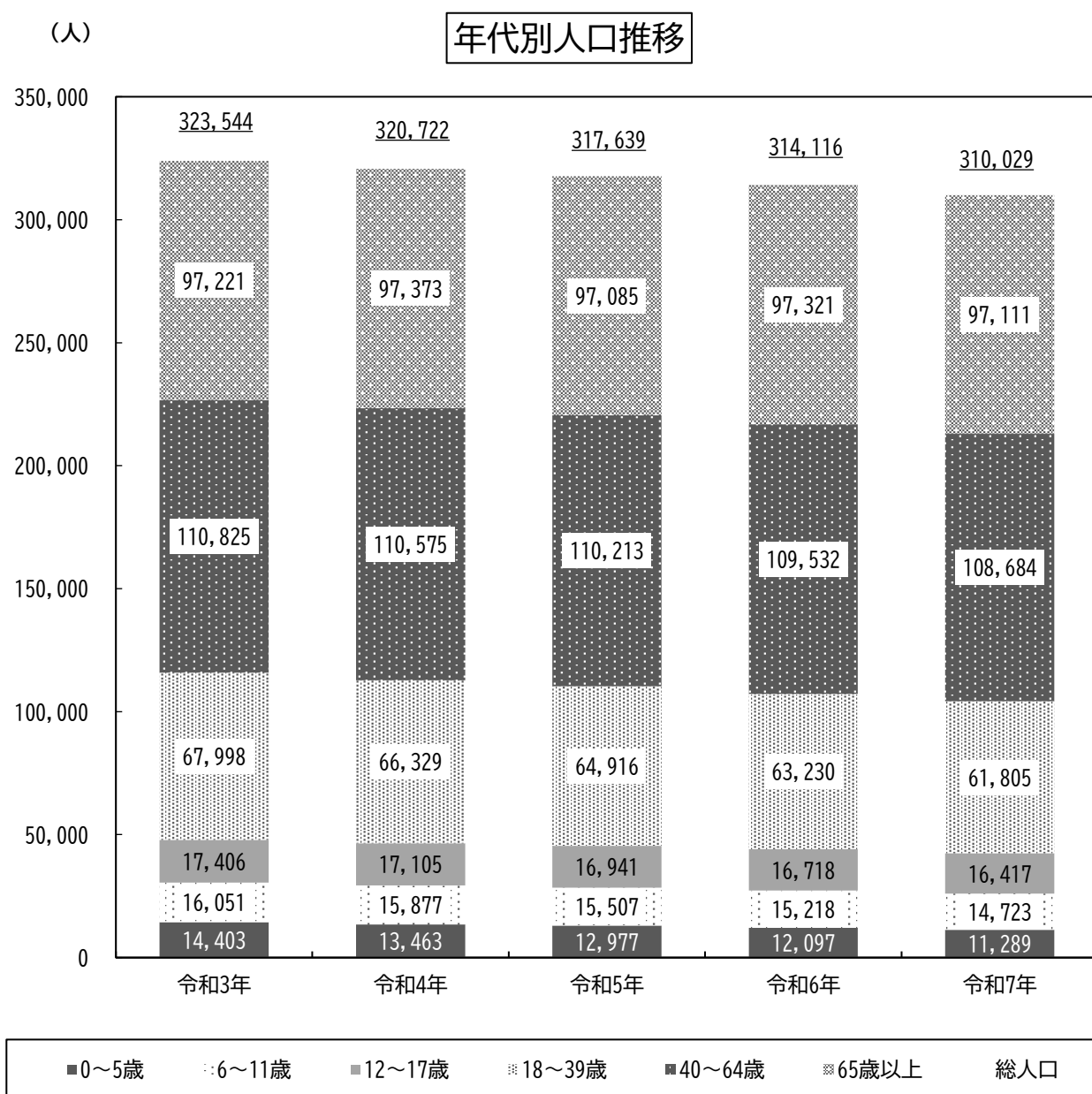


(出所：住民基本台帳（各年4月1日時点）)

② 年齢区分別の人口の推移

年齢区分別の人口推移をみると、令和6年の「65歳以上」のみ、対前年増となっていました、それを除いてすべての区分において減少傾向となっています。

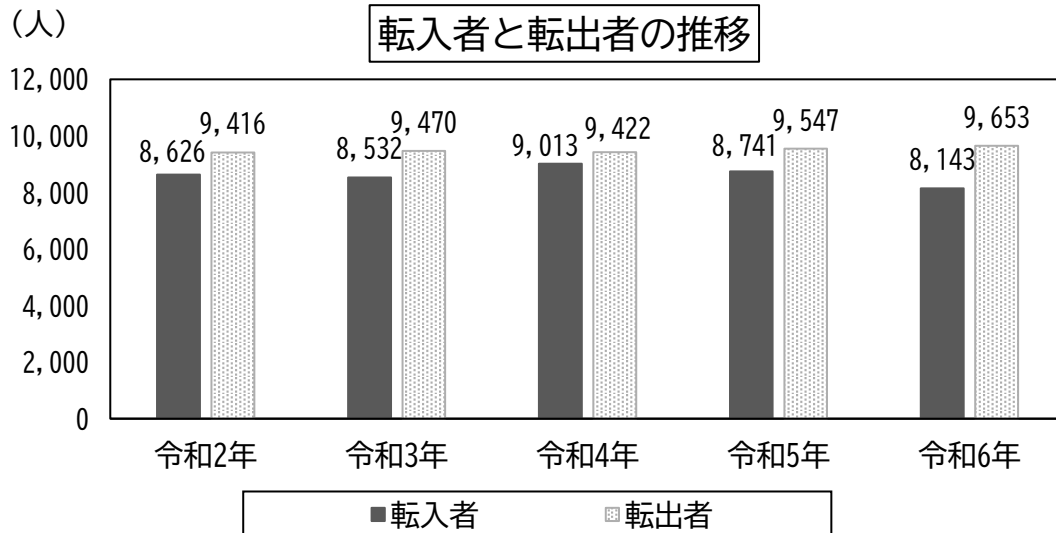
特に「0～5歳」については、令和3年の14,403人から令和7年は11,289人と、3,114人の減少となっており、21.6%の減少となっています。



(出所：住民基本台帳（各年4月1日時点）)

③ 転入者及び転出者の推移

1年間の市への転入者及び市からの転出者の推移をみると、過去5年間、市からの転出者が市への転入者を上回っています。令和6年の転出者は9,653人、転入者は8,143人であり、転出者が転入者を1,510人上回っています。



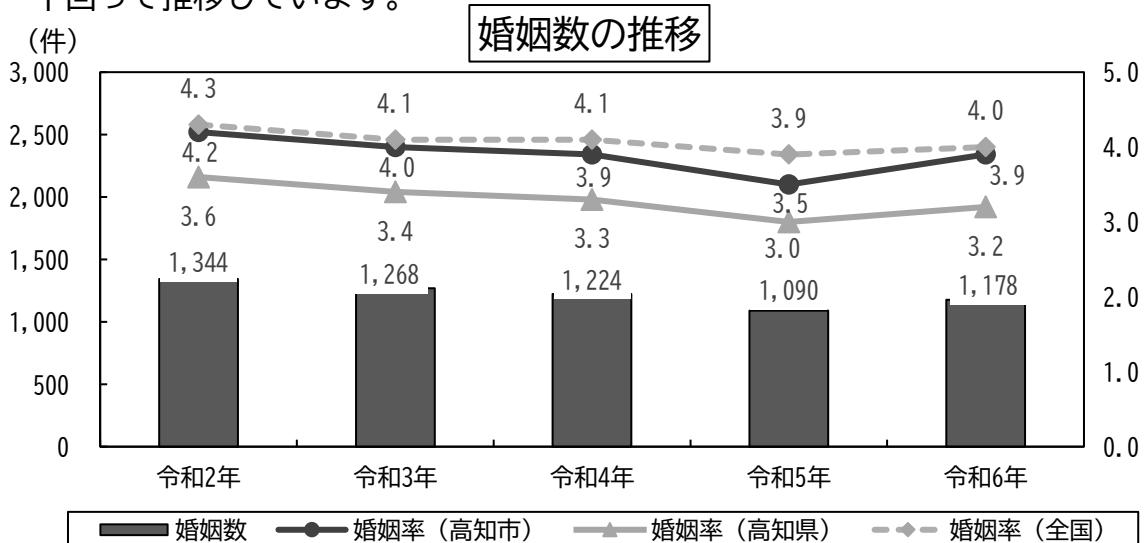
(出所：厚生労働省「人口動態調査」)

(2) 家庭の状況

① 婚姻数の推移

婚姻数をみると、令和2年から令和5年まで減少傾向が続きました。しかし、令和5年から令和6年にかけては1,090人から1,178人と増加となっています。

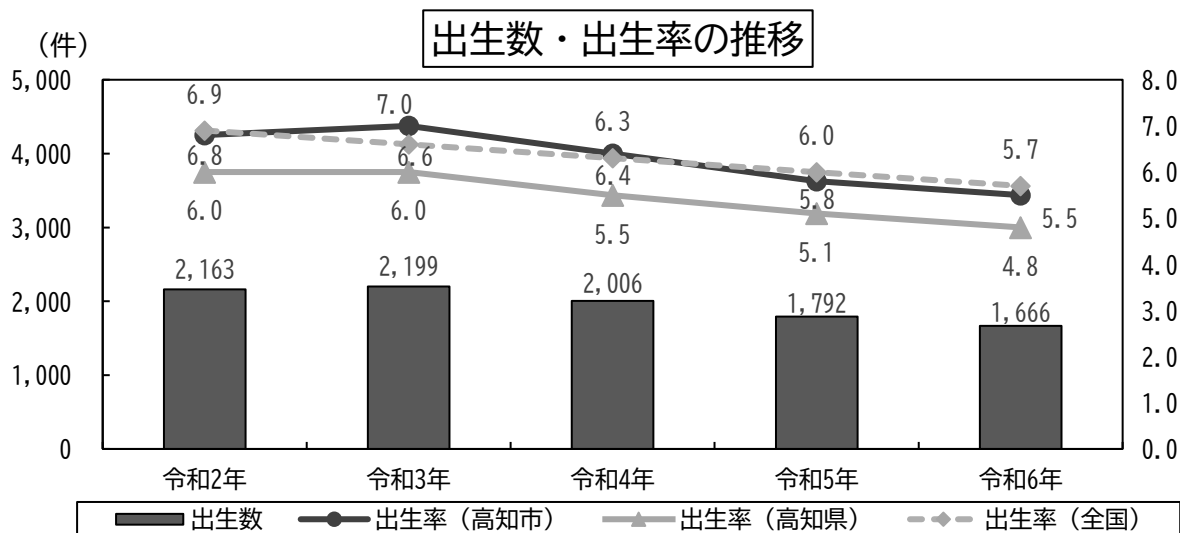
婚姻率について全国、高知県と比較すると、高知県を上回っているものの、全国を下回って推移しています。



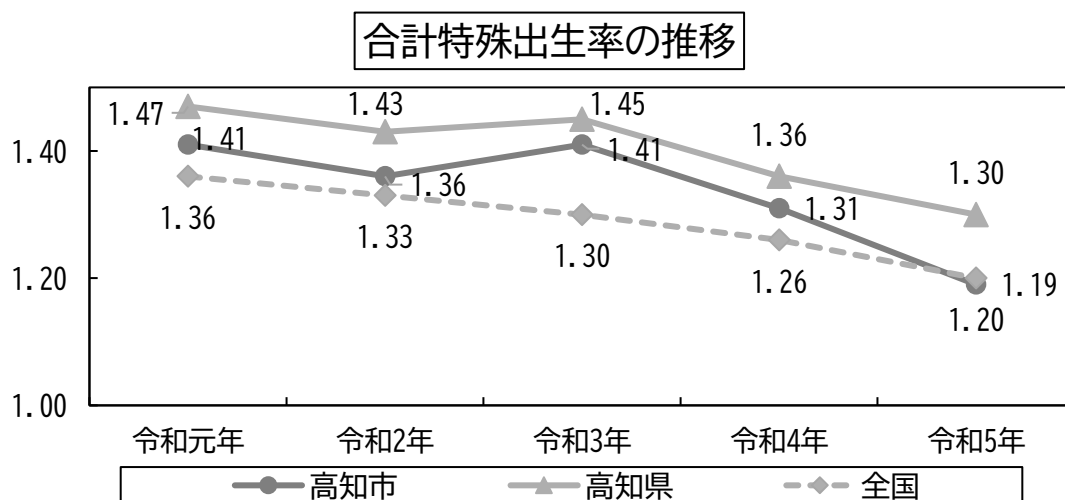
(出所：市 HP「国・県・市の婚姻件数及び婚姻率の比較」)

② 出生の状況

出生数をみると、令和2年の2,163人から減少傾向となっており、令和6年は1,666人となっています。また、出生率¹についても低下傾向となっており、令和2年の6.8が、令和6年は5.5まで低下しています。全国、高知県と比較すると、高知県を上回っていますが、全国とは同程度での推移となっています。



合計特殊出生率²をみると、本市は令和3年に一度上昇しているものの、令和元年の1.41から令和5年は1.19まで低下しています。また、高知県より下回るものの、全国を上回って推移していましたが、令和5年度は、全国も下回る水準となりました。

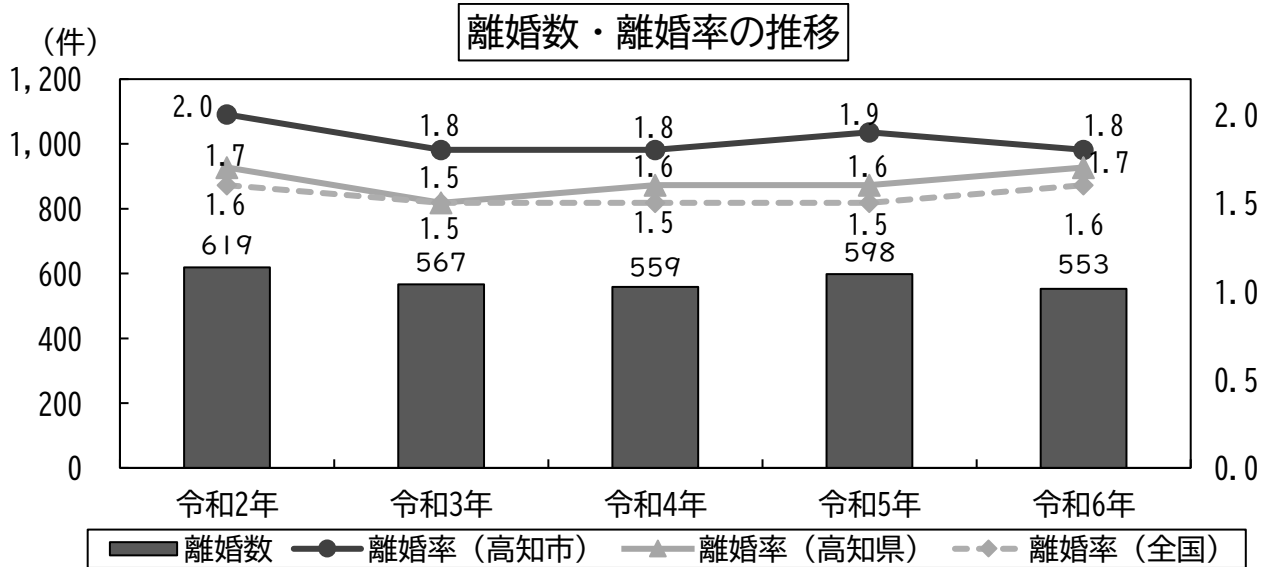


¹ 年間出生数を、各年10月1日現在の日本人人口で除して千倍したもの

² 1人の女性が一生の間に出産することの人数であり、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

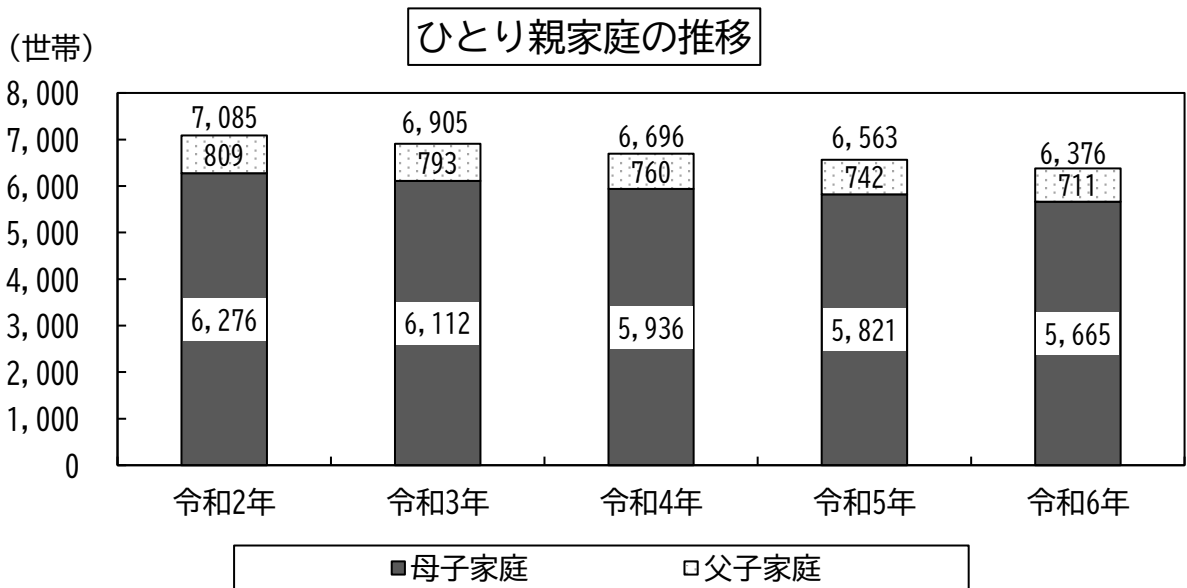
③ 離婚の動向

離婚件数をみると、令和5年はやや増加したものの、全体としては減少傾向となっており、令和6年は553件となっています。また、離婚率については、過去5年間、全国、高知県を上回って推移しています。



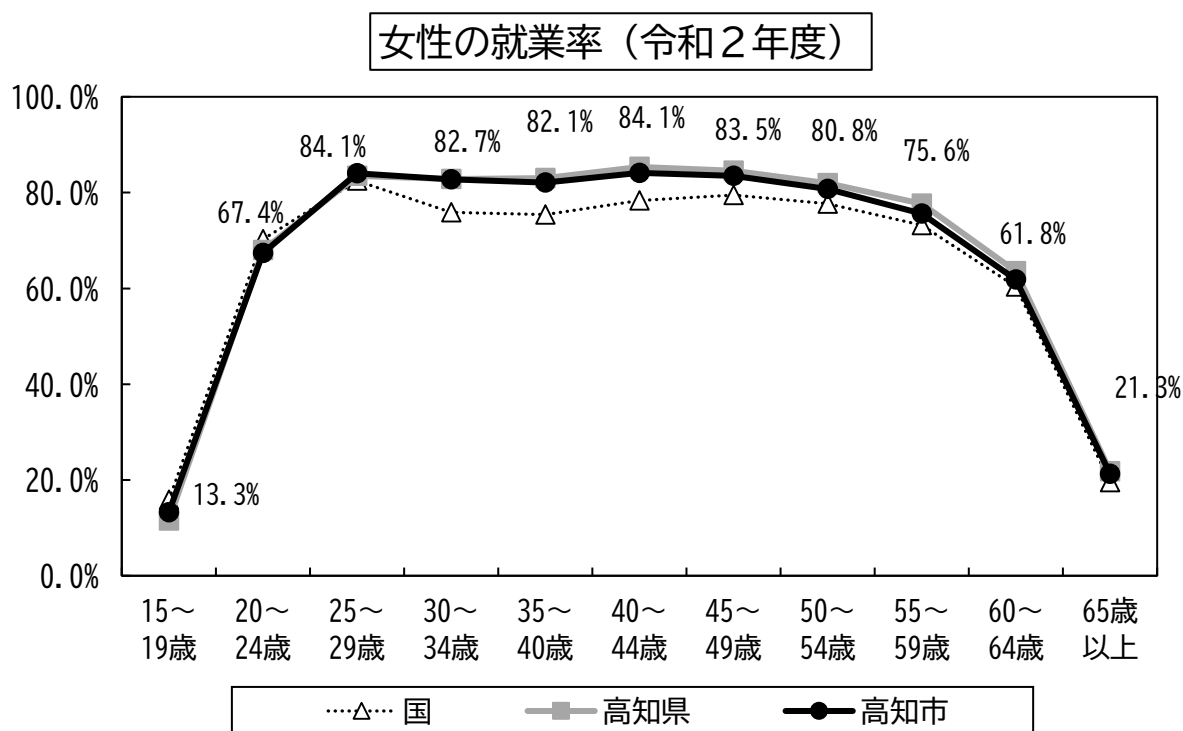
④ ひとり親家庭の状況

令和6年度の母子家庭は5,665世帯、父子家庭は711世帯で、ひとり親世帯の合計は6,376件となっています。母子家庭及び父子家庭は、年々減少傾向にあります。



⑤ 女性の就業状況

本市の女性の就業状況は、国と比較すると25歳以上では、すべての年代で上回っている状況です。特に、国の状況は、結婚や出産等を要因として就業率が下がりM字カーブになっていますが、高知市ではそのような状況は見られず、25歳以上から59歳まで大きく減少することがない状況となっています。



（出所：国勢調査）

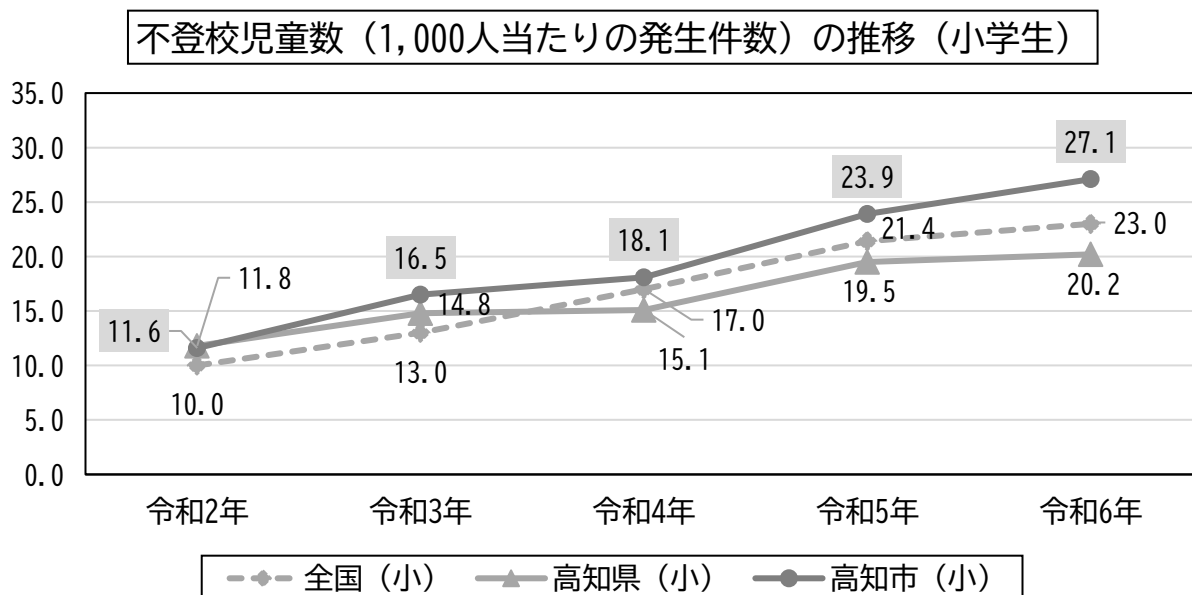
課題ポイント

子育てと仕事の両立支援 → 第2章4 **課題11**

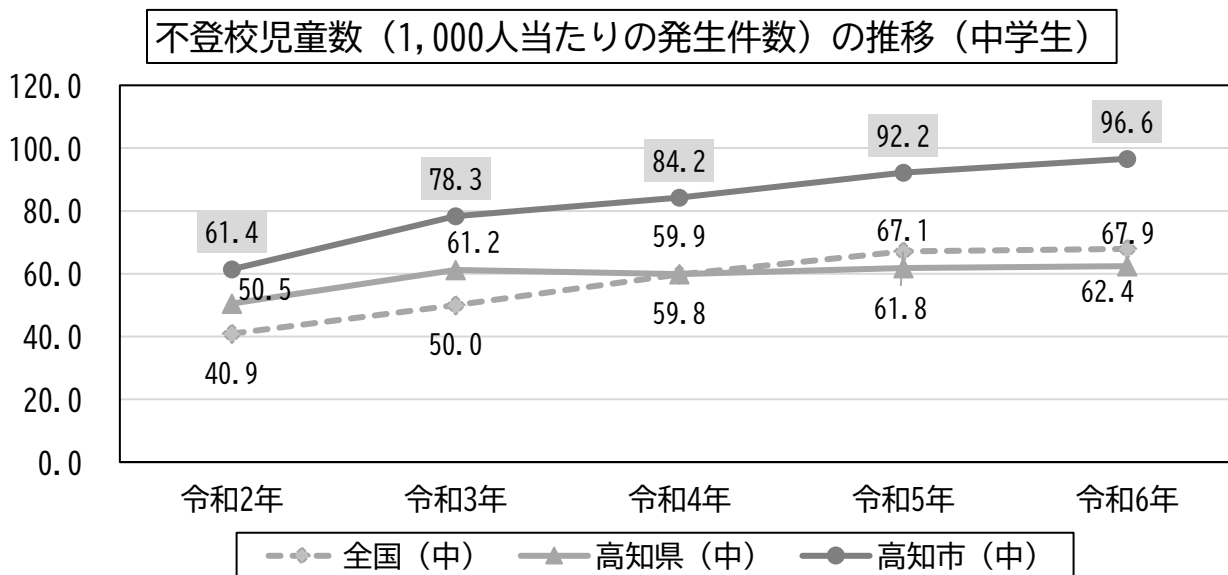
(3) こどもをめぐる状況

① 不登校児童数の推移

本市の不登校の状況は、小学生・中学生ともに全国、高知県よりも高い状況にあります。過去5年間の推移をみると、小学生、中学生ともに増加傾向にあります。



（出所：高知県・高知市 教育長連携会議資料）



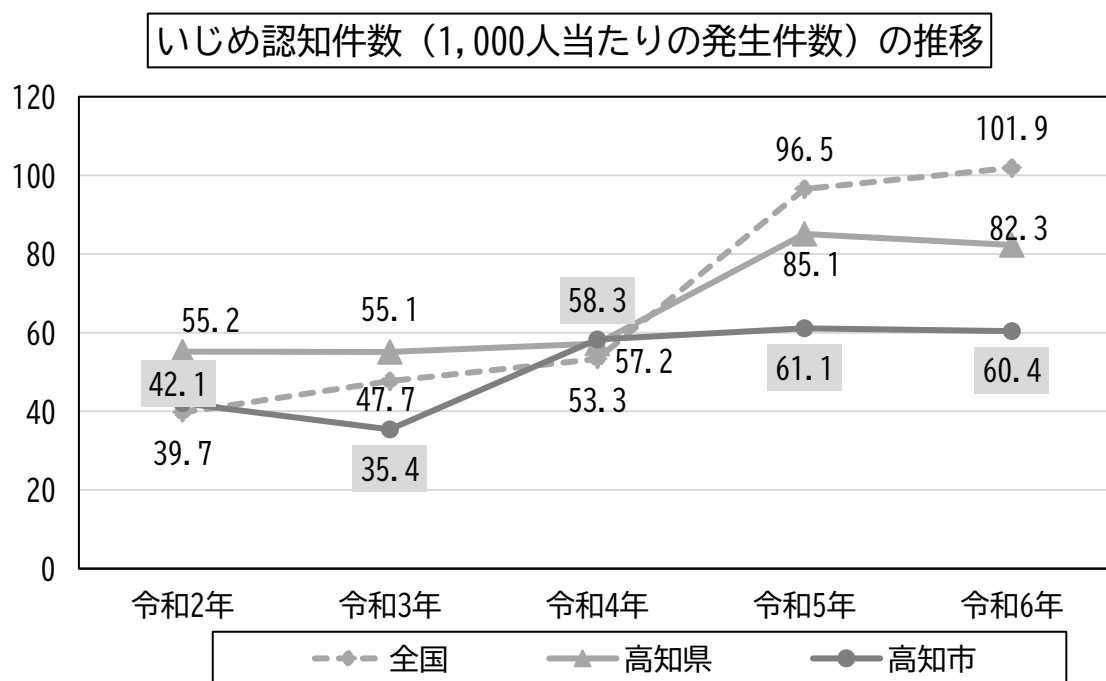
（出所：高知県・高知市 教育長連携会議資料）

課題ポイント

不登校児童のサポート体制の充実 → 第2章4 課題9

② いじめの認知件数

本市のいじめの認知件数は、全国と比較すると低い水準にあります。令和5年から令和6年にかけては、全国・高知県と同様にやや減少したものの、5年前の令和2年は42.1件、令和6年は60.4件と増加しています。

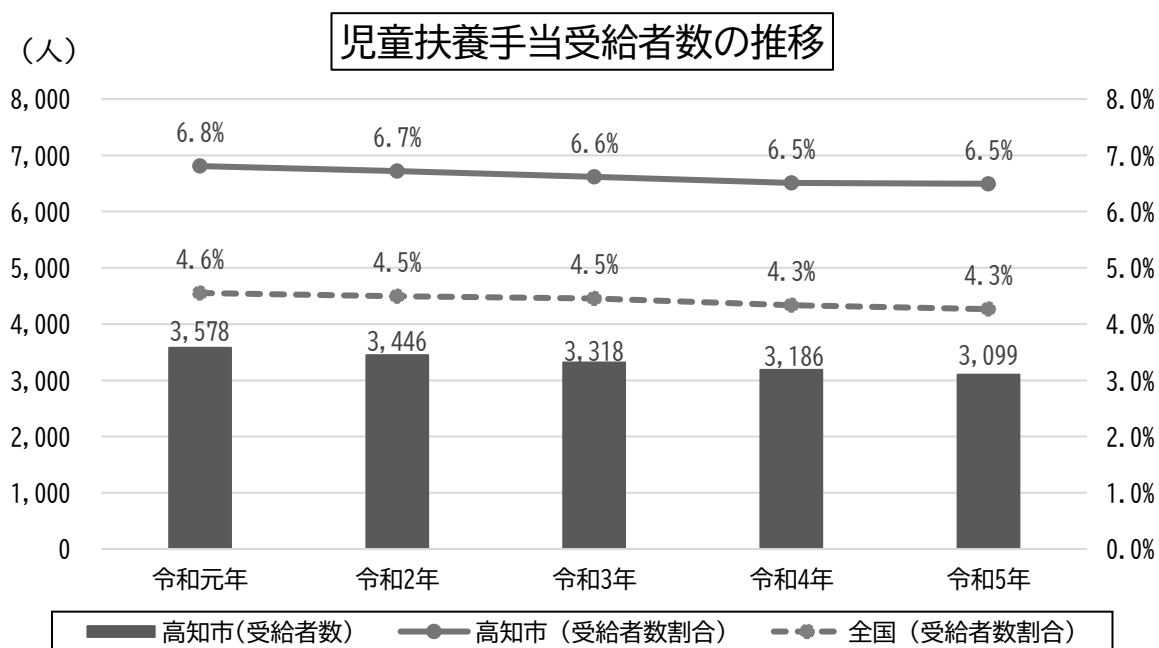


（出所：人権・こども支援課資料）

※小学校・中学校・高校・特別支援学校の合計であり、高知県及び全国の数値は、国立・公立・私立を含む。

③ 児童扶養手当受給者数

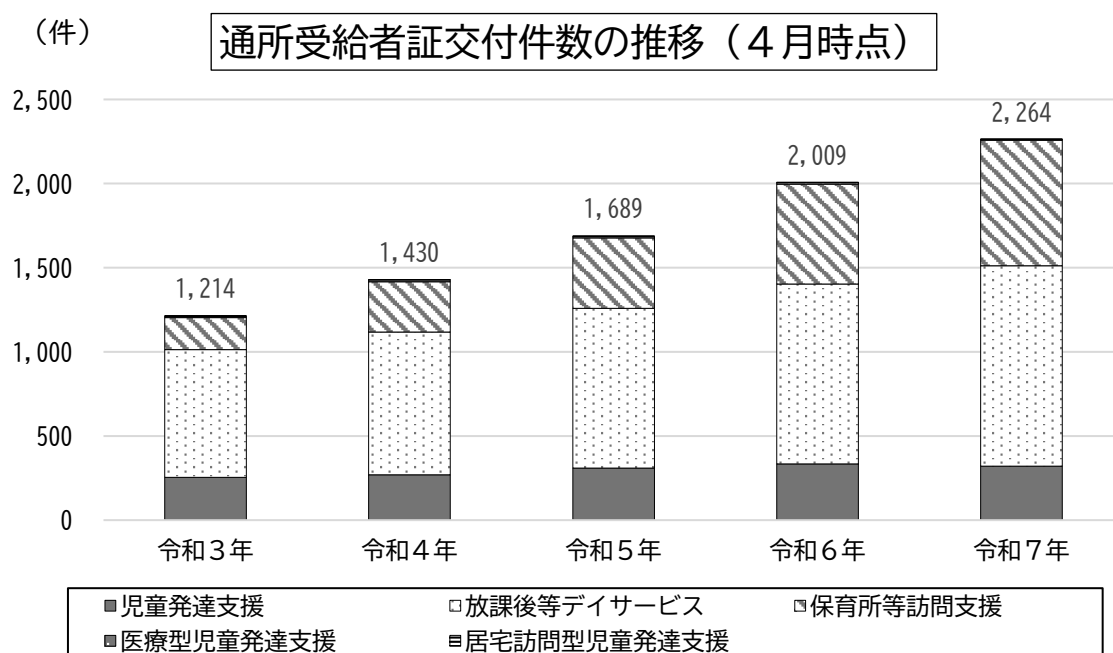
ひとり親世帯等の家庭に対して、生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される児童扶養手当の受給者数は減少傾向にあるものの、支給率は全国平均と比較すると、高い割合となっています。



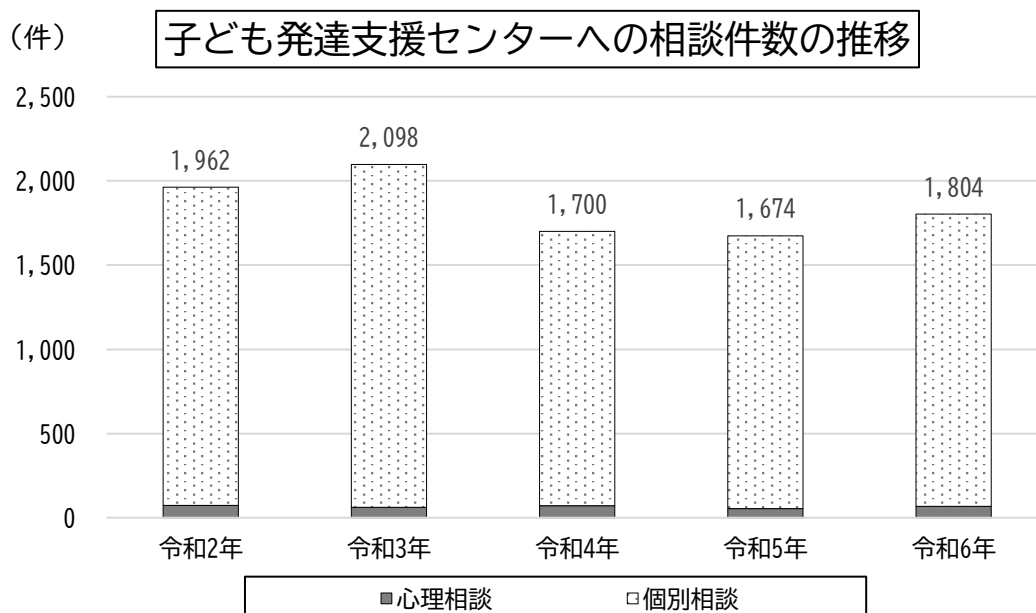
(出所：厚生労働省「福祉行政報告例」)

④ 発達に気がかりのある児童・生徒数

児童発達支援や放課後等デイサービスといった通所支援サービスの通所受給者証の交付件数は、令和3年以降、増加傾向にあります。子ども発達支援センターへの相談は、令和3年度から令和4年度にかけてやや減少したものの、過去5年間1,500件を超える高い水準で推移しています。



(出所：障がい福祉課資料)



(出所：高知市福祉事務所「高知市の福祉行政」)

2 こども・若者の現状

こども・若者への意見
聴取結果の詳細はこちら



(1) アンケート概要

① こども向けアンケート

市内に在住又は通学している小学生から高校生を対象にアンケートを実施しました。

【アンケート概要】

実施期間	令和7年10月27日～令和7年11月14日
対象者	高知市内に通学している小学生・中学生・高校生
回答件数	3,398件 (内訳) 小学生5～6年生 8校 974人 中学生1～3年生 7校 1,179人 高校生1～2年生 3校 1,245人 ※地域や学校種別(公立・私立)などの偏りがないように学校を選定して実施したほか、フリースクールや教育研究所(不登校支援)に通うこどもたちからも回答がありました。
有効回答数	3,398件
有効回答率	100.0%
実施方法	ウェブアンケート(学校を通じて依頼)

② 若者向けアンケート

市内に在住又は通勤・通学している18歳から39歳を対象にアンケートを実施しました。

【アンケート概要】

実施期間	令和7年10月1日～令和7年10月15日
対象者	高知市在住、又は高知市内に通勤・通学している18歳～39歳の若者(今年度18歳になる17歳も含む)
目標回答件数	1,050件 ※信頼度9%、許容誤差3%
回答件数	1,804件
有効回答数	1,750件
有効回答率	97.0%
実施方法	インターネットを利用したウェブアンケート

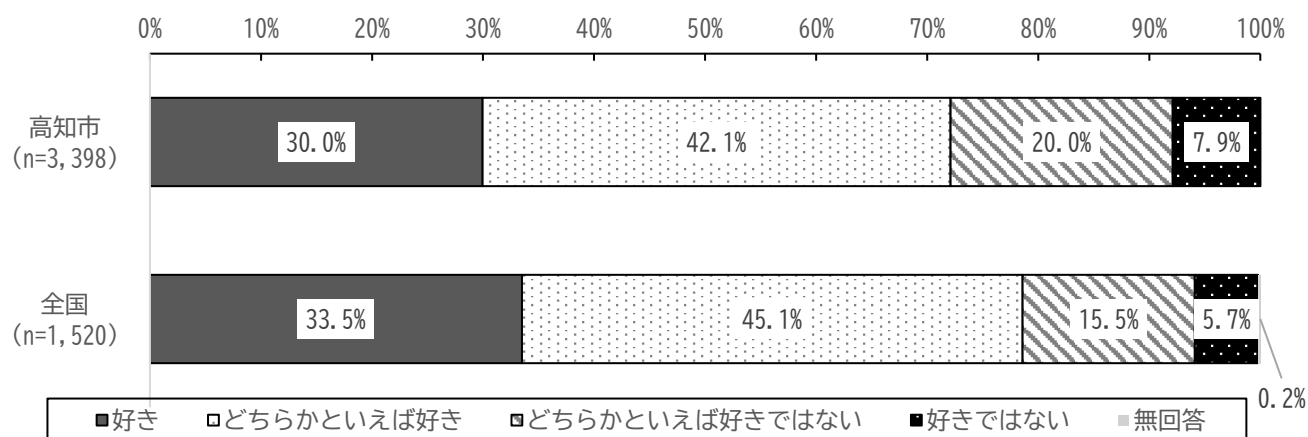
(2) こどもアンケート調査結果

こどもアンケート調査結果の概要については、次のとおりです。

① 自己肯定感について

- 「自分のことが好き」「好き」「どちらかといえば好き」の合計)と答えたこどもは、全体で 72.1%と過半数を超える結果となりました。
- 全国の調査結果(78.6%)と比較すると、「自分のことが好き」「好き」「どちらかといえば好き」の合計)と答えたこどもの割合は、やや低い結果となりました。
- 周りの大人に大事にされていると感じているこどもは、自分のことが好きだ、という自己肯定感が高い傾向が見られました。
- 「今幸せだと思う」「幸せ」「どちらかといえば幸せ」の合計)と答えたこどもは、全体で 92.6%となり、全国調査の 94.2%と比較すると、やや低い結果となりました。

●自分のことが好きですか(全国との比較)



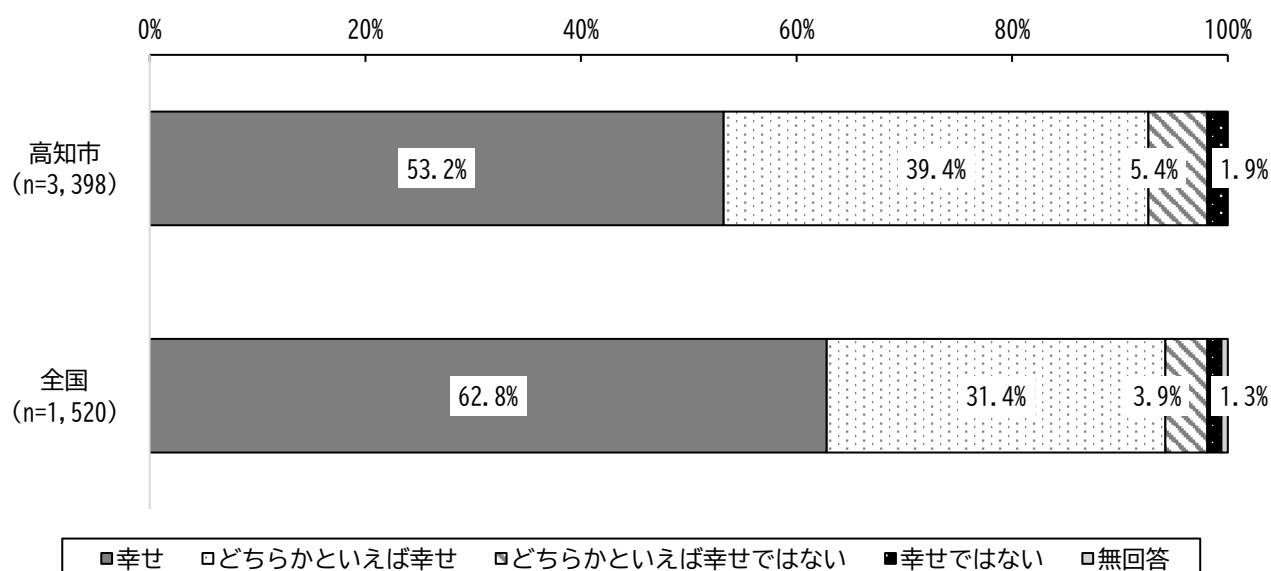
(出所：全国 こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査(10～14歳)(令和4年度)」)

※本市のこどもアンケート調査は、10歳～17歳を対象とし、こども家庭庁の全国調査(令和4年度)は10歳～14歳を対象としており、対象年齢が異なりますが、参考値として併記しました。(以下、こどもアンケート調査結果の全国との比較について同様)

●今の自分が好きですか×あなたは大切にされていると感じますか

		あなたは自分が好きですか				
		好き	どちらかとい えは好き	どちらかといえ ば好きではない	好きではない	総計
大切にされて いると感じ ますか	常を感じる	867	893	307	68	2,135
	たまを感じる	118	426	255	81	880
	あまり感じない	8	41	49	32	130
	感じない	1	8	4	20	33
	分からない	24	64	65	67	220
	総計	1,018	1,432	680	268	3,398

●あなたは、今幸せだと感じますか（全国との比較）



（出所：全国 こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査（10～14歳）（令和4年度）」）

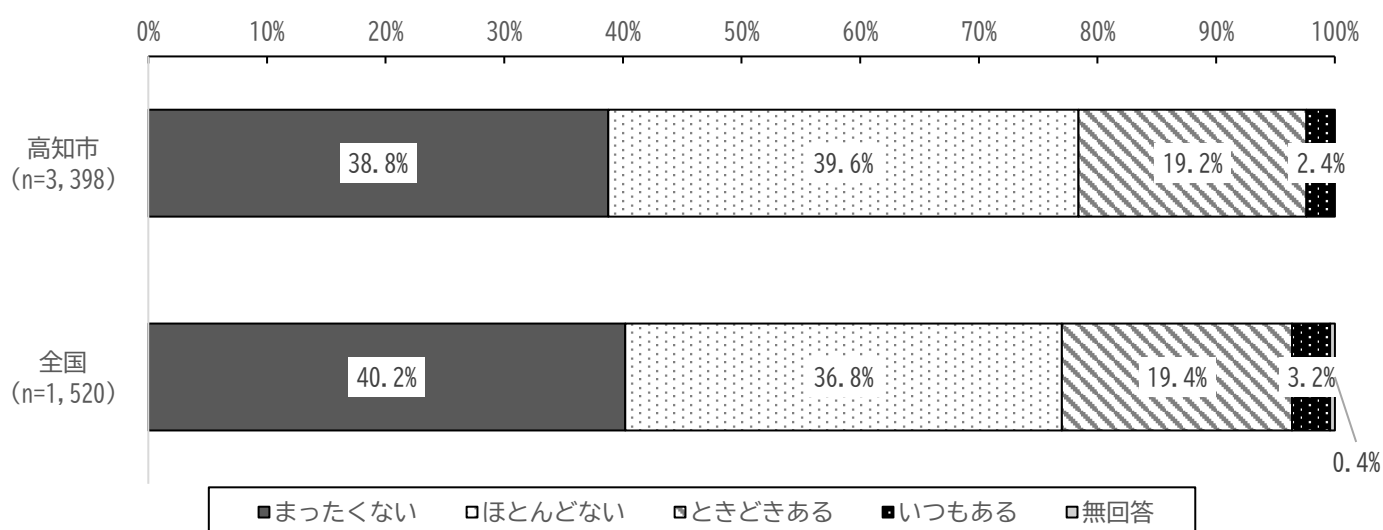
課題ポイント

こども・若者の自己肯定感の向上 → 第2章4 課題4

② 孤独感について

- 多くのこどもたちが、孤独を感じることはない（「まったくない」「ほとんどない」の合計）と答えていますが、ある（「ときどきある」「いつもある」の合計）と答えたこどもたちも、全体で21.6%となっています。
- 全国と比較すると、孤独を感じている割合が同じぐらいとなっています。

●あなたは、孤独を感じることがありますか（全国との比較）



（出所：全国 こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査（10～14歳）（令和4年度）」）

課題ポイント

こども・若者を主体とした「居場所」づくり→第2章4

課題2

地域・社会の意識の醸成 → 第2章4

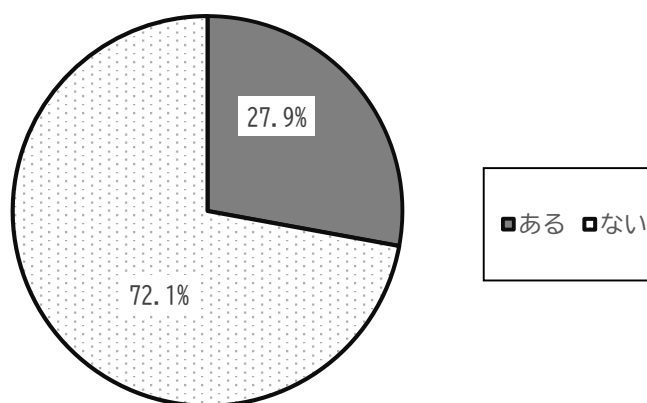
課題10

③ ヤングケアラーについて

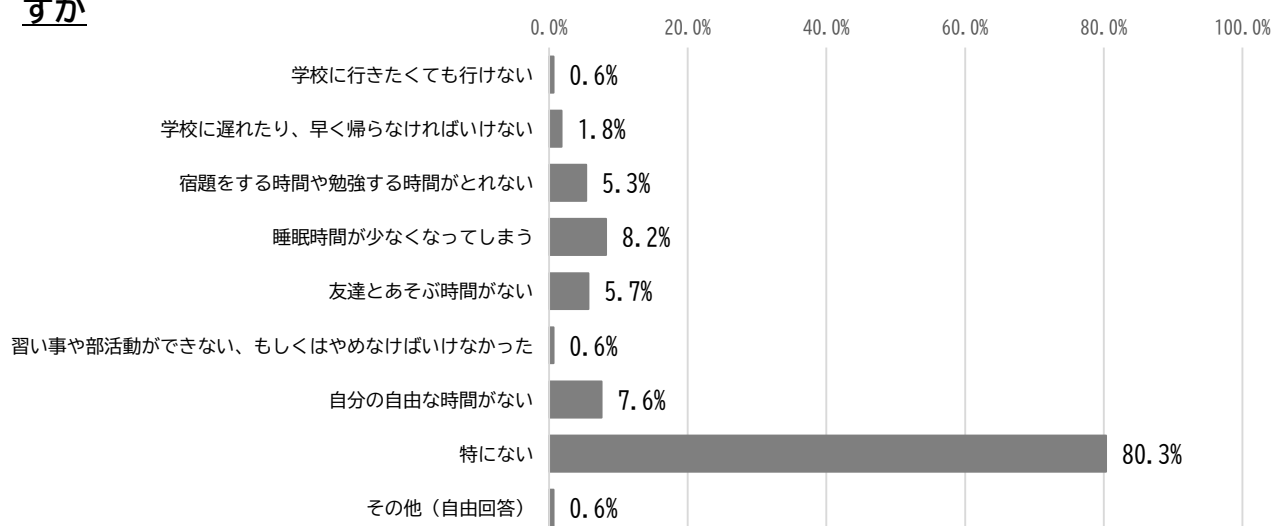
- 家族のお世話をすることがある、と回答したこどもが全体で約 30%近くいました。一方で、やりたいけどできないことは、「特にない」と回答したこどもが 80% となっています。そのため実質的なヤングケアラーは、それを差し引いた回答者数 3,398 人のうち 184 人で、全体の 5.5%程度と推測されます。
- お世話をすることがある、としたこどもの中で、周囲の大人がケアすべき「ヤングケアラー」の実態把握を行い、対応を行うことが重要です。

●あなたは、家族のお世話をすることはありますか

※ここでいう「お世話」は、大人がするような食事のしたく、洗たくなどの家事や家族のお世話などを毎日のようにすることです。



●（「ある」と回答した人）お世話をするために、やりたいけどできないことはありますか



課題ポイント

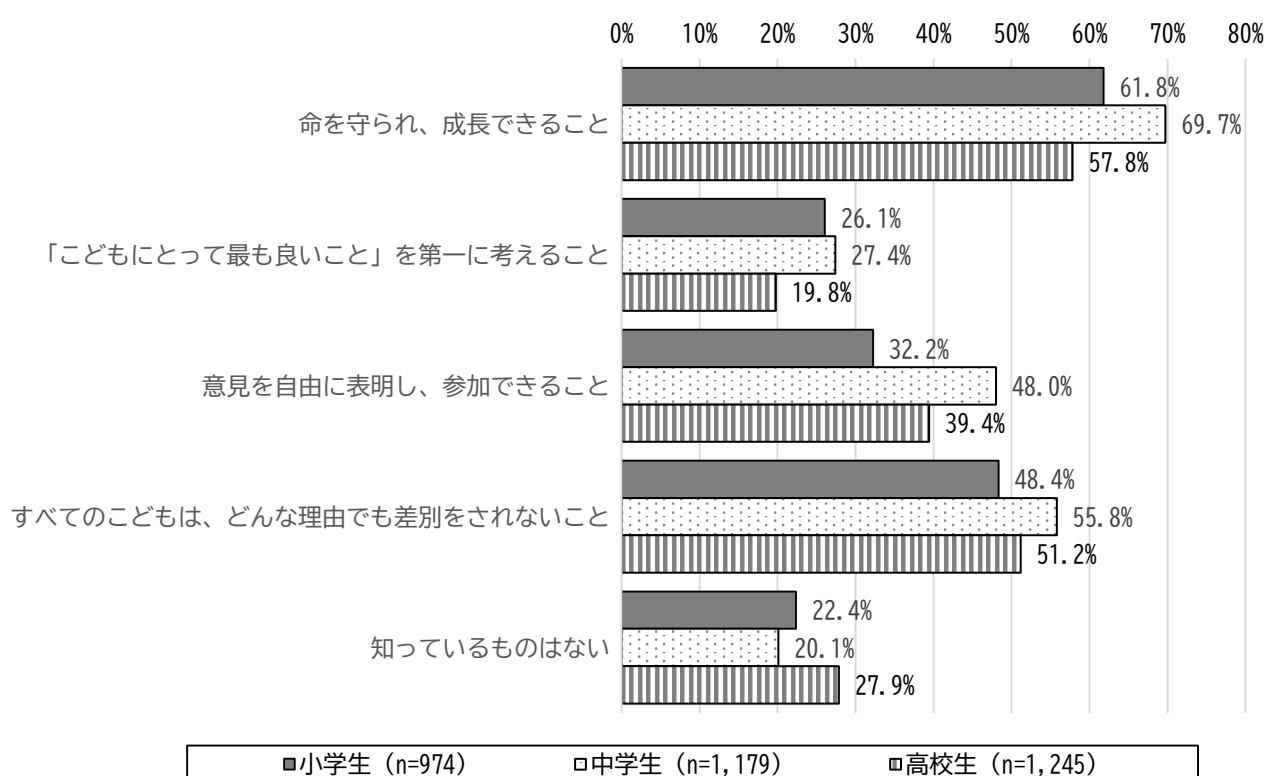
ヤングケアラーの実態把握と対策 ⇒ 第2章4

課題8

④ こどもの権利について

- 4つの「こどもの権利」のうち、もっとも認知度が高かった「命を守られ、成長できること」でも、認知度は約60%程度にとどまっています。
- 4つの「こどもの権利」については、こどもアンケートでは、知っているものはないと回答したこどもが各世代20%以上となっています。

●4つの権利のうち、知っているものはありますか



課題ポイント

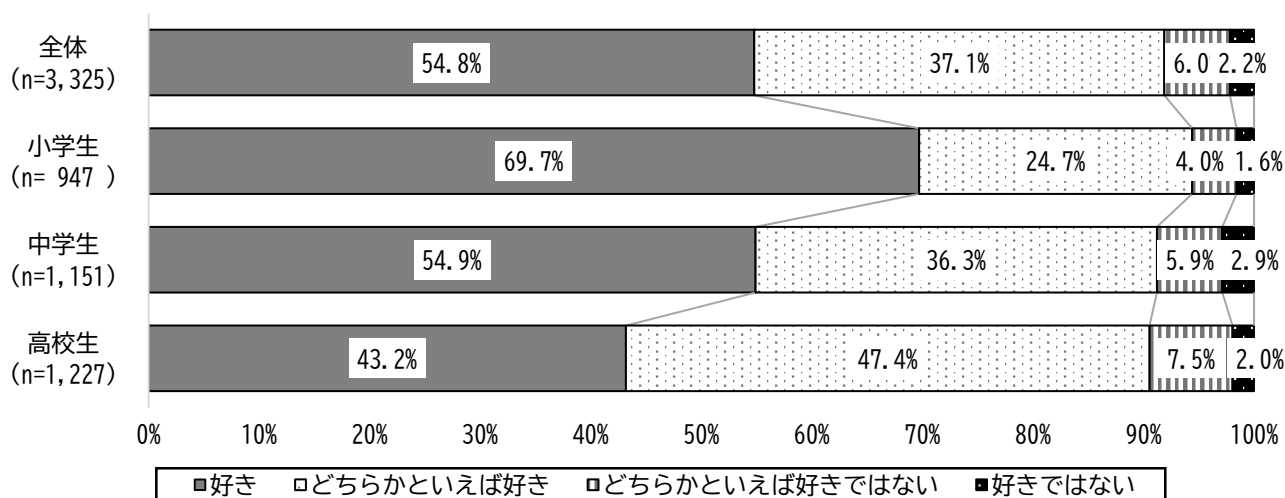
こどもの権利についての認知度の低さ ⇒ 第2章4

課題1

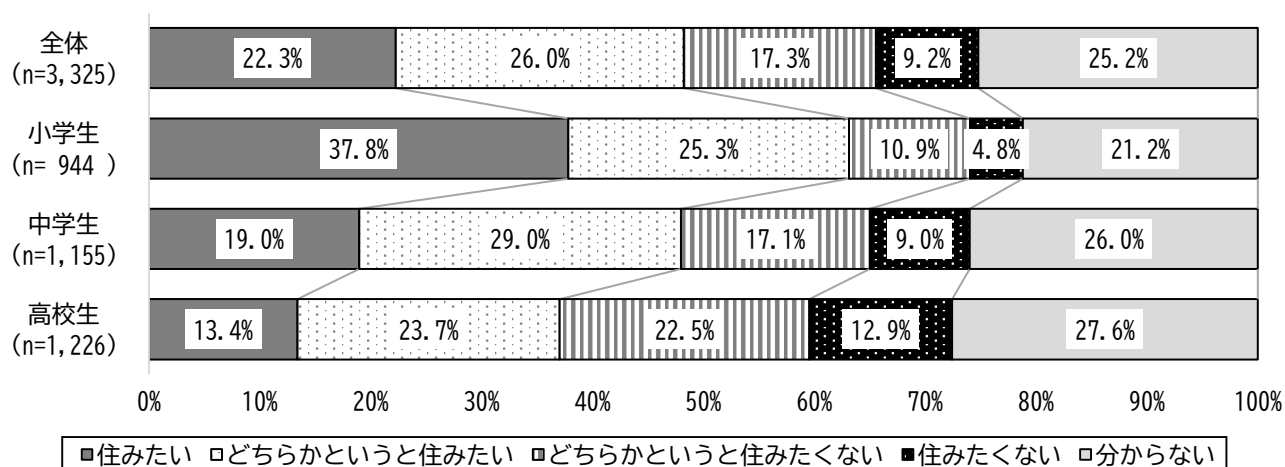
⑤ これからの高知市について

- 「高知市が好き」と答えたことも（「好き」「どちらかといえば好き」の合計）は、91.9%と高い割合である一方、「大人になっても高知市に住みたい」（「住みたい」「どちらかといえば住みたい」の合計）と答えたこともは半数程度で、年代が上がるにつれて住みたいと答える割合が低くなっています。
- 「屋内で遊べるところを増やしてほしい」や「買い物や食事ができるお店を増やしてほしい」といった回答が多く集まりました。
- その他の意見として、お悩み相談や、逃げられる場所、といった居場所に関する意見も見られました。

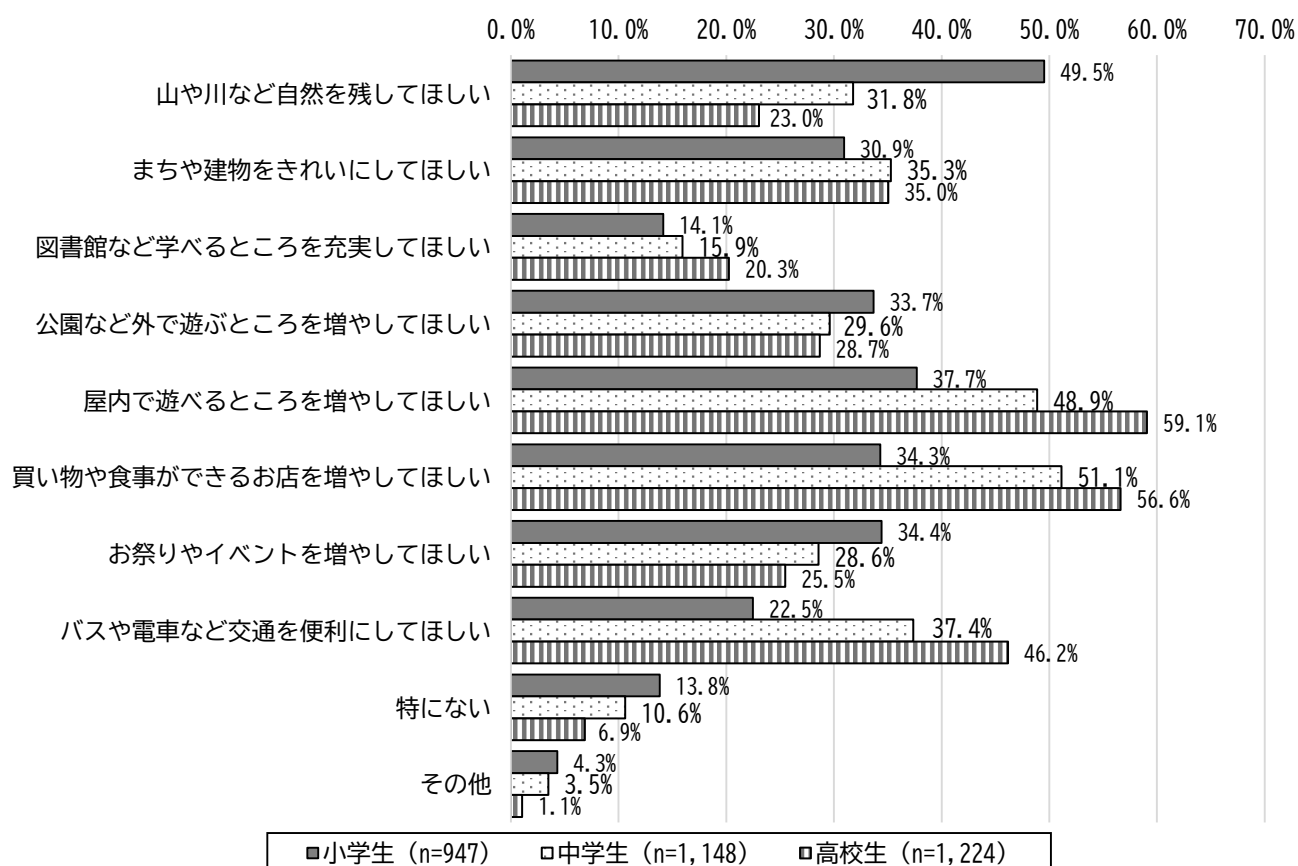
●高知市が好きですか。



●大人になっても高知市に住みたいですか。



●高知市がもっとこうだったらいいのにな、と思うことはなんですか。



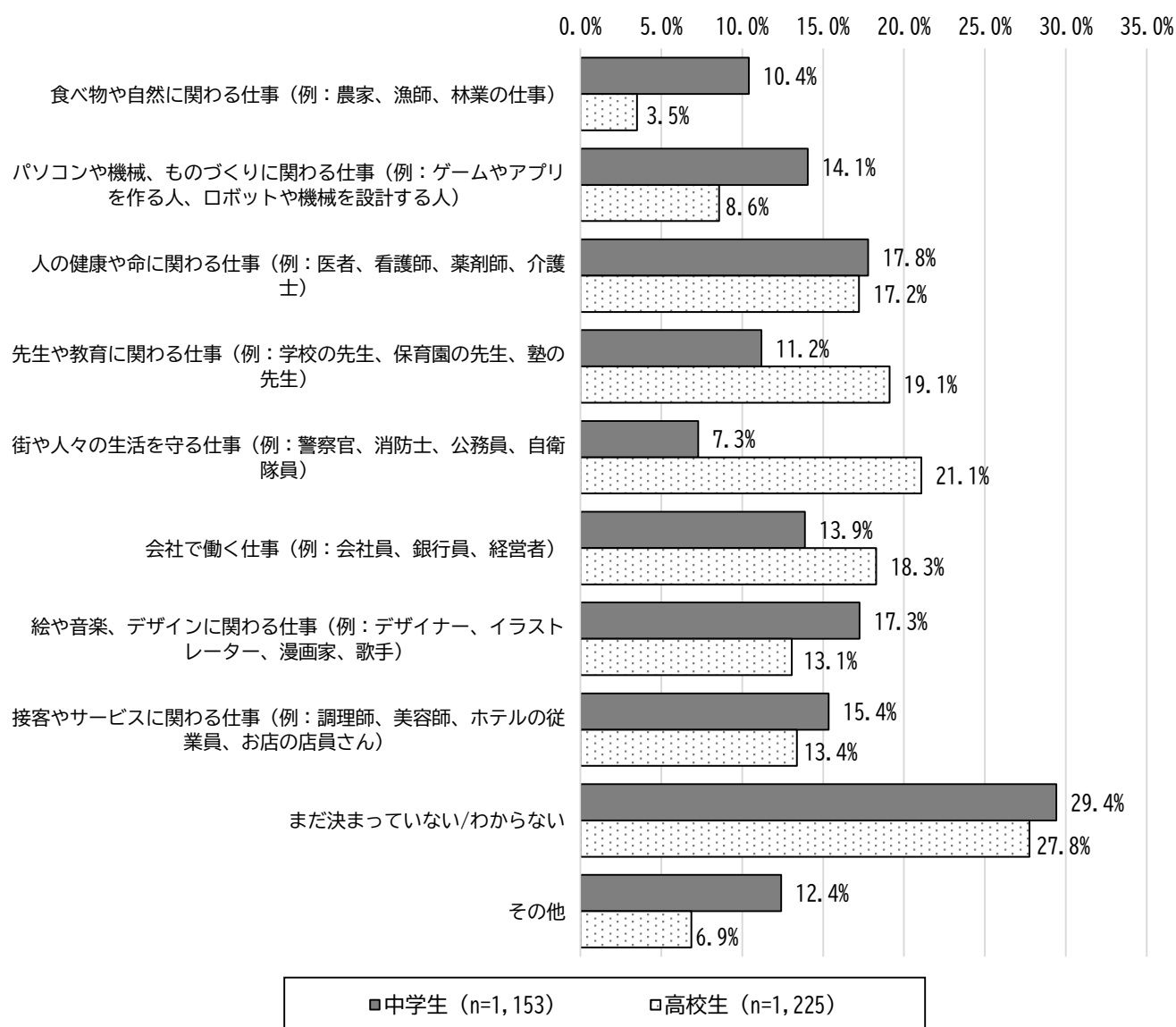
その他（自由回答）の内容

区分	主な意見
施設・設備について	・ 公共（公園）のトイレをきれいにしてほしい ・ 無料で勉強できる場所や、自習室を増やしてほしい ・ 高校生でも遊べる場所を増やしてほしい
治安・災害について	・ 災害対策（南海トラフ）を徹底してほしい ・ 治安をよくしてほしい
交通について	・ いろいろな場所にいくために交通機関を増やしてほしい ・ 路面電車の本数を増やしてほしい
環境・自然について	・ ごみをなくしてほしい ・ 自然を使ったイベントをもっとしてほしい
その他	・ お悩み相談室がほしい ・ 誰にも会いたくないときに逃げられる場所を増やしてほしい

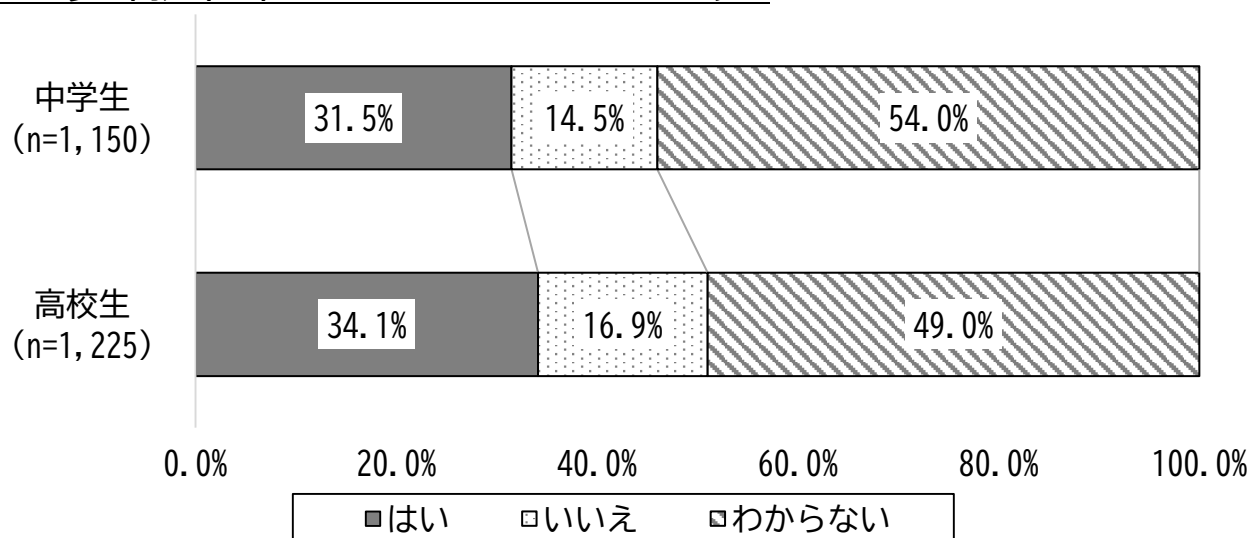
⑥ 自分の将来や学びについて

- 自分の個性や適性、職業の種類や仕事の内容といった自分自身を深く理解することや、進路・仕事に関する具体的で実践的な情報を求めていることが分かります。
- 将来の夢が高知市に住んでいてもかなえられるかどうか「分からない」とする回答が最も多くなり、中学生は過半数を超えています。
- 高校生は、進学先の教育内容や特色、にも多く回答が集まりました。高校卒業後の進路を見据えた情報の提供なども重要です。

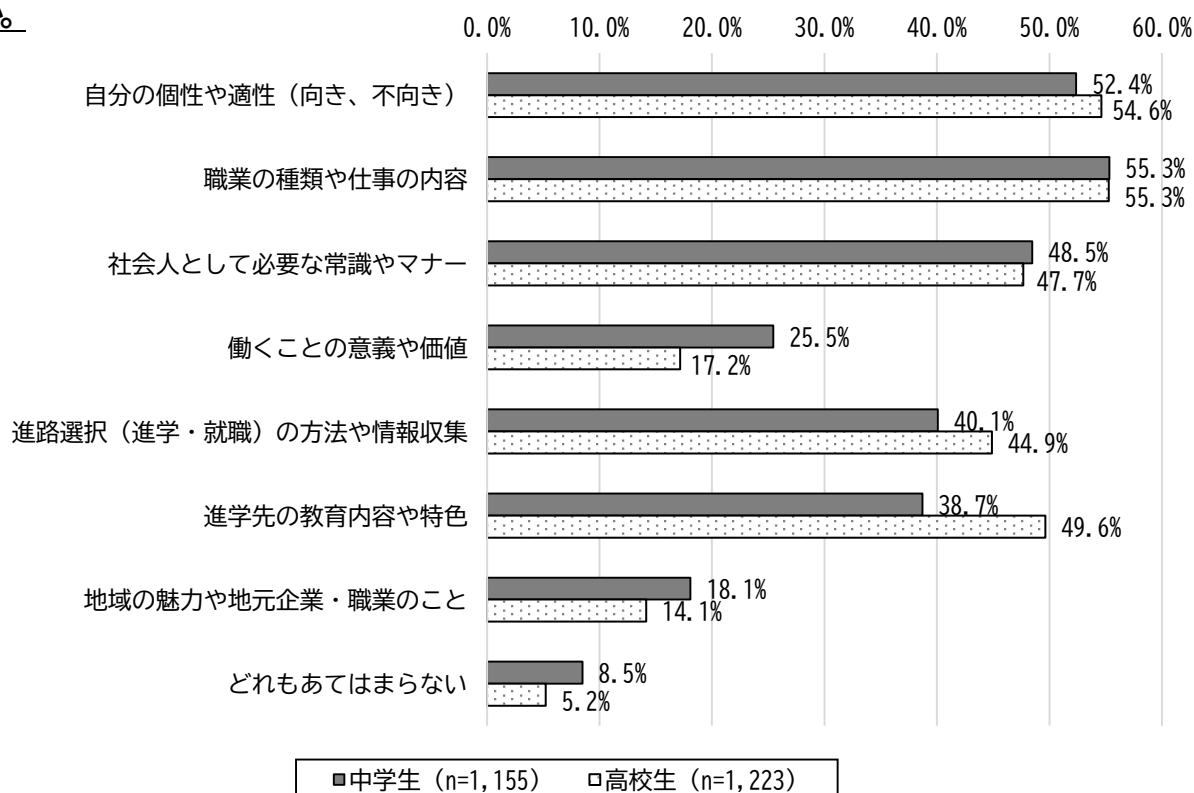
●将来、どういう仕事をしたいという夢がありますか



●その夢は高知市に住んでいてもかなえられそうですか



●自分の将来や生き方について考えるために、学校の授業や活動でもっと学びたいと思うことはありますか。



課題ポイント

将来の進路や生き方を考え、仕事や夢につながるができる学びの推進

⇒ 第2章4 課題3

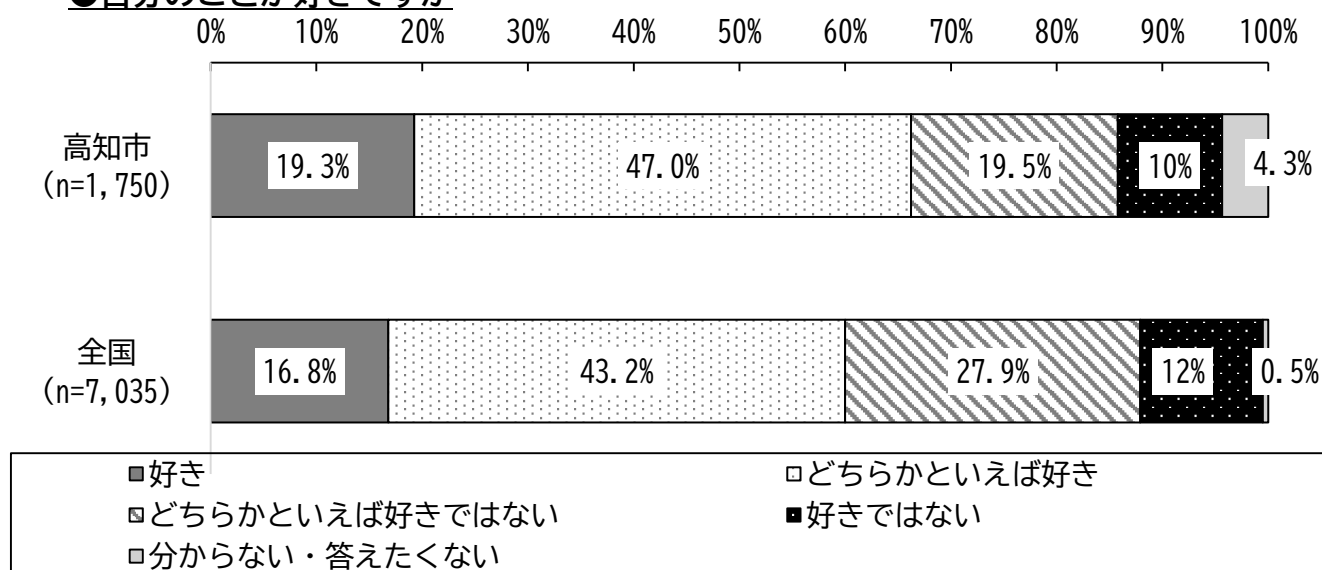
(3) 若者アンケート調査の結果

若者アンケート調査の結果については、次のとおりです。

① 自己肯定感について

- 「自分のことが好き」「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」の合計と答えた人は、全体で 66.3%となりました。
 - 全国の調査結果と比較すると、「自分のことが好き」「好き」「どちらかといえば好き」の合計と答えた若者の割合は、やや高い結果となりました。
 - こどもアンケート調査結果と同様に、周りの大人に大事にされている（されていた）と感じている人は、自分のことが好きだ、という自己肯定感が高いという傾向が見られました。
- 「今幸せだと思う」「幸せ」「どちらかといえば幸せ」の合計と答えた若者は、全体で 86.2%となり、こどもの調査結果 92.6%と比較すると低いものの、全国調査の 84.4%と比較すると、やや高い結果となりました。

●自分のことが好きですか



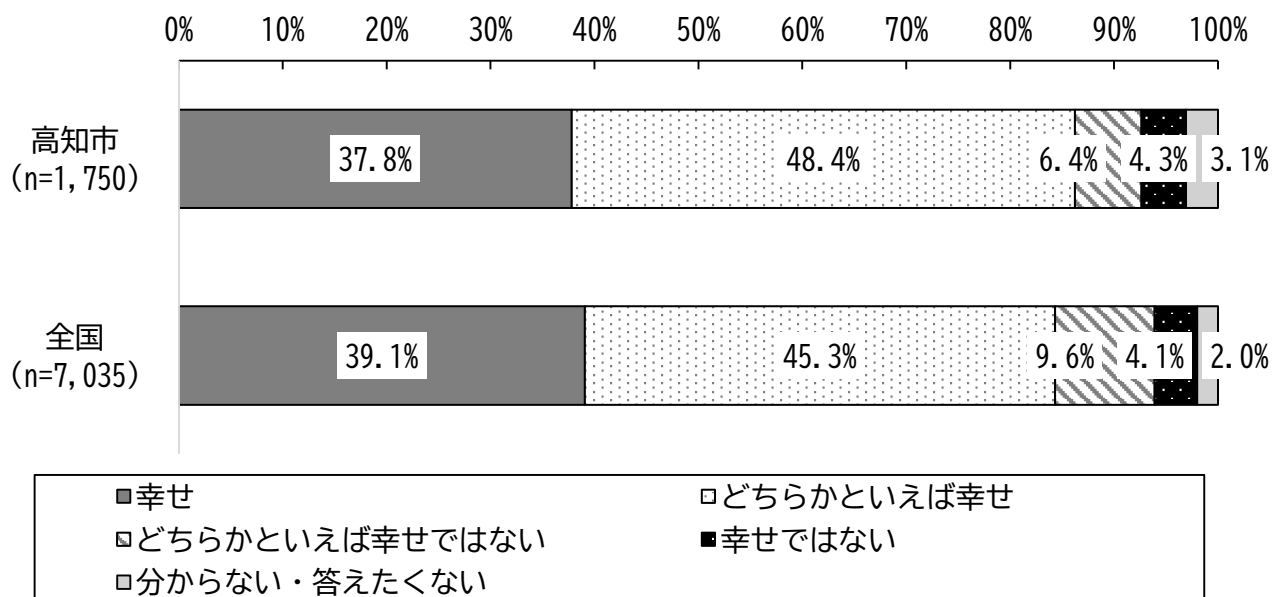
(出所：全国 こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査（15～39 歳）（令和4 年度）」)

※本市の若者アンケート調査は、18 歳～39 歳を対象とし、こども家庭庁の全国調査（令和4 年度）は 15 歳～39 歳を対象としており、対象年齢が異なりますが、参考値として併記しました。（以下、若者アンケート調査結果の全国との比較について同様）

●今の自分が好きか×あなたは大切にされていたと感じますか

		今の自分が好きだ					
		あてはまる	どちらかといえ ばあてはまる	どちらかといえ ばあてはまらない	あてはま らない	わからない・ 答えたくない	総計
あなたが 周りの大人に大事にさ れていたと感 じますか	とても大事に扱って くれた	201	264	72	29	23	589
	大事に扱ってくれた	77	363	165	53	29	687
	どちらとも言えない	32	137	66	40	9	284
	大事に扱ってくれな かった	10	24	11	16	2	63
	まったく大事に扱っ てくれなかった	8	12	7	15	0	42
	わからない・答えた くない	9	22	21	20	13	85
	総計	337	822	342	173	76	1,750

●今、幸せだと思いますか



課題ポイント

こども・若者の自己肯定感の向上 → 第2章4 課題4

② こどもの権利について

- 4つの「こどもの権利」のうち、もっとも認知度が高かった「すべてのこどもはどんな理由でも差別されないこと」でも、知っている（「詳しく知っている」「知っている」の合計）と回答した人は43.1%と過半数以下となっています。
- 「聞いたことがある」と回答した人を含めると、どの権利も認知度は約60%以上となります。「聞いたことがある」から「知っている」人を増やすことが重要です。

●4つの権利について、それぞれの程度知っていますか

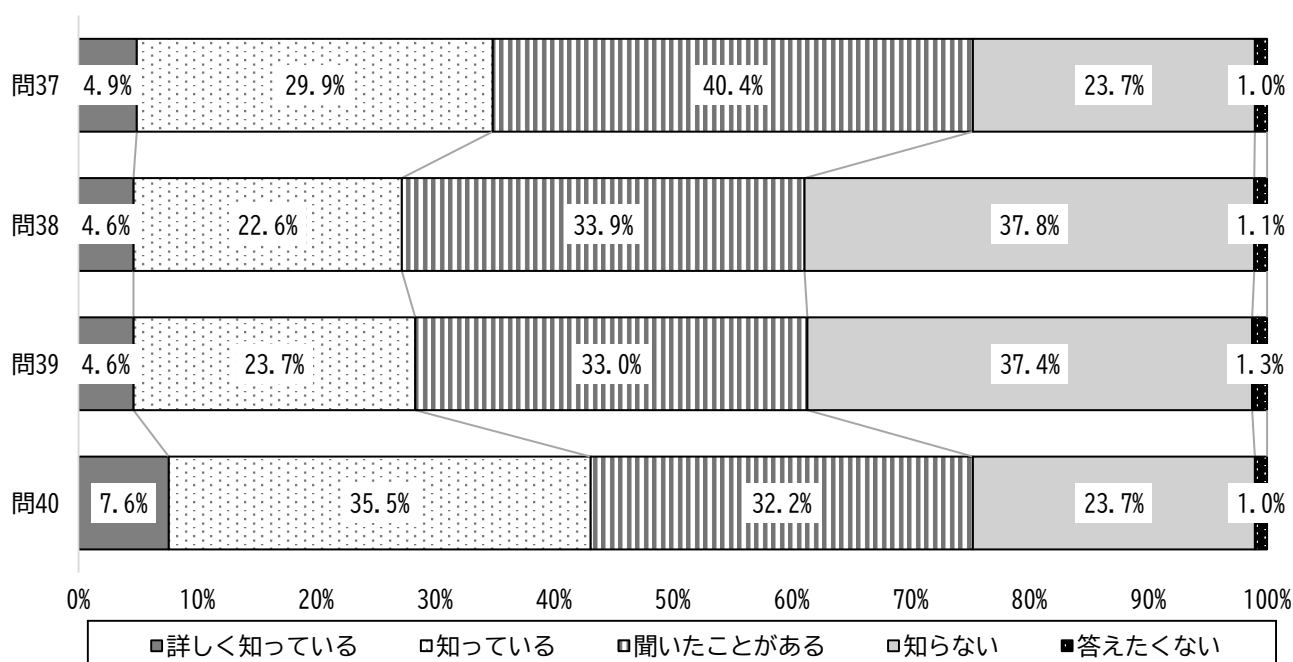
4つの権利

問37：命を守られ、成長できること

問38：「こどもにとって最も良いこと」を第一に考えること

問39：意見を自由に表明し、参加できること

問40：すべてのこどもはどんな理由でも差別されないこと



課題ポイント

こどもの権利についての認知度の低さ ⇒ 第2章4

課題1

③ 「孤独感・居場所」について

- 若者アンケート結果では、約90%の人が、「頼れるものがある」「居場所がある」と回答しています。居場所と感じている場所の多くが、「自宅」又は「学校・職場」となっています。
- 「頼れるものがある」と答えた人の約4割が「孤独を感じることもある」と答えた一方で、「頼れるものがない」と答えた人では約8割にのぼります。
- また、「居場所と感じられる場所がある」と答えた人の約6割が「孤独を感じることはない」と答えた一方で、「居場所と感じられる場所がない」と答えた人の約8割が孤独を感じています。
- 頼れるものや居場所がない人に比べて、頼れるものや居場所ある人の方が、孤独を感じる割合が少ないことが分かります。そのため、心理的な安心感やつながりを実感し、孤独感を解消できるような、「ここにいたいと思える」・「安心できる」居場所づくりが求められます。

●あなたは自分が孤独だと感じることはありませんか×あなたが困ったときに頼れる場所や人はありますか

		あなたは、自分が孤独だと感じることはありませんか							
		まったく ない	ほとんど ない	たまに ある	ときどき ある	しばしば ある	いつも ある	わからな い・答え たくない	総計
所はあ きに あなた が困 った とき に 頼 れ る 人 や 場 所 は あ り ま す か。	はい	387	555	365	110	56	19	13	1,505
	いいえ	6	8	20	15	15	24	0	88
	わからない・ 答えたくない	11	21	53	28	23	11	10	157
	総計	404	584	438	153	94	54	23	1,750

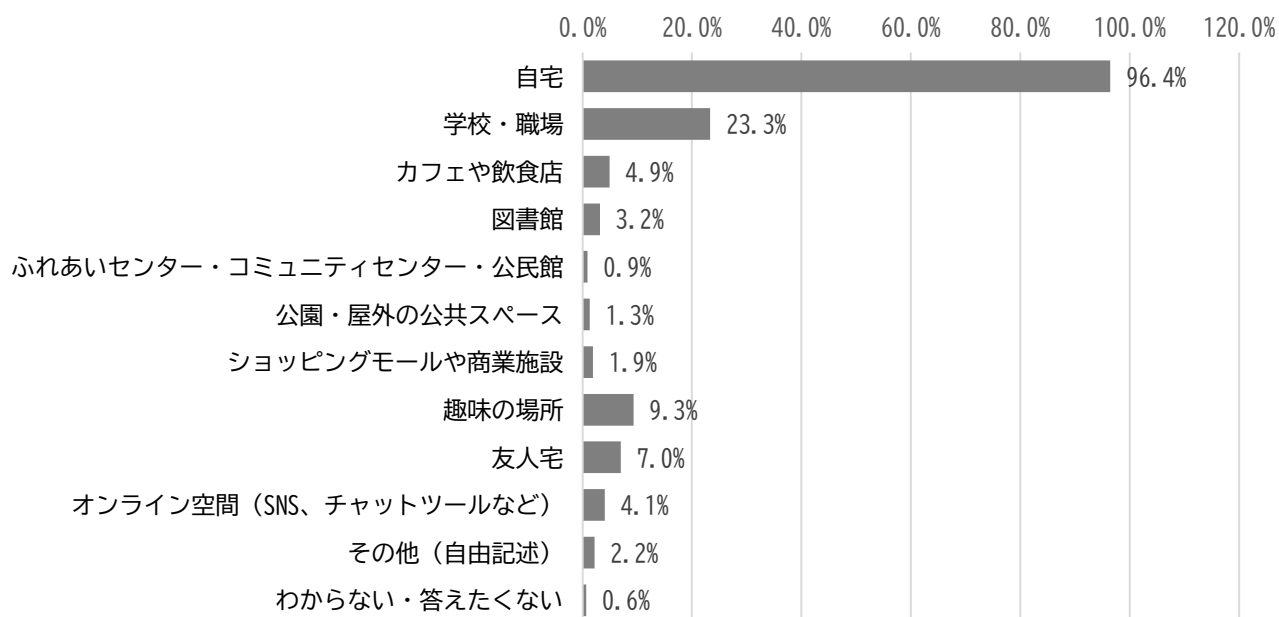
課題ポイント

地域・社会の意識の醸成 → 第2章4 課題 10

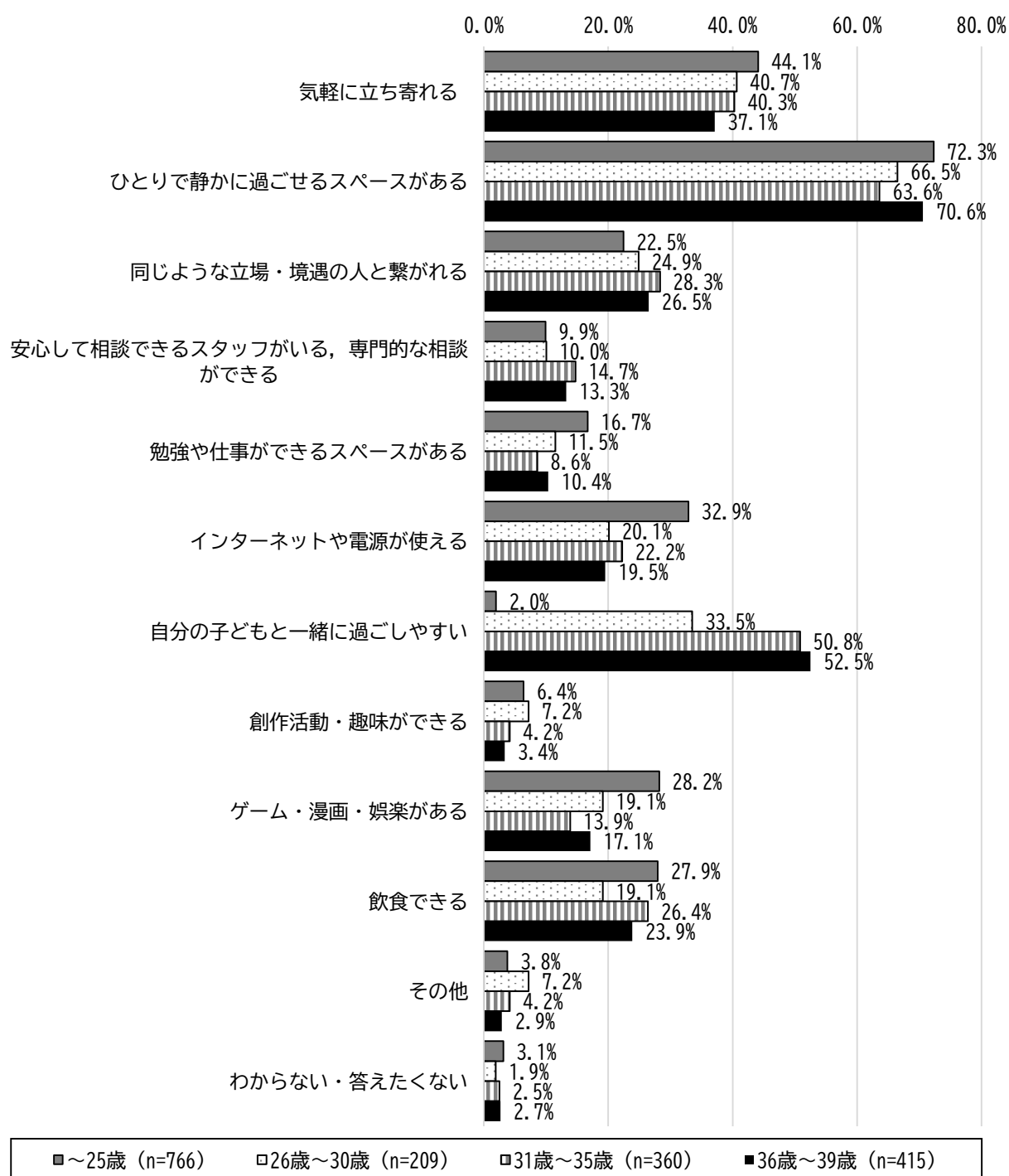
●あなたは自分が孤独だと感じることがありますか×居場所と感じられる場所がありますか

		あなたは、自分が孤独だと感じることがありますか							
		まったく ない	ほとん ど ない	たまに ある	ときど きある	しばしば ある	いつも ある	わから ない・答 えたく ない	総計
あなたは「居場所と 感じられる場所」 がありますか	ある	396	562	386	128	64	27	16	1,579
	ない	2	7	10	7	10	17	1	54
	わからない・ 答えたくない	6	15	42	18	20	10	6	117
	総計	404	584	438	153	94	54	23	1,750

●居場所と感じられる場所はどこですか



●あなたにとっての「居場所」と感じられるために必要なことは何ですか。



課題ポイント

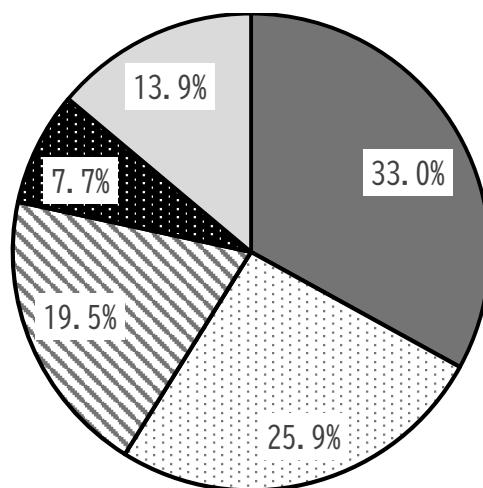
こども・若者を主体とした「居場所」づくり ⇒ 第2章4

課題2

④ 子育て環境について

- 若者アンケート結果では、今の暮らしに満足している（「とても満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人が73.6%となっています。
- 「満足していない」「どちらかといえば満足していない」と答えた人の中で、54.9%が経済的不安を理由にあげました。
- 市に伝えたいこととして、保育料の減額といった「子育て・保育教育環境に関する要望」や、雨の日に遊べる屋内施設などの「インフラ・交通・まちづくり・施設関係」、子育て世帯への金銭的支援の拡充といった意見が多くありました。

●高知市へ伝えたいこと



- | | |
|-------------------|---------------------|
| ■子育て・保育教育環境に関する要望 | □インフラ・交通・まちづくり・施設整備 |
| □経済的支援・賃金・物価高への不安 | ■福祉・社会的な配慮 |
| □その他 | |

区分	主な意見
子育て・保育教育環境に関する要望	保育料が高い/0～2歳児の保育料の無料を検討してほしい/同時に通ってなくても2人目からは保育料を減額してほしい/子育て支援、産後ケアなどを充実させてほしい
インフラ・交通・まちづくり・施設関係	夏の暑い日や雨の日などに遊べる室内の場所がほしい/こどもが遊べる屋内遊び場がほしい/こどもたちがいろいろな体験や交流ができる環境を作ってほしい/歩道・公園の整備をしてほしい

経済的支援・賃金・物価高への対応	こどもの医療費の助成期間が他自治体に比べて短い/ 子育て世帯の金銭的援助（給食費の免除、出産費用の全額負担など）/独身の人の受けられる恩恵が少なすぎる
福祉・社会的な配慮	ひとり親家庭、単身赴任家庭のサポートを増やしてほしい/障害児や障害者が生きやすく、またその家族への支援も充実してほしい
その他	こういったアンケートを実施して、より広い意見を聞いてほしい/S N Sでもっと情報を発信してほしい

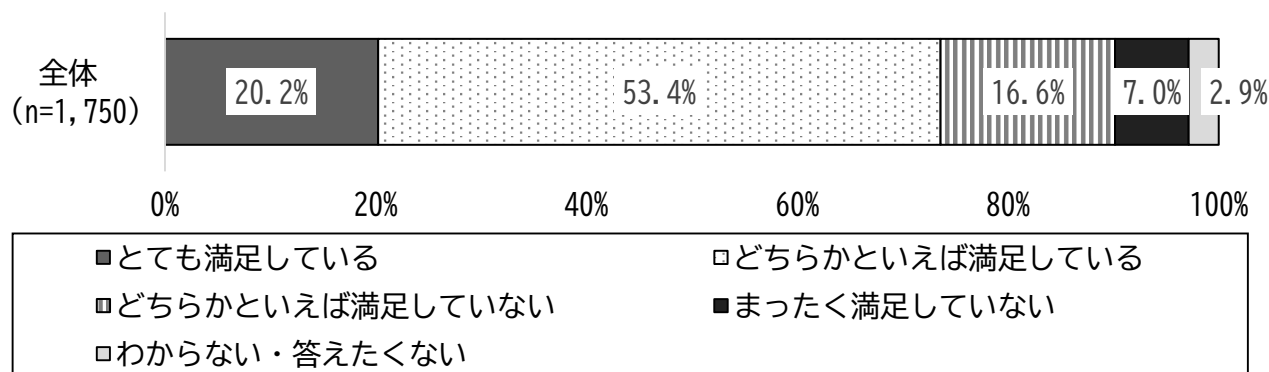
課題ポイント

ライフステージに応じた経済的支援の拡充 ⇒ 第2章4 課題5

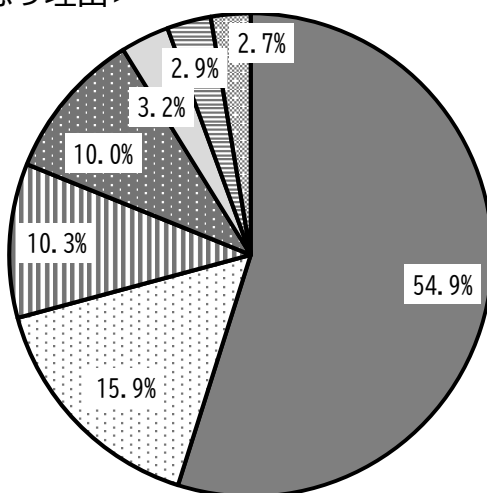
子育て当事者が安心して過ごせる場所や機会の充実 ⇒ 第2章4 課題6

安心・安全に子育てを行う生活環境の整備 ⇒ 第2章4 課題7

●あなたは、今の暮らしに満足していますか。満足していないと思う理由はなんですか。



<満足していないと思う理由>



- | | | |
|----------------|--------------|---------------|
| ■経済的な不安・不満 | ■自分自身への不安 | ■学校・職場への不安・不満 |
| ■家庭・子育てへの不安・不満 | ■生活環境での不安・不満 | ■将来に対する不安 |
| ■その他 | | |

区分	主な意見
経済的な不安・不満	経済的余裕がない/物価高で生活が厳しい
自分自身への不安	自分の時間がない/時間に余裕がない
学校・職場への不安・不満	給料が低い/労働時間が長い
家庭・子育てに関する不安・不満	こどもとの時間が少ない/ワークライフバランスが乱れている/子育てと仕事の両立

課題ポイント

ライフステージに応じた経済的支援の拡充 → 第2章4 課題5

子育てと仕事の両立支援 → 第2章4 課題11

3 こどもワークショップの結果

こども・若者への意見
聴取結果の詳細はこちら



(1) ワークショップ結果

本計画を策定するにあたり、こどもたちから直接意見を聴取するため、小学5年生から高校3年生までを対象に、ワークショップを開催しました。

第1回 参加者 小学5～6年生 18名	テーマ：みらいの高知市～あったらいいな、こんなもの・こと・場所～ 【こどもたちからの主な意見】 ・街をきれいにする機会 ・いろんな職業体験をするイベント ・地域の人全員でやる運動会 ・こどもでも働ける場所 ・友達と勉強できる場所 ・無料でゲームができる場所 ・室内で遊べる場所 ・ストレス発散専用の場所 ・公園や道路の整備をしてほしい
第2回 参加者 小学5～6年生 17名	テーマ：みんなで考えよう、わたしたちの居場所 【こどもたちからの主な意見】 ・楽しめるかつ落ち着ける場所 ・ストレス発散できる場所 ・違う学校の人と交流できるような場所 ・ゲームをしたり、お菓子が食べられたりする場所 ・自然が感じられる場所（海のみえる場所・星がきれいで静かな場所） ・将来の夢を体験できるような場所 ・自由になにかをできる場所 ・いつでも気軽に行けるような場所
第3回 参加者 中学1～3年生 18名	テーマ：みんなで考えよう、わたしたちの居場所 【こどもたちからの主な意見】 <u>にぎやかな明るい場所</u> ・遊具がありみんなで遊べる ・自然の強みを生かす場所（水がきれい、自然が多いetc） ・ごみのなく、きれい <u>大人からこどもまで気を使わない居心地の良い場所</u> ・同じ趣味やハマっていることを共有できる ・信頼している人がいる ・プライバシーが守られ、静かな場所

	<u>静かでメリハリをつけて過ごせる、誰とでもいける場所</u> ・こどもから高齢者まで誰でもいける ・人との交流を深められる ・プライベートが守られ、静かに勉強できる場所 <u>勉強ができる場所、遊べる場所</u> ・こどもだけの場所 ・自然を生かした遊びができる場所 ・静かに勉強できる場所
第4回 参加者 高校1～3年生 16名	テーマ：もしも私が市長なら～みらいの高知市へ施策提言！～ 【こどもたちからの主な意見】 <u>自然や場所、イベントについて</u> ・勉強スペースを増やす ・こどもの遊ぶ場所の増加 ・よさこい関連のイベントを増やして市内外へアピールする <u>地域内でのつながり</u> ・ラジオ体操、スタンプラリー、地元店によるイベントなど地域活性化を図る ・移住者へのアピールをする <u>施設・交通の改善</u> ・道を拡張、歩道や自転車道路の設置などを行う <u>人口の増加</u> ・田舎ならではの長所を生かす（住民、観光客、移住者、外国人） ・施策を行うための財源のため、企業の誘致・起業者への支援を手厚くする ・中心部以外にも学習施設を増やす、入りやすい公営住宅など施設の充実を図る ・交通や子育てに関するサービスの充実を図る

課題ポイント

こども・若者を主体とした「居場所」づくり → 第2章4

課題2

<ワークショップの様子>



4 高知市の課題

(1) こどもの権利保障や自分らしく過ごす支援についての課題

課題1 こどもの権利についての認知度の低さ (P24、31)

【現状】

こどもの権利について、こどもアンケート調査・若者アンケート調査ともに、権利の認知度は高いとはいえない結果となりました。こどもアンケート調査では、最も認知度が高かった権利でも 69.7%（中学生）にとどまり、若者アンケート調査では最も認知度が高かった権利でも 43.1%でした。また、こどもアンケート調査では、4つの権利すべてを「知らない」と答えたこどもが 27.9%（高校生）でした。

【課題・今後の取組】

こどもの権利に対するこども・若者の認知度の低さが課題です。こどもの権利を知ること、成長していく過程で、こども・若者が、進学・進路・医療・家庭など自分にかかわる重要な場面において「自分で選択し、意見を述べる」ことができるようになります。これはこどもの自己肯定感の向上や、生活に対する満足度の向上にもつながると考えています。

また、こども・若者本人だけではなく、こども・若者に関わる大人、地域や社会がこどもの権利について理解し、行動していくことも重要です。そのため、こども・若者、こども・若者に関わる大人、地域や社会に対して、こどもの権利に関する普及啓発に取り組んでいく必要があります。

課題2 こども・若者を主体とした「居場所」づくり (P22、34、39)

【現状】

若者アンケート結果では、約 90%の人が、「頼れるものがある」「居場所がある」と回答しています。一方で、「頼れるものがない」「居場所と感じられる場所がない」と答えた人の約 8割が「孤独を感じることもある」と答えています。そのため、心理的な安心感やつながりを実感し、孤独感を解消できるような、「ここにいたいと思える」「安心できる」居場所づくりが求められます。

また、居場所と感じられるためには、「ひとりで静かに過ごせるスペースがある」、「気軽に立ち寄れる」など、落ち着いた安心感のある空間や気軽さを求める声が多くありました。

さらに、こどもワークショップでは、こどもたちの居場所や遊び場について、「もっとこどもが遊べる場所がほしい」、「静かに過ごせる場所がほしい」、「勉強できる場所がほしい」といった様々な意見が見られました。

【課題・今後の取組】

居場所には物理的な場所だけではなく、体験活動をしている時間、信頼できる他者とのつながり、オンライン空間なども含まれ、こども・若者自身が「居場所」と感じられるかが重要です。気軽に立ち寄れ、いろいろな交流ができる居場所、学びや体験ができる居場所、専門的な相談・支援につなげられる居場所など、こども・若者のニーズは多種多様です。

これらのニーズに対応していくためには、地域や民間団体・機関、学校などが連携し、市有施設や子ども食堂、地域行事などの既存の地域資源を活用した居場所づくりが必要です。

また、こども・若者が過ごすあらゆる場所、時間、人との関係性が居場所となり得ることから、居場所同士の連携・協働が必要であり、連携・協働を後押しするコーディネート機能や関係機関とのネットワークづくりが欠かせません。

（２）こどもたちの健やかな成長への支援についての課題

課題3 将来の進路や生き方を考え、仕事や夢につなげることができる学びの推進 （P28）

【現状】

「自分の将来の進路や生き方について考えている」と答えたこどもは62.5%となりました。これは、約4割に近いこどもが、自分の将来や進路、生き方について考えていない、と回答していることとなります。また、アンケート調査では「自分の個性や適性が知りたい」「職業の種類や仕事の内容を学びたい」という意見が多く見られたほか、こどもワークショップでも「いろんな職業体験をするイベントがあるといい」「将来の夢を体験できるような場所がほしい」といった意見が見られました。

【課題・今後の取組】

こどもたちが、自分の将来の進路や生き方を考えるには、まず自分を知ることが重要です。何に興味があり、こういった選択肢があるのかを知ることが、将来を考える第一歩につなが

ります。こどもたちが、自分を知ることができる、将来の選択肢に関する情報に触れることができるような取組や本市で夢を実現するイメージを描くことができる体験を行うことが重要です。

課題4 こども・若者の自己肯定感の向上 （P21、30）

【現状】

「自分のことが好き」と回答した人は、「今、幸せだと思う」と感じている割合が高くなっています。一方、「自分のことが好きではない」と回答した人は、「今、幸せだと思う」という質問に対して「そう思わない」と回答する割合がやや高い傾向にあります。さらに、幼少期に大切に扱われたと感じる程度が高いほど、現在の自分を肯定的に捉える傾向が強く、自己肯定感も高いことがうかがえます。

【課題・今後の取組】

幼少期に「大事にされた」と感じる体験が、その後の自己肯定感と幸福感に影響することが分かります。「大事にされなかった例」として、家庭内外で、個として尊重されず、話を聞いてもらえない・選択肢を与えられない・助けてもらえない、といった体験が多く、精神的な孤独につながっていると考えられます。そのため、こどもたちが精神的孤独を感じないような居場所づくり、家庭・養育環境の充実や保護者支援が重要であると考えます。

（3）安心して子育てができる環境の整備に向けた課題

課題5 ライフステージに応じた経済的支援の拡充 （P36、37）

【現状】

若者のアンケート調査では、「今の生活に満足していない」と回答した理由のうち、最も多かった理由は「経済的な不安・不満」によるものでした。特に31歳以上の若者からは、「子育て（教育）にお金がかかる」といった声が多く見られました。

【課題・今後の取組】

こどもを安心して生み、育てる環境づくりの一環として、子育て世帯への経済的支援の拡充や、ライフステージに応じた経済的な支援の充実について、継続的に検討していくことが

重要です。

課題6子育て当事者が安心して過ごせる場所や機会の充実 （P36）

【現状】

若者アンケート調査では、「こどもたちが遊べる屋内施設」や「天候（雨・暑さ）に左右されない施設」が欲しいといった意見が多くありました。また、居場所については、「自分のこどもと一緒に過ごしやすい」といった、こどもの年齢層に応じた居場所に関する子育て当事者の声も多く見られました。

【課題・今後の取組】

既存の施設についても、引き続き広報活動をし、子育て当事者が、こどもの年齢層に応じて、こどもたちと一緒に安心して過ごすことができる場所や交流が持てる場所・機会の充実について検討する必要があります。

課題7安心・安全に子育てを行う生活環境の整備 （P36）

【現状】

こども・若者アンケート調査や、こどもワークショップでは、公園や学校施設の整備、道路の舗装、街路灯の設置などの交通の安全や防犯に対する意見が見られました。

【課題・今後の取組】

こどもたちが安心・安全に過ごせるまちづくりを目指し、道路や街路灯を始めとする交通施設の整備や、公園・学校といった各施設の整備・運営に取り組む必要があります。

(4) 特別な支援を必要とするこどもの状況についての課題

課題8 ヤングケアラーの実態把握と対策 (P23)

【現状】

「家族のお世話（大人がするような食事のしたく、洗濯などの家事や家族のお世話などを毎日のようにすること）をすることがあるか」について、「はい」と答えたこどもが、全体で27.9%となりました。これには、毎日お手伝いとして実施しているこどもと、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的におこなっているヤングケアラーとよばれるこどもがいると考えられます。

【課題・今後の取組】

「家族のお世話をする」と答えたこども割合が約30%と高くなっています。こどもたちに、ヤングケアラーとは何かを周知するとともに、周りの大人が支援すべきヤングケアラーの実態を把握し、様々な機関が協働し、適切な支援をしていく必要があります。

課題9 不登校児童のサポート体制の充実 (P15)

【現状】

本市の不登校児童数は、年々増加傾向にあります。小学生・中学生ともに、全国・高知県と比較すると、1,000人あたりの不登校児童数が高い水準にあります。

【課題・今後の取組】

不登校児童については、その要因・背景が多様化・複雑化していることが考えられます。一人一人の状況に対応できるよう、個に応じた学習や相談体制の充実、関係機関等と更に連携していく必要があります。

(5) こどもまんなか・地域ぐるみの子育て支援のまちづくりに関する課題

課題10 地域・社会の意識の醸成 (P22、32)

【現状】

こども・若者アンケート調査では、「自分が孤独だと感じる」と答えたこどもが21.6%、若者が42.2%となりました。また、「悩みや不安を感じた時に相談する人がいな

い」と答えたこどもが12.0%となり、「小学生・中学生・高校生の頃に、身近な大人に、自分のことを決めるときに自分の意見を聞いて大事に扱ってくれたか」の問いに対して、「大事に扱ってくれなかった」と答えた若者が一定数見られました（小学生の頃：6.0%、中学生の頃：6.2%、高校生の頃：5.4%）。

若者アンケート調査で、こどもの頃に学校に行きづらい・行けなかった経験があった若者に、そのときに心の支えになったものを尋ねると、身近な人の存在や趣味・娯楽、見守ってくれる環境や安心感など、様々な「支えになるもの」が挙げられました。

【課題・今後の取組】

孤独を感じたり、困難を抱えたこども・若者へのサポートや支援のほか、こども・若者の身近な大人や関わる大人、学校や地域・社会全体でこども・若者、子育て家庭を支えていくことが重要です。そのためには、市民一人ひとりがこどもの権利や地域、福祉についての理解を推し進めていく必要があります。

課題11 子育てと仕事の両立支援 （P14、37）

【現状】

若者アンケート調査では、「子育てと仕事の両立が厳しい」「自分の時間がない」といった声が多く見られました。本市は、国で見られるような結婚や出産等を要因として女性の就業率が30歳～40歳の子育て世代で下がるようなM字カーブが見られないことから、共働き世帯が多い状況であることが分かります。

【課題・今後の取組】

男女ともに仕事と子育てを両立しながら、ゆとりをもった生活が実現できるよう、育児休業の取得促進や多様な働き方の重要性を、企業に対して積極的に働きかけを行うことが重要です。また、男女共同参画の視点から、女性の就労支援や男性の子育てへの関わり方に関する取組を検討する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども・若者は、未来を創造し、社会に希望を与える大切な存在です。未来の健全で活力ある社会は、こどもや若者の主体的な思考と行動によって、調和のとれた心豊かな責任ある大人に成長していくことで実現していきます。そのためには、こどもや若者にとっての最善の利益を常に考え、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的な認識のもと、社会全体でこども・若者及び子育て世帯を支えるまちづくりを推進していくことが必要です。

こどもの誕生や育ちに喜びを感じていく中で、全てのこども・若者が健やかに成長し、また、こども・若者及び子育て世帯を地域の中で共に支え合いながら育っていけるまちづくりを目指し、以下を本計画における基本理念とします。

<基本理念>

こども・若者の今を支え、みんなで創るつながりのあるまち

2 基本方針

■こども・若者の思いが叶えられるようにします

あらゆるこども・若者の権利が保障されるように配慮し、普及・啓発に努めるとともに、こども・若者自身が好きなことやしたいことを実現でき、将来の夢をもてるように、体験活動や交流の場づくりを進めていきます。

「こどもの誕生前」からライフステージを通して切れ目のなく、心身の健やかな育ちを支えます。

また、こども・若者が将来の見通しを持って自ら主体的な選択ができるよう、多様な選択肢や可能性を知り、考えることができるような機会づくりに取り組みます。

いじめ・不登校、孤独や生活貧困など、こども・若者が抱える困難について、こども・若者本人への支援のほか、学校や行政、地域が連携し、ともに取り組みます。

■子育て世帯が安心とゆとりを実感できるようにします

安心して余裕をもって子育てができるよう、妊娠前から出産、子育てのそれぞれのライフステージにおいて、切れ目のない子育て支援サービスや保育サービス等の充実に努め、「ひとりじゃない」と思えるつながりを届けます。

多様な家族形態に配慮しながら、それぞれが安心してこどもを産み育てやすい環境づくりを進めるとともに、こども・若者一人ひとりの成長や発達、生活環境に応じて適切な支援を行います。

また、生活困窮世帯のこどもや若者、障がいのあるこども・若者など、支援が必要なこども・若者やその家族に対しては、それぞれの状況に応じて、関係機関が連携し、必要な支援につなげます。

■地域や社会がこども・若者を中心に考えられるようにします

こども・若者や子育て世帯に関わる関係機関同士が連携し、地域ぐるみで支える仕組みづくりを進め、こどもや若者が地域や社会の大人に見守られ、大切にされていると実感できる社会をつくっていきます。

また、あらゆる機会を通じて、広く市民や地域、企業等に、こども・若者と子育て世帯

を社会全体で支えていくことの必要性を発信するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について普及・啓発に努めます。

あらゆるこども・若者の権利が保障され、こども・若者を中心とした社会の実現に向けて、地域や社会が「社会全体でこども・若者、子育て世帯を支える」という意識の醸成に取り組めます。

第4章 施策の展開

1 施策体系



次ページ以降は、目標ごとの現状と課題、取組の方向性、評価指標を記載し、目標を達成するための具体的な取組・主要事業を記載しています。

主要事業については目標値を設定し、点検していきます。

主要事業以外の事業は、「第4章 3 事業一覧（P91 参照）」として掲載していますのでご覧ください。

目標①：こども・若者の権利を保障し、自分らしく過ごすための支援の充実

現状と課題

4つのこどもの権利について、最も高い認知度のものでも、若者は43.1%、中学生で69.7%となりました。また、4つとも知らない、と答えた高校生も27.9%となり、こどもの権利の認知度の低さが課題です。

若者アンケート結果では、約90%の人が、「頼れるものがある」「居場所がある」と回答しています。一方で、「頼れるものがない」「居場所と感じられる場所がない」と答えた人の約8割が「孤独を感じることもある」と答えています。そのため、心理的な安心感やつながりを実感し、孤独感を解消できるような、「ここにいたいと思える」「安心できる」居場所づくりが求められます。

また、「ひとりで静かに過ごせるスペースがある」、「気軽に立ち寄れる」など、落ち着いた安心感のある空間や気軽さを求める声が多くありました。

さらに、こどもワークショップでは、こどもたちの居場所や遊び場について、「もっとこどもが遊べる場所がほしい」、「静かに過ごせる場所がほしい」、「勉強できる場所がほしい」といった様々な意見が見られました。

多様なこども・若者のニーズに対応していくためには、地域や民間団体・機関、学校などが連携し、市有施設や子ども食堂、地域行事などの既存の地域資源を活用した居場所づくりが必要です。また、こども・若者が過ごすあらゆる場所、時間、人との関係性が居場所となり得ることから、居場所同士の連携・協働が必要であり、連携・協働を後押しするコーディネート機能や関係機関とのネットワークづくりが欠かせません。

不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景が多様化・複雑化していることから、初期段階からの適切な見立てや、個に応じた学習や相談支援体制の充実、関係機関等と更に連携する必要があります。学校内での柔軟な受け入れ体制の充実も求められます。

外国にルーツのあるこどもに対しては、円滑に教育・保育の利用や、学校生活を送ることができるよう支援が必要です。

高知市におけるいじめの1,000人当たりの認知件数は平成29年度以降、全国、高知県と同様に増加傾向です。こどもたちの状況変化をいち早く察知し、適切な対応・支援を継続していくことが重要です。

取組の方向性

こども・若者自身が自分の権利を理解し、自分らしく生きていくための力を身に付けられるように、こどもの権利について普及・啓発に取り組み、自分らしく過ごせる居場所を地域社会の中で確保できる取組の推進を図ります。

不登校や外国にルーツのあるこどもに、関係機関が連携し必要な支援を行います。

関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

【評価指標】

指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
こどもの権利を知っていると答えたこども・若者の割合	・命を守られ成長できること こども：63.1%、若者：34.9% ・こどもの最善の利益 こども：24.2%、若者：27.2% ・こどもの意見の尊重 こども：40.3%、若者：28.3% ・差別の禁止 こども：52.0%、若者：43.1% ・知っているものはない こども：23.6%	・命を守られ成長できること こども：80%以上、若者：50%以上 ・こどもの最善の利益 こども：80%以上、若者：50%以上 ・こどもの意見の尊重 こども：80%以上、若者：50%以上 ・差別の禁止 こども：80%以上、若者：50%以上 ・知っているものはない こども：10%以下
「自分が孤独だと感じることがある」と答えたこども・若者の割合	こども：21.6% 若者：42.2%	こども：19%以下 若者：38%以下
「まちづくりや行政の取組に、自分の声が反映されている」と答えた若者の割合	12.3%	30%以上

取組１：こどもの権利についての啓発・普及

すべてのこどもは、個人として尊重され、自分らしく生きる権利があります。こどもだけではなく、すべての市民が、「こどもの権利」を理解し、尊重することができる環境づくり、こどもの権利を保障するためのまちづくりを推進していきます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
出前講座の実施 職員研修の実施（こども 政策課・各課）	こども・若者や、関わる大人にこどもの権利についての理解を深められるよう、啓発・普及の機会をつくる。	
	現状（令和７年度）	目標（令和１１年度）
	新規事業のため現状値なし	毎年それぞれ３回以上

取組２：こども・若者の意見表明・参加の促進

こどもの意見が尊重されながら社会に参画できるように、こどもが意見表明できる機会を確保していきます。また、こどもの意見や話し合ったことを受け止め、様々な場面でこども施策に反映し、フィードバックを行います。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
こども向けホームページの運営（こども意見箱の設置）（こども政策課）	こども・若者の意見を表明する権利を実現するため、意見を伝えられる場（意見箱）を設置し、意見に対するフィードバックを掲載する。	
	現状（令和 7 年度）	目標（令和 11 年度）
	新規事業のため現状値なし	意見箱を通じた意見表明の機会の確保し、フィードバックの実施
こうちこどもファンド（地域コミュニティ推進課）	未来の高知市を担うこどもたちの「自分たちのまちを良くしたい」という想いを実現するために、「高知市子どもまちづくり基金」により、こどもたちの自発的な活動を支援する。	
	現状（令和 6 年度）	目標（令和 11 年度）
	こうちこどもファンドの助成を受け、助成後も継続している事業数：43 事業	56 事業
こうち志議会（学校教育課）	生徒が夢や希望を実現できる社会や未来について学び、実際の議場に登壇して、自分の考えを述べたり質問したりすることを通して、生徒に市政のしくみについて理解を促すとともに、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う自覚を育てる。	
	現状（令和 7 年度）	目標（令和 11 年度）
	高知市立中・義務・高等学校の生徒代表 23 名が参加し、本庁議場で開催	令和 10 年度全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」の質問項目 小学生：肯定的回答 85%以上 中学生：肯定的回答 75%以上

取組3：こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり【重点施策】

多様なこども・若者のニーズに対応していくためには、地域や民間団体・機関、学校などが連携し、市有施設や子ども食堂、地域行事などの既存の地域資源を活用した居場所づくりが必要です。こども・若者の声を反映し、心理的な安心感やつながりを実感し、孤独感を解消できるような、「ここにいたいと思える」・「安心できる」居場所づくりの検討を進めます。

また、こども・若者が過ごすあらゆる場所、時間、人との関係性が居場所となり得ることから、居場所同士の連携・協働が必要であり、連携・協働を後押しするコーディネート機能や関係機関とのネットワークづくりを推進します。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
こども・若者の視点に立った居場所づくりの検討（こども政策課、関係課）	こども・若者が安心して自分らしく過ごせる居場所づくりのため、既存の市有施設については、機能の充実の検討を進めるほか、オンライン空間で交流できる場づくりに取り組む。	
	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
	新規事業のため現状値なし	機能が充実された市有施設：1か所以上
・地域福祉コーディネーターの配置 ・「高知くらしつながるネット（愛称 Lico ネット）」の運用 （地域共生社会推進課）	高知市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置し、支援機関等と連携して地域ごとのニーズ把握や住民活動の支援、多様な居場所づくりの支援や、課題解決に向けたネットワークづくりを行う。 「高知くらしつながるネット（愛称 Lico ネット）」を運用し、地域の社会資源情報を発信する。	
	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
	地域福祉コーディネーター活動 Lico ネットの運用	継続 継続

取組4：不登校のこどもへの支援

こどもが行きたくなる魅力ある学校づくりを目指した不登校の未然防止の取組を継続するとともに、不登校の兆候を見逃さないための早期対応・早期支援に向けて、組織的な校内支援体制の充実を図ります。スクールソーシャルワーカーを活用し家庭・福祉・医療と連携してこどもを支えます。

また、県の相談機関を含め相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境を整えます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
校内教育支援センター事業（教育研究所）	教室に入りづらい生徒が安心して過ごすことができる居場所として校内サポートルームを設置し、支援員を派遣して個々に応じた学習や相談支援を行う。	
	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
	市立中学校（8校）に校内サポートルームを設置し、各校に1名支援員を配置	全市立中学校（小規模校を除く16校）へ校内サポートルームを設置
スクールソーシャルワーカー活用事業（教育研究所）	福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒が置かれた家庭・学校・地域等の環境へ働きかけるとともに、関係機関との連携やネットワークの構築を通して、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。	
	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
	スクールソーシャルワーカー16名配置	家庭・学校・関係機関等との連携支援の促進

取組5：外国にルーツのあるこどもへの支援

外国につながる幼児や保護者が円滑に教育・保育を利用できるよう提供体制を整備していきます。また、庁内外の関係機関と連携し、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組んでいきます。

高知市立小・中・義務教育学校に在籍する児童生徒の児童生徒に対して、日本語指導担当教員が配置された学校との連携や、学校生活への適応を目指して、初期の日本語指導を行います。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
帰国・外国人児童生徒支援事業（教育研究所）	市立小・中・義務教育学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒を対象に、帰国・外国人児童生徒支援員を配置し初期の日本語指導を行う。	
	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
	日本語指導員2名による在籍校への訪問支援 日本語教室（週1回）の開催	要請に応じた日本語指導員の派遣実績100% 日本語教室（週1回）の開催

取組6：いじめの防止対策の推進

生徒指導に関する研修の充実により、学校の組織的な対応力の向上を図ります。また、生徒指導上の諸課題を解決するための支援を通して、こどもを育てる環境の醸成に取り組みます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
いじめ問題対策推進事業 生徒指導アドバイザー派遣事業 心の教育アドバイザー派遣事業（人権・こども支援課）	生徒指導アドバイザー及び心の教育アドバイザーの支援・助言により、学校の組織的な対応力の向上を図るとともに、いじめ相談カードを配付することによって、いじめの早期発見・早期対応につなげる。	
	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
	・本市立学校 60 校全児童生徒へのカードの配付 ・生徒指導アドバイザー派遣事業についてのアンケート 肯定的評価 96.6% ・心の教育アドバイザー派遣事業についてのアンケート 肯定的評価 89.8%	・本市立学校 60 校全児童生徒へのカードの配付 ・生徒指導アドバイザー派遣事業についてのアンケート 肯定的評価 100% ・心の教育アドバイザー派遣事業についてのアンケート 肯定的評価 100%

目標②：こどもたちの健やかな成長への支援の充実

現状と課題

こどもの主体性や豊かな人間性を育むためには、学びや体験活動、世代を超えた交流が必要です。オーテピア高知図書館や高知みらい科学館では、こどもの読書活動の推進やこどもたちが理科・科学に興味を持つための取組をしています。その他、世代間での交流を促す活動や、「横山隆一記念まんが館」を拠点に文化・芸術活動を推進していますが、情報が十分に浸透していないことが課題となっています。今後は、こどもの学び・体験機会の拡充が求められます。

子どもの頃からの生活習慣や健康状態は、成長してからの健康状態にも大きく影響を与えます。乳児期からかかりつけ医を持ち、疾病及び異常の早期発見や予防接種など適切な保健指導の機会となるよう、乳児健診は医療機関での個別健診として実施しています。一方で、1歳6か月児健診、3歳児健診は集団健診として実施し、基本的な生活習慣や食習慣の確立、口腔機能の獲得と育成を目指して啓発も行っています。

また、遊びを通じた身体機能の向上、五感の刺激による社会性の育成、親子の愛着形成なども重要です。受診率の向上に取り組み、適切な保健指導の機会に、子どもの発達段階に応じた正しい知識を保護者に対して普及啓発することが求められています。

さらに、言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が発見されやすくなる時期に子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援や保健指導を行うため、5歳児健診の導入について検討を始めています。

全国学力・学習状況調査結果は、小学校は全国平均を維持し、中学校は改善傾向にあるものの、全国平均正答率との差に開きが見られます。スマートフォンの普及でこどもたちの生活リズムの乱れやSNSでのいじめ・犯罪などが問題となっています。保護者や教職員は、こどもの使用実態を理解し、安全な利用を促す必要があります。

全国の小中高生の自殺者数は近年増加傾向が続いており、令和6年には過去最多の数値となっています。高知市においても、20歳未満の年間自殺者数がゼロではない状況が続いています。悩みを抱えるこどもが孤立することなく、適切に相談につながり、自殺に追い込まれないような取組を推進することが必要です。

進学・就職・転職を契機とした若者の転出超過が顕著となっており、県内（市内）の魅力のある企業を知ってもらい、高知での就職や生活を視野に入れられるような取組が必要です。

取組の方向性

こどもたちが豊かな人間性や社会性を身に着けられるよう同年代のこどものみならず、幅広い年代の人々と交流をもつなど、多様な学びや体験ができるよう取り組みます。また、こどもや若者が将来に明るい希望を持つことができるよう取り組みます。

【評価指標】

指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
「大人になっても高知市に住みたい」と答えたこどもの割合	22.3%	40%以上
「自分の将来の進路や生き方について、具体的に考えている」と答えたこどもの割合	12.6%	50%以上

取組１：こどもの学びや体験の充実

図書館や科学館で読書・理科体験を充実させ、世代間交流や家庭教育講座を支援します。学校と地域の連携を強め、文化・芸術やスポーツ活動の場を広げこどもの学びと成長を支えます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
中学生体験活動推進事業（学校教育課）	中・義務教育学校及び特別支援学校の生徒が地域の人々に学び、勤労の喜びや感謝の心を育み、自立心を育成していくため、体験活動を支援する。	
	現状（令和７年度）	目標（令和１１年度）
	高知市立中・義務教育・特別支援学校：７校、430名（延べ1,870名）参加	この体験活動を通して豊かな感性や創造性などを自ら高め、自分なりの生き方を見つけることができるよう支援するとともに「生きる力」の育成に努める。
図書館見学、職場体験受入事業（図書館・科学館課）	小学校の社会見学や、主に中学校の職場体験学習を受入れ、図書の分類や利用方法、情報の調べ方について学ぶ機会を提供し、情報リテラシーの向上に努める。	
	現状（令和６年度）	目標（令和９年度）
	図書館見学（分館・分室含む）：延べ63団体 職場体験（分館・分室含む）：8校	図書館見学（分館・分室含む）：延べ65団体 職場体験（分館・分室含む）：10校 ※関連する計画「高知みらい科学館中期計画（計画期間：令和５年度から令和９年度まで）」と整合性を図るため、令和９年度の目標値としています。
理科教育振興事業（図書館・科学館課）	学校ではできない科学体験を提供や、理科の楽しさを伝えるプログラムを実施し、理科好きのこどもを育てる。	
	現状（令和６年度）	目標（令和９年度）
	職場体験：１校 科学館利用学校数等：226校	職場体験：１校 科学館利用学校数等：180校 ※関連する計画「高知みらい科学館中期計画（計画期間：令和５年度から令和９年度まで）」と整合性を図るため、令和９年度の目標値としています。
農業体験学習推進事業（農林水産課）	各小学校に対して実施しているアンケートを基に農業体験及び酪農体験へのニーズ把握を行い、希望校に対して支援する。	
	現状（令和６年度）	目標（令和１１年度）
	実施校（小学校）：37校	実施校（小学校）：年間40校

取組２：こどもの健康管理

生涯を通じて健康を保持するために、成長発達の著しい乳幼児が、かかりつけ医への受診や発達の節目となる時期に健診を受け、健康管理ができるよう取組を進めていきます。また、乳児期から基本的な生活リズムや食習慣の確立、口腔機能の獲得や育成ができるよう、関係機関と連携しながら、こどもの発達段階に応じた情報提供を積極的に行い、保護者への正しい知識の普及啓発を行っていきます。

乳幼児期から思春期における予防接種の重要性を周知し、接種を促進します。

また、5歳児健診の導入について適切な支援・保健指導が可能になるよう検討を進めます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
乳児一般健康診査（母子保健課）	問診・診察・育児指導を、個別に委託医療機関で3回（①生後1か月、②生後3～6か月、③9～11か月児）受診するもの。	
	現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
	受診率 1回：80.1% 2回：70.6% 3回目：71.6%	受診率 1回目：90% 2回目：90% 3回目：90%

取組3：食育の推進

市民・地域・行政などの関係者が連携・協働し、多様な食育活動を推進します。乳幼児期や学童期の子ども、保護者に対し、日常食に関する経験を通して、朝ごはんの大切さやバランスのとれた食生活、かむことの大切さなどの健康づくりを啓発します。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
こどもや保護者への啓発 (母子保健課・保育幼稚園課)	幼児健診、妊産婦・子育て相談、離乳食教室などの機会やアプリ・SNSを通じて、保護者への啓発を行う。 また、保育所等において、菜園活動や自分たちで育てた食材を料理して食べるクッキング保育などを行うとともに、行事の際の給食などを通して食文化の理解を深める場を提供する。	
	現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
	幼児健診や離乳食教室などでの啓発の充実に取り組んだ。 食育メモや給食室だよりを通じて保護者への啓発を行ったほか、栄養士を配置している園では、こどもに直接食の大切さなどを伝えることができた。	引き続き、いろいろな機会を通じて啓発に取り組む
小中学校食育・地場産品活用推進事業（教育政策課）	地域で生産された食材を学校給食や体験学習等で活用することにより、児童生徒が高知の豊かな食を知り、あわせて望ましい食習慣の形成に取り組む。また、教職員や保護者、市民等へ取組の成果発表や啓発を行う。	
	現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
	学校給食で使用する食材のうち、地場産物を活用する割合（食材数ベース）：52.5% 栽培体験、収穫体験、調理実習等を実施した小・中学校の割合 小学校 100%、中学校 100%	50%以上 小学校 100%、中学校 100% ※関連する計画「第4次高知市食育推進計画（計画期間：令和6年度から令和11年度まで）の令和11年度目標値を引用しています。

取組4：生きる力の育成に向けた教育

授業研究や教員研修を続け、9年間の学びを充実させ学力向上を目指します。高知市人権施策基本方針に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権課題について、児童・生徒の発達の段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育活動を推進します。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
学力向上対策（学校教育課）	学校の組織的・自立的な研究体制、人材育成への支援体制に継続的に取り組むとともに、義務教育9年間の系統的な学習指導の充実を図り、学力向上を目指す。	
	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
	全国学力・学習状況調査 全国平均正答率比 小学校 100 中学校 89	全国学力・学習状況調査 全国平均正答率比 小学校 105 中学校 100
レインボースクールの実施（人権・こども支援課）	高知市人権尊重のまちづくり条例および高知市にじいろのまち宣言の趣旨を踏まえ、教職員向け研修や指導資料を整備し、こどもたちが多様性を尊重できる学びの機会と学校環境を整える。	
	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
	実施校 18 校 肯定的評価 100%	対象校に本事業に関するアンケートを実施し、引き続き肯定的評価 100%を目指す。

取組5：こどもの健全育成

スマホの使い方を学ぶ講座や地域と連携した補導活動を行い、非行防止の啓発をします。職場体験活動や世代間交流を通して、地域での新しい交流の場を広げるとともに、こどもと地域とがより密接となるよう関係づくりに努めます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
情報モラル教育推進事業（少年補導センター）	インターネットやスマートフォンの普及によるネットトラブルへの対応が課題となっていることから、学校・団体からの依頼に基づき、小・中・義務教育学校や高等学校で、児童生徒のみならず、保護者・教職員を対象とした授業を実施	
	現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
	出前授業 96 団体、199 回、受講者 11,752 人	全ての小中義務教育学校が主体となって、ネットトラブル防止の授業を実施する。

取組6：キャリア教育の推進【重点施策】

公立小・中・高と連続したキャリア教育を実施し、児童生徒が自分の興味のある分野や得意なことを知る体験を通じて、自身のキャリアデザインを「考える」「学ぶ」機会を設け、自ら将来を選択し決定する力を育みます。

また、私立中・高と連携し課題解決型学習を実施することで、高知県への理解（魅力や課題）を深めるとともに、生徒自身のキャリアデザインを考える機会を創出します。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
キャリア教育推進事業 (学校教育課)	地域の伝統文化や県内の文化・産業を知る機会を拡充するために、各学校における地域の文化や産業の継承に取り組む学習活動（講演会等）及び県内企業や産業を学び体験する活動（企業見学等）に必要な経費について補助金を交付し、児童生徒の実態に応じたキャリア教育を推進する。	
	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
	令和8年度からの新規事業	令和10年度全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」の質問項目 小学生：肯定的回答85%以上 中学生：肯定的回答75%以上
キャリア教育の推進（産業政策課・政策企画課）	小・中・高と連続したキャリア教育を実施し、児童生徒が自分の興味のある分野や得意なことを知る体験を通じて、自身のキャリアデザインを「考える」「学ぶ」機会を設けることで、自ら将来を選択し決定する力を育む。私立中・高と連携し課題解決型学習を実施することで、高知県への理解（魅力や課題）を深めていく。	
	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
	市内小・中・高キャリア教育連携取組数 4校（私学含む）	現状の数値を上回る、市内小中高との連携を実施する。 ※令和8年度までのモデル事業。令和9年度からの事業化に当たり、目標とする連携取組の具体数は改めて設定する予定。

取組7：こころの健康づくり

一人ひとりのこどもが自己肯定感をもって成長できることが、その後のこころの安定やSOSを出す力を高めることにつながることを地域全体が理解するよう、普及啓発を進めるとともに、こども・若者、保護者、地域に対して、相談窓口の周知に努めます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
心の教育アドバイザー派遣事業 いじめ問題対策推進事業(人権・こども支援課)	悩みのある児童生徒については、学校や家庭と連携し、相談窓口の紹介や支援の提供等を行う。また、相談窓口に関するカードを教育機関へ配付する。	
	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
	本市立学校 60 校全児童生徒へのカードの配付 心の教育アドバイザー派遣事業についてのアンケート 肯定的評価 89.8%	本市立学校 60 校全児童生徒へのカードの配付 心の教育アドバイザー派遣事業についてのアンケート 肯定的評価 100%

取組８：若者の就労支援

県外へ就職・進学する前の学生及び生徒に対して、県市の就職支援情報や高知の暮らしについて情報を発信するとともに、学生及び生徒が気軽に参加でき、かつ、楽しみながら自身のためになると感じるイベントを開催することで、市内（県内）企業の知る機会を創出します。

また、人材育成セミナーを開催することで、求職者のスキルアップを図るとともに、高知市無料職業紹介を活用した若者就職支援を継続して実施します。さらに、短期職場体験の機会を提供し、企業と求職者（若者）が直接交流することで相互理解を深め、雇用のミスマッチ（早期離職）の防止を図ります。加えて、企業が住宅支援や資格取得支援等の福利厚生を充実させ、若者が将来設計を描きやすい環境を整えることで、若者の定着を促進します。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
セミナーの開催（産業政策課）	高知市雇用創出促進協議会において、求職者の能力開発や人材育成を図るための各種セミナーを実施。	
	現状（令和６年度）	目標（令和１１年度）
	セミナー参加者総数 40 人のうち、若者の就職者数：8人	セミナー参加者総数 45 人のうち、若者の就職者数：9人

取組９：結婚を希望する若者への支援

出会いや結婚に前向きな若者を対象に、出会いのきっかけとなるイベントの開催や、婚活に向けた個別相談を実施するなど、結婚を希望する若者への支援を行います。また、結婚等に伴う経済的不安を軽減するため支援します。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
ラブアクト推進事業（青少年・事務管理課）	結婚を希望する独身男女を対象に、マッチング・イベントを実施するとともに、婚活に悩む方を対象とした個別相談を実施する。	
	現状	目標（令和 11 年度）
	年間マッチング数：15 組（令和 8 年 3 月 12 日現在）	年間マッチング数：18 組
結婚新生活支援事業費補助金（こども政策課）	新婚世帯等が対象年度に支払った住宅賃借費用・引越費用を補助する。	
	現状（令和 6 年度）	目標（令和 11 年度）
	申請者に対するアンケートで、本事業が結婚新生活に伴う経済的不安の軽減に役立った（とても役立った・ある程度役立った）と回答した人の割合：96.3%	100%

目標③：安心して子育てができる環境の整備

現状と課題

本市の低出生体重児の出生率は、全国と比べ高い水準で経過しています。適切な母体管理ができるよう、妊婦健診の受診勧奨を行い、低出生体重児のリスク要因となる生活習慣（飲酒・喫煙）、適正な体重管理ができていないこと（やせ・肥満）、年齢の影響などについて、妊娠前から啓発していくことが必要です。親子サポートステーションでは、母子健康手帳交付時に全数面接を行い、妊娠中の健康管理や養育環境のリスク、支援ニーズを把握し、医療機関等と連携し、妊婦や家族に必要な情報提供や保健指導、相談支援を行っています。また、産後も産婦健診や乳児健診、乳児全戸訪問などにより、産婦や乳児の健康状態や育児状況を把握し、疾病の早期発見や未然防止、育児不安の軽減や産後うつの早期介入に取り組んでいます。引き続き、市民が安心して妊娠・出産・育児期を過ごすことができるよう、医療機関等との連携の強化や育児サポート体制の拡充を図っていくことが必要です。また、不妊などで悩んでいる夫婦の経済的な負担を軽減し、早期の治療を促すため、不妊治療費の助成も引き続き実施していくことが求められています。

若い世代が性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、望まない妊娠を防ぐとともに、将来のライフプランを考え、適切な健康管理ができるようプレコンセプションケアの啓発が重要です。

核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化により、身近に相談できる人がいない、頼れる人がいない子育て家庭が増えています。妊娠期からの孤立化予防が求められており、人との繋がりをつくる交流の促進により、情報交換や意見交換をすることで、育児力の向上を図るとともに、子育て全般にわたる相談や一時預かりなどの支援体制を充実し、子育て以外の分野との連携を進めていくとともに、重要な節目に支援が切れないようにする必要があります。子育て家庭にとって身近な敷居の低い場所で子育て家庭に寄り添いながら、必要な人が必要な支援やサービスにつながる取組を進めていくことが求められています。

少子化が進行する中で、年々保育所・幼稚園・認定こども園などの利用児童数が減少し、地域ごとで教育・保育需要の偏在化が進んでいます。この現状を踏まえて、待機児童対策から持続可能な教育・保育提供体制への転換が求められています。教育・保育の質の向上を図るとともに、本市のこどもたちに良質な教育・保育環境を提供する取組が重要な課題となっています。

また、小学校に入学した後も、こどもたちが学びに向かい、幼児期に育まれた力を更に伸ばしていくためには、幼児教育から小学校教育への連携・接続が重要です。本市では「のび

のび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム」をもとに、「人・組織・教育をつなぐ」取組を進め、保・幼・小連携推進地区の先進的な取組を全市的に広めています。今後、「架け橋プログラム」を中心としたモデル地域での取組を全市的に拡充する必要があります。

取組の方向性

若い世代が性別を問わず適切な時期に性や健康に関する知識を持ち、妊娠出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行えるように、プレコンセプションケアの概念による啓発を行います。

安心して妊娠・出産・育児期を過ごすことができるよう、妊娠中の健康管理の重要性を啓発するとともに、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、伴走型相談支援体制の推進を図ります。

親子サポートステーションと地域子育て支援センターを中心に、身近な場所での交流の促進と妊娠期から子育て期の切れ目ない相談支援、情報発信を引き続き行います。

【評価指標】

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
「高知市は子育てしやすい環境だと思う」と答えた割合	18～19歳：26.7%	18～19歳：35%以上
	20～29歳：28.4%	20～29歳：40%以上
	30～39歳：34.0%	30～39歳：40%以上

※高知市民意識調査（当該事項は隔年調査）の結果等を引用しています。

取組１：妊娠前からの切れ目のない支援【重点施策】

プレコンセプションケアの概念による啓発については、自分の身体、性や生殖に関することを自ら決定するリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を踏まえて、関連機関と協働し、ライフステージに応じた段階的な啓発方法を検討していきます。

妊娠中から産後の健康管理の重要性の啓発及び保健指導の充実に取り組むとともに、医療機関や関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。また、産後の育児不安を軽減でき、周囲のサポートを受けながら安心して子育てができるよう、育児の相談や支援体制の拡充に取り組んでいきます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
妊婦一般健康診査 （母子保健課）	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する（公費助成：令和７年度 14回）。必要時、妊婦への継続した適切な支援ができるよう、医療機関と地域の支援機関が連携する。	
	現状（令和６年度）	目標（令和１１年度）
	平均利用回数：11.4回	平均利用回数：14回
産後ケア事業（母子保健課）	退院直後の１歳未満の母子に対して乳房ケアや授乳指導、産婦の心理・身体的ケアを行い、育児技術の習得や不安軽減を行うもの。助産師が自宅に訪問する訪問型、日帰りで施設に通いケアを受ける通所型、連続してケアを受けられる宿泊型がある。	
	現状（令和６年度）	目標（令和１１年度）
	出生数に対する産後ケア事業の利用率：32.1% 〔産後ケア事業実利用者数 505人／出生数 1,575人（R7.4.1 住民基本台帳0歳児人口）〕	出生数に対する産後ケア事業の利用率：40%以上
思春期保健指導・相談事業（母子保健課）	小中学生・学校関係者・保護者・関係機関を対象に、講座や性教育関連の物品貸出しを行う。 プレコンセプションケア庁内情報交換会の開催。	
	現状（令和７年度）	目標（令和１１年度）
	思春期教育実施支援回数（講座や物品貸出等）：13か所・延べ件数 22回	思春期教育実施支援回数（講座や物品貸出等）：34か所・延べ件数 34回

取組２：小児救急医療体制の確保

県や医師会と連携して、休日、夜間の小児救急体制を守ります。相談窓口や急患センターの使い方を周知し、救急医療の適正な利用を進めます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
救急医療の適正利用の推進（地域保健課、母子保健課、子育て給付課）	安心して子育てできるように、休日、夜間の小児救急医療体制を維持するため、「乳児全戸家庭訪問事業」時及び子ども医療受給者証発送時に急患センター適正受診や「こうちこども救急ダイヤル」、「オンライン医療相談」、「高知家の救急医療電話」の周知を行い、救急医療の適正利用を推進する。	
	現状（令和７年度）	目標（令和１１年度）
	救急医療の適正受診の啓発	乳児全戸家庭訪問事業の訪問率 100%とし、適正受診の周知を図る。

取組3：子育て支援体制の充実

「こどもみらいセンター」において、すべての妊産婦・子育て世帯への一体的な相談支援体制を整備し、母子保健分野と児童福祉分野の更なる連携を強化していきます。

親子サポートステーションと地域子育て支援センターを中心に、身近な場所での妊娠期から切れ目なく相談を受けられる体制を続けます。また、地域子育て支援センターにおいて、子育て世代同士の繋がりづくりを促進し、互いに相談、情報交換をすることで、保護者がリフレッシュするとともに、育児の知識を得て、不安解消・孤立化予防を図ります。

時間外保育や一時預かり、病児保育をニーズに合わせた多様な保育サービスを提供します。放課後児童クラブの待機解消へ学校施設の活用や校外施設の整備を進め、支援員研修で質の向上を図ります。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
利用者支援事業（こども家庭センター型） （親子サポートステーション） （母子保健課）	母子手帳の交付時面接を親子サポートステーションで行い、養育環境のリスクや支援ニーズを把握する。必要に応じて医療機関や関係機関との連絡調整をし、育児支援体制の構築に向けた妊娠期からの相談支援を実施。	
	現状	目標（令和11年度）
	母子健康手帳アプリ 新規登録者数：670人（令和7年4月～令和8年1月） 累計ユーザー数：2,757人	新規登録者数：年間1,000人以上
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（子ども育成課）	妊娠期から就学前の子とその保護者を対象に、次の基本事業を実施し、子育て家庭の孤立や孤独を軽減するなど、地域の子育て家庭に対する支援を行う。また、地域との交流や連携した行事等を行うことにより、子育て家庭と地域が繋がることができるよう支援する。 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	
	現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
	施設数：16施設 登録児童数：7,237人 相談件数：5,805件	施設数：16施設（維持） 登録児童数：9,072人 相談件数：10,308件

取組4：より質の高い教育・保育の推進

多様な教育・保育ニーズに対応するため、教育・保育の利用についての選択の幅を広げ、保育所・幼稚園・認定こども園等の情報を集約し、利用者に対して必要な情報提供・助言をします。特に、産後の休業や育児休業後に利用する場合など、施設等を円滑に利用できるようにしていきます。

また、職員に対する研修の実施、園内研修などの支援とともに、高知県の研修受講勧奨や高知県との共催の研修会による支援を引き続き進め、教育・保育の質の向上に努めます。

一方で、少子化に伴う教育・保育需要の減少については、地域ごとの利用児童数の推計などを行いながら、地域の特性を踏まえた良質で持続可能な教育・保育の提供体制の維持についての検討を進めます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
利用者支援事業（特定型）（保育幼稚園課）	専門の相談支援員を配置し、教育・保育の利用や子育て等にかかる相談支援や関係機関との連絡調整等を実施。	
	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
	保育幼稚園課に子ども・子育て相談支援員を配置し、相談支援等を行った。	引き続き、保育幼稚園課に子ども・子育て相談支援員を配置し、相談支援等を行う。
のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム及び保・幼・小連携推進地区事業（学校教育課・保育幼稚園課）	幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の充実を目指し、各小学校区における幼稚園・保育所等と小学校の教職員がこどもの学びと育ちの連続性に視点をあてた連携を促進する。	
	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
	全41推進地区を指定し、各地区の保幼小連携・接続の取組の推進を図った。	保幼小で互いの教育内容を話し合い、それぞれのカリキュラムに反映させている小学校区の割合 100%

取組5：子育て家庭にやさしい生活環境の整備

公共施設がみんな使いやすいよう「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく審査を行い、妊産婦や子育て家庭が安心して利用できるまちづくりを進めます。公園は安全に遊べるよう整備し、交通安全教育や通学路点検でこどもの事故防止に取り組みます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
交通安全活動の推進（くらし・交通安全課）	交通安全に関する知識（ルール、マナー等）の普及と交通安全意識の高揚を図る。	
	現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
	保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校、義務教育学校、特別支援学校などで、交通安全教室を250回実施	引き続き、交通安全教室を年間約250回実施する。

目標④：社会的支援の必要性が高い子どもや家庭に対する支援の充実

現状と課題

児童虐待は心身に深刻な影響を与え、背景要因が複雑で早期把握が重要です。虐待の発生を予防するためには、早期にリスク要因を把握し、適切な支援につなぐことで、地域社会からの孤立を防ぐことが重要です。

一方、「ヤングケアラー」は家庭内のデリケートな問題で、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しづらくなっています。これらの現状を早期に把握し、母子保健、福祉、障がい、介護、医療、教育などの分野と連携して適切な支援を行うことが重要です。

障がい児支援の充実を図るため、子ども発達支援センターを中心に早期発見・療育や通園・放課後支援、相談体制を整えています。特別支援教育の相談件数が増え、多様なニーズに対応するため、支援体制や多機関とのネットワークの充実が求められています。特別支援学校卒業後も切れ目ない支援の強化が必要です。さらに、医療的ケアが必要な子どもやその家族の支援強化も必要で、検討会を設置し、支援体制の整備を進めています。

特別支援教育を必要とする児童生徒は増加しており、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して合理的配慮の提供を行うとともに、多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の整備を進めています。

ひとり親家庭への就業相談や手当、医療費助成、技能取得支援などを行い、自立支援を進めています。就業と生活の安定をさらに後押しするため、支援の充実と継続的な体制強化が必要です。

「こどもの貧困の解消に向けた施策の推進に関する法律」において、「教育の支援」・「生活の安定に資するための支援」・「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」・「経済的支援」を講ずることと定められていることから、こどもの貧困の解消に向けて、就学援助や学習支援、生活支援、住宅や医療助成、就労支援など多面的に支援しています。支援の継続・拡充と関係機関との連携強化が求められています。

取組の方向性

「こどもみらいセンター」において、すべての妊産婦・子育て家庭への一体的な相談支援体制を整備し、母子保健の活動やそれぞれの子育て支援事業を重層的に行います。

障がい児支援の充実を図るため、多機関とのネットワークや支援体制の充実に取り組みます。

不登校や外国にルーツのあるこどもに、関係機関が連携し必要な支援を行います。

関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

【評価指標】

指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
「悩みや不安を感じたときに相談する人はいない」と答えたこどもの割合	12.0%	10%以下

取組１：児童虐待の発生予防【重点施策】

母子保健の活動や様々な子育て支援事業を重層的に行い、相談・訪問で育児不安や孤立感を減らし、児童虐待の発生予防につなげます。保健・福祉サービス・医療機関との連携を強化し、複合的な問題を抱えた家族からの相談に対応するため、職員の資質や実践力の向上を図ります。

児童虐待予防やヤングケアラーについて、広報啓発活動を行い、大人だけではなく子どもたちに対しても理解を促していきます。

ヤングケアラーは、世帯に必要な支援へ適切につなげることが重要であり、その支援体制を多機関協働で強化していきます。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が成立したことを受け、こどもの安全を確保するための措置を講ずるとともに、対象業務に従事する者への研修を実施し、こどもへの性暴力の防止に努めます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
・児童家庭相談（子ども家庭支援センター）	こどものいる家庭に関わる悩みや心配事にかかる相談や児童虐待にかかる相談等に対応する。 児童虐待予防や早期発見にかかる広報・啓発活動を行う。	
・児童虐待予防推進事業（子ども家庭支援センター）	現状（令和６年度）	目標（令和１１年度）
	・関係機関（小中学校職員・民生委員・警察・市関係機関等）への研修を実施 ・出前講座（民間事業者等）の実施	今後は、保護者支援のため「児童虐待予防」や「早期発見」につながる研修（保育園向け対応研修）を実施予定 ・「児童虐待予防・啓発」につながる学生向け出前講座を実施予定

取組２：障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援の充実

幼児期の健診での早期発見に努め、子ども発達支援センター等の相談支援を通じて必要な支援につなげます。

医療的ケア児を含む障がい児や要支援児童など、特別に配慮が必要なこどもの就園、就学、就労等、ライフステージに沿った支援について、庁内外の関係機関と連携し、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組んでいきます。

各学校や関係機関と連携を図り、多様な学びの場において子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行う特別支援教育を充実させていきます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
子ども発達支援センター相談事業（母子保健課）	こどもの発達や障害に関する総合相談窓口としてセンター職員（保健師・心理士等）が訪問・来所・電話等で相談を受け、アセスメントを行い、必要時関係機関との連絡調整や専門的技術支援を実施。	
	現状（令和６年度）	目標（令和１１年度）
	早期療育教室や親子通園（ひまわり園）、心理士相談、専門医相談などの事業を通じて相談支援を行っている。	現状維持

取組3：ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭の生活全般に関する相談に応じ、ひとり親に対するさまざまな支援制度や関係機関の情報提供を行い、希望に応じて法律や専門家相談につなぐなど、きめ細かな支援を行います。

就業を希望する相談者に対しては、自立支援プログラムの策定や、就職に役立つ技能習得等に向けた講座を開催し、必要に応じて関係機関と連携するなど、就業支援を行います。

また、離婚を考える相談者などに対し、養育費に関するセミナーを開催し、離婚前から、離婚後の自立に向けた支援を行います。さらに、安定的な養育費の確保を推進するため、養育費に関する公正証書の作成費用及び養育費保証契約の初回保証料等を支援します。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
母子家庭等就業・自立支援センター事業（子育て給付課）	ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親等の各種相談への対応や就業に関する情報提供、養育費確保や親子交流に関する支援など、ひとり親家庭等に対する支援を総合的に実施。	
	現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
	ひとり親家庭支援センター相談利用者アンケートにおける満足度 94.6%	100%

取組4：厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援

「教育の支援」・「生活の安定に資するための支援」として、幼児教育・保育においては、子ども・子育て相談支援員による巡回支援や加配保育士を配置することできめ細やかな支援を行います。また、小学生及び中学生に対する学用品費や給食費などの援助を行うとともに、高知チャレンジ塾や放課後子ども教室で学びと居場所を提供し、学校と地域が協力してこどもを支える体制を強化します。

「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」として、生活保護世帯、生活困窮者の自立をめざし、関係機関と連携して就労相談や職業支援を充実します。制度を分かりやすく周知し、ハローワーク高知等と連携したきめ細かな支援で就労と社会参加を後押しします。

「経済的支援」として、中学生までのこどもや18歳までのこどもを養育しているひとり親家庭に対し医療費を助成するとともに、児童手当・児童扶養手当を支給します。

相談支援機関を周知するとともに、困りごとを抱えたこども・若者が相談しやすい環境整備に努めます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
生活困窮者自立相談支援事業（福祉管理課）	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援業務を行う。	
	現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
	新規相談件数：732件 就職決定者数：22名 上記実績のうち、こども・若者のいる生活困窮世帯から相談を受けた際は、関連機関と連携して支援を実施	こども・若者のいる生活困窮世帯から相談を受けた際は、引き続き関連機関と連携し、支援していく。

取組５：不登校のこどもへの支援（再掲）⇒（57 ページ参照）

取組６：外国にルーツのあるこどもへの支援（再掲）⇒（58 ページ参照）

取組７：いじめの防止対策の推進（再掲）⇒（59 ページ参照）

目標⑤：こどもまんなか・地域ぐるみの子育て支援のまちづくり

現状と課題

核家族化や少子化、地域のつながりの希薄化により、こども・若者は多様な大人や子どもに関わる育ち合い・学び合いの機会が減少し、社会性やコミュニケーションの発達に影響を及ぼしています。子育て世帯は、身近に相談できる人・頼れる人がいない、育児仲間や育児のモデルとなる存在がいないなど、子育ての不安や負担感が増しています。

こども・若者が地域や社会の大人に見守られ、大切にされていると実感できる社会をつくるため、こどもによつての「最善の利益（最もよいこと）」は何かを常に考え、こども・若者に関わる大人や地域、関係機関・団体が連携・協働していくことが重要です。

働く場に関する法や制度の整備は進んでいるものの、男女の賃金格差や出産・子育て期の女性が就業継続やキャリア形成を行いにくい状況が依然として見られます。

女性の能力開発やキャリア形成支援に加え、女性の就労継続・再就職等の取組を進める必要があります。また、企業等における意識改革や取組の底上げが必要です。

こども・若者の権利が守られ、こども・若者を中心に考える社会にするためには、こども・若者に関わる大人、地域や社会に対し、こどもの権利についての普及・啓発が重要です。

取組の方向性

子育て家庭同士の交流や、子育て家庭と多様な世代との交流など、地域での見守りや支え合いの機会や場をつくり、子育て家庭が安心して子育てできるように環境づくりを進めます。

男女ともに仕事と子育てを両立しながら、ゆとりをもった生活が実現できるよう、子育て世代が働きやすい職場づくりについて、企業に対して積極的に働きかけていきます。

こどもの権利がこども・若者に関わる大人、地域や社会に広く浸透するよう、普及啓発に取り組めます。

【評価指標】

指標	現状値	目標値
「子育てと仕事の両立がしやすい」に対して、「満足」と答えたこどもの保護者の割合	8.0% (令和5年度)	10%以上 (令和11年度)
「地域ぐるみで子育てを行う雰囲気がある」に対して、「満足」と答えたこどもの保護者の割合	6.0% (令和5年度)	10%以上 (令和11年度)
「周りの人に自分の意見を聴いてもらえていると思う」と答えた若者の割合	43.3% (令和7年度)	60%以上 (令和11年度)
「自分が孤独だと感じることもある」と答えたこども・若者の割合	こども：21.6% 若者：42.2% (令和7年度)	こども：19%以下 若者：38%以下 (令和11年度)
「まちづくりや行政の取組に、自分の声が反映されている」と答えた若者の割合	12.3% (令和7年度)	30%以上 (令和11年度)

取組1：地域や社会の意識醸成

こども・若者に関わる大人や地域、関係機関・団体が、こどもの権利についての理解を深め、地域や社会全体で「こども・若者、子育て家庭を支える」という、こどもまんなか・地域ぐるみの子育て支援のまちづくりに向けた気運醸成を図ります。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
こども計画の推進、周知(こども政策課)	高知市こども・若者まんなかプランの取組を進め、こども・若者に関する様々な取組についてホームページ、広報誌、SNSなどの媒体で社会に情報発信する。	
	現状(令和7年度)	目標(令和11年度)
	新規事業のため実績なし	ホームページや広報誌、SNSなど様々な媒体で情報発信する。
地域福祉の推進(地域共生社会推進課)	福祉教育やイベント等を通じて、市民一人ひとりが地域や福祉について理解し、身近な地域での助け合う意識醸成を図る。	
	現状(令和7年度)	目標(令和11年度)
	地域福祉活動推進計画に基づく施策の実施	地域福祉活動推進計画に基づく施策の推進

取組２：男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり

男性育休や短時間勤務の等、多様な働き方を普及させることでワーク・ライフ・バランスを推進します。ジェンダー平等や男女共同参画の取組を積極的に推進すると認められる企業を表彰するなど、男女共同参画を進め、仕事と育児が両立しやすい環境を整えます。

また、子育て世代が働きやすい職場づくりができるよう、市内企業に対し情報を発信し、働き方改革を実施する企業を支援します。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
高知市男女共同参画推進企業表彰（人権同和・男女共同参画課）	ジェンダー平等や男女共同参画の取組を積極的に推進すると認められる企業を表彰し、結果の広報を実施	
	現状（令和７年８月時点）	目標（令和１１年度）
	高知市内えるぼし認定企業数 １２社	高知市内えるぼし認定企業数 １８社
子育て支援企業認定促進助成金（産業政策課）	企業に対して、子育て世代が働きやすい職場づくりができるよう情報を発信し、働き方改革を実施する企業を支援する。	
	現状（令和７年１２月末時点）	目標（令和９年度）
	当事業において ① 高知県ＷＬＢ推進企業認証制度における男性育休推進部門の認証を受け、申請のあった市内企業 ２１社 ② 厚生労働省のくるみん等の認定を受け、申請のあった市内企業 ３社	① 高知県ＷＬＢ推進企業認証制度における男性育休推進部門の認証を受け、申請のあった市内企業累計 １５０社 ② 厚生労働省のくるみん等の認定を受け、申請のあった市内企業累計 １５社 ※令和９年度までの高知県人口減少対策交付金活用事業であり、令和９年度目標値を設定しています。

取組３：こどもの権利についての啓発・普及（再掲）

すべてのこどもは、個人として尊重され、自分らしく生きる権利があります。こどもだけではなく、すべての市民が、「こどもの権利」を理解し、尊重することができる環境づくり、こどもの権利を保障するためのまちづくりを推進していきます。

【主要事業】

事業名/担当課	事業内容	
出前講座の実施 職員研修の実施（こども政策課・各課）	こども・若者や、関わる大人にこどもの権利についての理解を深められるよう、啓発・普及の機会をつくる。	
	現状（令和７年度）	目標（令和１１年度）
	新規事業のため現状値なし	毎年それぞれ３回以上

2 本計画の評価指標

本計画の評価にあたり、次の成果指標を基本方針ごとに設定し、目標値を定めます。

基本方針	評価指標	現状値	目標値
目標① こども・若者の 権利を保障し、 自分らしく過ご すための支援の 充実	こどもの権利を知ってい ると答えたこども・若者 の割合	・命を守られ成長できる こと こども：63.1%、若者： 34.9% ・こどもの最善の利益 こども：24.2%、若者： 27.2% ・こどもの意見の尊重 こども：40.3%、若者： 28.3% ・差別の禁止 こども：52.0%、若者： 43.1% ・知っているものはない こども：23.6% (令和7年度)	・命を守られ成長できる こと こども：80%以上、若者： 50%以上 ・こどもの最善の利益 こども：80%以上、若者： 50%以上 ・こどもの意見の尊重 こども：80%以上、若者： 50%以上 ・差別の禁止 こども：80%以上、若者： 50%以上 ・知っているものはない こども：10%以下 (令和11年度)
	「自分が孤独だと感じる ことがある」と答えたこ ども・若者の割合	こども：21.6% 若者：42.2% (令和7年度)	こども：19%以下 若者：38%以下 (令和11年度)
	「まちづくりや行政の取 組に、自分の声が反映さ れている」と答えた若者 の割合	12.3% (令和7年度)	30%以上 (令和11年度)
目標② こどもたちの健 やかな成長への 支援の充実	「大人になっても高知市 に住みたい」と答えたこ どもの割合	22.3% (令和7年度)	40%以上 (令和11年度)
	「自分の将来の進路や生 き方について、具体的に 考えている」と答えたこ どもの割合	12.6% (令和7年度)	50%以上 (令和11年度)

目標③ 安心して子育て ができる環境の 整備	「高知市は子育てしやす い環境だと思う」と答え た割合	18～19 歳：26.7% 20～29 歳：28.4% 30～39 歳：34.0% (令和 6 年度)	18～19 歳：35%以上 20～29 歳：40%以上 30～39 歳：40%以上 (令和 12 年度)
目標④ 社会的支援の必 要性が高いこど もや家庭に対す る支援の充実	「悩みや不安を感じたと きに相談する人はいな い」と答えたこどもの割 合	12.0% (令和 7 年度)	10%以下 (令和 11 年度)
目標⑤ こども まん な か・地域ぐるみ の子育て支援の まちづくり	「子育てと仕事の両立が しやすい」に対して、「満 足」と答えたこどもの保 護者の割合	8.0% (令和 5 年度)	10%以上 (令和 11 年度)
	「地域ぐるみで子育てを 行う雰囲気がある」に対 して、「満足」と答えたこ どもの保護者の割合	6.0% (令和 5 年度)	10%以上 (令和 11 年度)
	「周りの人に自分の意見 を聴いてもらえている と思う」と答えた若者の割 合	43.3% (令和 7 年度)	60%以上 (令和 11 年度)
	「自分が孤独だと感じる ことがある」と答えたこ ども・若者の割合	こども：21.6% 若者：42.2% (令和 7 年度)	こども：19%以下 若者：38%以下 (令和 11 年度)
	「まちづくりや行政の取 組に、自分の声が反映さ れている」と答えた若者 の割合	12.3% (令和 7 年度)	30%以上 (令和 11 年度)

3 事業一覧

事業一覧（主要事業含む）を掲載しています。

・目標①：子ども・若者の権利を保障し、自分らしく過ごすための支援の充実

第4章 2の 目標・取組番号	施策名	担当課	事業名	事業内容
①-1	子どもの権利についての啓発・普及	こども政策課、各課	出前講座（こども向け・大人向け）	こどもの権利について、こども・若者本人、こども・若者に関わる大人への普及啓発に取り組む。
①-1	子どもの権利についての啓発・普及	こども政策課、各課	市職員研修の実施	こどもの権利について、市職員への普及啓発に取り組む。
①-1	子どもの権利についての啓発・普及	人権・こども支援課	人権教育指導管理事業	こどもたちが人権に関する正しい知識・技能・態度を身に付けることができるよう、「高知市人権教育基本方針」に基づき、教育計画に人権教育を位置付けるとともに、地域人材の活用を図り、体験的な学習活動を計画的に実践する。
①-1	子どもの権利についての啓発・普及	人権・こども支援課	社会人権教育推進事業	こどもたちが人権に関する正しい知識・技能・態度を身に付けることができるよう、「高知市人権教育基本方針」に基づき、教育計画に人権教育を位置付けるとともに、地域人材の活用を図り、体験的な学習活動を計画的に実践する。
①-1	子どもの権利についての啓発・普及	人権同和・男女共同参画課	市民啓発事業	人権課題に関する情報の集積・発信（広報紙・WEB・SNS等）や、地域の世代間交流等を通じて人権意識の醸成を図る。
①-1	子どもの権利についての啓発・普及	人権同和・男女共同参画課	地域啓発事業	人権課題に関する情報の集積・発信（広報紙・WEB・SNS等）や、地域の世代間交流等を通じて人権意識の醸成を図る。
①-1	子どもの権利についての啓発・普及	人権同和・男女共同参画課	・SOGI推進事業 ・こうち男女共同参画センター管理運営費	多様な性の尊重について、「高知市にじいろのまち宣言」やパートナーシップ登録制度等の取組に加え、企業への周知啓発にも取り組む。
①-2	こども・若者の意見表明・参加の促進	こども政策課、各課	こども向けホームページの運営（こども意見箱の設置）	こどもホームページ上にこどもからの意見を投稿できる「意見箱」を設置し、こどもが意見を表明しやすい環境をつくる。また、意見に対するフィードバックを掲載する。
①-2	こども・若者の意見表明・参加の促進	こども政策課、各課	出前講座（こども向け・大人向け）（再掲）	こども・若者が意見を伝えやすい環境を整え、意見を伝える機会を増やす。
①-2	こども・若者の意見表明・参加の促進	こども政策課、各課	市職員研修の実施（再掲）	こども・若者が意見を表明する機会をつくることの必要性について、市職員に周知する。
①-2	こども・若者の意見表明・参加の促進	地域コミュニティ推進課	こうちこどもファンド	未来の高知市を担うこどもたちの「自分たちのまちを良くしたい」という想いを実現するために、「高知市子どもまちづくり基金」により、こどもたちの自発的な活動を支援する。
①-2	こども・若者の意見表明・参加の促進	学校教育課	こうち志議会	生徒が夢や希望を実現できる社会や未来について学び、実際の議場に登壇して、自分の考えを述べたり質問したりすることを通して、生徒に市政のしくみについて理解を促すとともに、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う自覚を育てる。
①-3	こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり	こども政策課、関係課	こども・若者の視点に立った居場所づくりの検討	こども・若者が安心して自分らしく過ごせる居場所づくりのため、既存の市有施設については、機能の充実の検討を進めるほか、オンライン空間で交流できる場づくりに取り組む。
①-3	こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり	地域共生社会推進課、こども政策課	地域福祉コーディネーターの配置	こどもや若者の居場所となり得るひと・もの・ことを把握をし、多様な居場所づくりの支援や、居場所同士のつながりを深められるよう、コーディネーター機能を強化する。また、居場所に関する情報をこども・若者本人や関わる大人へ周知する。
①-3	こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり	地域共生社会推進課、こども政策課	「高知くらしつなげるネット（愛称Licoネット）」の運用	子ども・子育て、高齢、障害や地域活動を含めた各分野の社会資源情報を収集し、「高知くらしつなげるネット（愛称Licoネット）」を通じて市民及び支援者に対し一元的に情報提供する。
①-4	不登校のこどもへの支援	教育研究所	校内教育支援センター事業	教室に入りづらい生徒が安心して過ごことができる居場所として校内サポートルームを設置し、支援員を派遣して個々に応じた学習や相談支援を行う。
①-4	不登校のこどもへの支援	教育研究所	スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒が置かれた家庭・学校・地域等の環境へ働きかけるとともに、関係機関との連携やネットワークの構築を通して、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。
①-4	不登校のこどもへの支援	教育研究所	不登校対策総合支援事業	不登校の現状を改善するため、高知市立小・中・義務教育学校の児童生徒を対象にアンケートを実施し、各学校での分析を基にした取組や実践を推進する。また、ケースに応じて不登校対策専門家支援チームの助言を受け、個に応じた支援の充実につなげる。
①-4	不登校のこどもへの支援	教育研究所	教育支援センター事業	不登校のこどもたちが安心して自己表現できる場として、こどもの成長の場を保障し、心身ともに元気になり、進路に向けて自己表現していけるようになることを目的に、小学部、中学部、卒業生支援、個別の支援、学習支援の体制を整備し、全体通所支援、個別通所支援、訪問支援、相談支援などを行う。
①-5	外国にルーツのある子どもへの支援	教育研究所	帰国・外国人児童生徒支援事業	市立小・中・義務教育学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒を対象に、帰国・外国人児童生徒支援員を配置し初期の日本語指導を行う。
①-6	いじめの防止対策の推進	人権・こども支援課	いじめ問題対策推進事業	高知市いじめ防止基本方針に基づきいじめ防止等の対策を実効的に行う。
①-6	いじめの防止対策の推進	人権・こども支援課	生徒指導アドバイザー及び心の教育アドバイザー派遣事業	生徒指導アドバイザー及び心の教育アドバイザーの支援・助言により、学校の組織的な対応力の向上を図るとともに、いじめ相談カードを配付することによって、いじめの早期発見・早期対応につなげる。
①-6	いじめの防止対策の推進	人権・こども支援課	学校カウンセラー推進事業	児童生徒へのカウンセリングや、カウンセリングを行う教職員及び保護者に対して助言・援助を行うとともに、カウンセリングに関する情報収集・提供等を通じて、学校全体の教育相談活動の充実を図る。また、児童生徒、保護者に接し、解決に向け学校への橋渡しをすることにより、不登校や問題行動等の未然防止、早期対応・早期解決を図る取組を進める。

・目標②：こどもたちの健やかな成長への支援

第4章 2の 目標・取組番号	施策名	担当課	事業名	事業内容
②-1	こどもの学びや体験の 充実	文化振興課	夏季大学講座事業費	夏季大学において、若者がトライアル的に講義を聴講できるよう、若者の受講料を低廉な料金に設定し、学び考える機会を提供する。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	文化振興課	文化祭事業	高知市展に関連した様々な美術（絵画や書道、陶芸やデザインなど）を身近に体験することで、こどもたちの感性・個性を育てる機会を提供する。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	文化振興課	世代間交流ふれあい事業	文化センターやふれあいセンター等の公立公民館において、地域住民、特に高齢者とこどもたちの交流を通して世代間の連帯意識を養い、地域文化を継承することを目的に講座を開設する。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	文化振興課	親子ふれあいの場づくり	地域主催の昔ながらの年中行事等を通じて、こどもたちと保護者が地域社会に親しむことを目的に講座を開設。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	文化振興課	地域学級・講座開設事業	公民館等を拠点とする各種団体や地域住民グループ等が行う自主的かつ継続的な学習活動の活性化を図るため、各グループが主催する講座や学習会の講師に対する謝金の一部を助成する。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	文化振興課	まんが館事業	まんが文化の振興や情報発信を目的とした企画展のほか、こどもから大人まで親しめるイベントを実施する。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	民権・文化財課	文化財保存活用事業	文化財施設を利用した「おなほし会」を開催
②-1	こどもの学びや体験の 充実	スポーツ振興課	市民スポーツレクリエーション祭	・こども・若者が多様なスポーツ・アウトドア体験を通じて生涯スポーツへの関心を高める。 ・地域交流と家族参加を促進し、健康づくりや地域のつながりを強化する。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	スポーツ振興課	スポーツ少年団活動	地域におけるスポーツ少年団の普及と育成および活動の活性化を図り、青少年の健全な育成に寄与し、あわせて生涯スポーツの基盤をつくることを目的とする。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	スポーツ振興課	学校体育施設開放事業	生涯学習の振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で、身近な学習の場として開放する。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	農林水産課	農業体験学習推進事業	各小学校に対して実施しているアンケートを基に農業体験及び酪農体験へのニーズ把握を行い、希望校に対して支援をしている。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	みどり課	わんぱくこうち	中学、高校生の職場体験、大学生のインターンシップ、出前授業、社会見学、サマースクール、いきもの講座、カブトムシ飼育教室を実施。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	青少年・事務管理課	工石山青少年の家事業	清流銀川の源流域から都市部まで、本市ならではの豊かな自然と地域資源を活かした青少年の体験活動を展開し、工石山青少年の家の登山や野外炊飯、銀川流域での環境学習、地域における農業体験など、里山の暮らしに触れる機会を提供するなど、多様な世代との関わりを通じて、青少年が豊かな人間性と社会性を育み、地域の一員として成長できる環境づくりを推進している。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	図書館・科学館課	こども読書活動の推進	こどもの主体的な読書活動を支え、本を読むことの楽しさや興味を持ってもらうため、赤ちゃんから小学生までを対象とした「おなほし会」の開催や「こども読書週間」に合わせた行事や展示活動の実施等、こどもと本を結び付ける事業を行う。また、すべてのこどもが本に親しむためにさまざまな資料の充実を図り、読書環境を整備する。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	図書館・科学館課	図書館見学、職場体験受入事業	小学校の社会見学や、主に中学校の職場体験学習を受け入れ、圖書の分類や利用方法、情報の調べ方について学ぶ機会を提供し、情報リテラシーの向上に努める。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	図書館・科学館課	理科学習振興事業	科学に対する興味・関心を高め、理科好きのこどもを増やし育てるため、科学館理科学習、学校団体利用、出前教室等の理科教育振興事業を実施する。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	図書館・科学館課	科学文化振興事業	科学を楽しむ文化を育てるため、プラネタリウム、サイエンスショー、ミニかがく教室等の科学文化振興事業を実施する。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	学校教育課	中学生体験活動推進事業	中・義務教育学校及び特別支援学校の生徒が地域の人々に学ぶことで、勤労の喜びや感謝の心、自立心を育成していく体験活動を支援する。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	学校教育課	コミュニティ・スクール推進事業	学校運営協議会において、学校の教育目標や課題を共有し、学校運営への必要な支援について協議する。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	学校教育課	地域学校協働本部事業	地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるための学習支援や体験活動などの取組を行う。
②-1	こどもの学びや体験の 充実	学校教育課	高知市教育シニア・ネットワーク推進事業	社会に貢献できるこどもたちの健全育成を目指し、家庭や地域または学校と連携して「豊かな心を育む」取組を推進する。
②-2	こどもの健康管理	母子保健課	新生児聴覚検査事業	こどもの聴覚障害を早期に発見し、早期に療育につなげるため、新生児が出生後の入院期間中に、検査業務を委託している高知市内の分娩を取り扱う産科医療機関において、全額公費負担で新生児の聴覚検査を実施する。
②-2	こどもの健康管理	母子保健課	乳児一般健康診査	問診・診察・育児指導を、個別に委託医療機関で3回（①生後1か月、②生後3～6か月、③9～11か月児）受診するもの。
②-2	こどもの健康管理	母子保健課	1歳6か月児健康診査	こどもの健康な生活や健全な発達を図るために、集団方式で健診を行う。
②-2	こどもの健康管理	母子保健課	3歳児健康診査	こどもの健康な生活や健全な発達を図り、精神運動発達・視覚・聴覚・心身等の異常を早期発見し、適切な対応へとつなげるため、集団方式で健診を行う。
②-2	こどもの健康管理	母子保健課、保育幼稚園課、学校教育課、健康増進課	フッ化物応用推進事業（フッ化物歯面塗布体験） フッ化物応用推進事業（フッ化物歯洗口実施支援）	・1歳6か月児健診等において希望者にフッ化物塗布体験を行う。 ・学校・保育所・幼稚園等で、フッ化物洗口を実施するための啓発及び支援を行う。 ・市民にフッ化物の効果を啓発する。
②-2	こどもの健康管理	母子保健課	妊産婦子育て相談はぐくみ	乳幼児をもつ養育者を対象に、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が、相談に応じることで、成長・発達の確認を行うとともに、育児の不安の軽減を図る。地域子育て支援センターや子育てサロンからの依頼を受け、センターを利用する養育者へ保健師・歯科衛生士が育児相談や講座を実施する。
②-2	こどもの健康管理	地域保健課	インフルエンザ予防接種費用助成事業	子育て家庭のインフルエンザ予防接種にかかる経済負担を軽減するため、中学校卒業までのこどもを対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成する。
②-2	こどもの健康管理	地域保健課	予防接種	予防接種法に定められた、感染のおそれがある疾病について、委託医療機関で実施する。
②-2	こどもの健康管理	母子保健課	幼児健診受診促進事業	保護者が児の発育や発達を確認するために、幼児健診を受診することができるよう、子育て世帯訪問員が未受診者宅へ訪問し、受診勧奨を行う。
②-3	食育の推進	健康増進課	食生活改善推進員による食育活動支援	様々な機会を捉え、朝食摂取・バランスのよい食生活等の重要性、食育の必要性を伝えとともに、ヘルスメイトの存在をPRし、保育所・幼稚園・学校や地域等が連携した地区活動を行う。
②-3	食育の推進	母子保健課、保育幼稚園課	こどもや保護者への啓発	幼児健診、妊産婦・子育て相談、離乳食教室などの機会やアプリ・SNSを通じて、保護者への啓発を行う。また、保育所等において、菜園活動や自分たちで育てた食材を料理して食べるクッキング保育などを行うとともに、行事の際の給食などを通して食文化の理解を深める場を提供する。
②-3	食育の推進	保育幼稚園課	給食を媒体とした食育活動 地場産品を取り入れた給食の提供	行事の際の給食などを通して食文化の理解を深める場を提供する。また、菜園活動や自分たちで育てた食材を料理して食べるクッキング保育などを行い、食育を推進する。 各施設認可基準に県内産品を積極的に使用する努める規定を設け、県産品を取り入れた給食の提供を推進している。
②-3	食育の推進	母子保健課	乳児家庭全戸訪問事業 （赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業）	生後4か月児までの乳児のいるすべての子育て家庭を訪問指導員や保健師が訪問し、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域ぐるみの子育て支援体制を維持していく。
②-3	食育の推進	母子保健課	離乳食教室	離乳期のこどもをもつ養育者を対象に、こどもの発達段階に応じた離乳食の進め方や調理方法についての講話や、離乳食に関する相談に応じる。
②-3	食育の推進	健康増進課、学校教育課、保育幼稚園課	口からはじめる食育推進事業	高知学園短期大学と連携し、小中学校を対象に食育の視点からの歯肉炎予防の健康教育を実施し、よく噛んで食べる習慣及び生活習慣の改善を目指す。 また、乳幼児期からの口腔機能育成について取組を実施する。
②-3	食育の推進	教育政策課	小中学校食育・地場産品活用推進事業	地域で生産された食材を学校給食や体験学習等で活用することにより、児童生徒が高知の豊かな食を知り、あわせて望ましい食習慣の形成に取り組む。また、教職員や保護者、市民等へ取組の成果発表や啓発を行う。

第4章 2の 目標・取組番号	施策名	担当課	事業名	事業内容
②-4	生きる力の育成に向けた教育	学校教育課	助産師が行ういのちの出前講座	こどもたちに健康づくりの意義や必要性を理解させ、自らの健康は自らが守るという実践の態度の育成に努める。また、学校医、学校歯科医・学校薬剤師の協力や、家庭・地域との連携を密にして全教職員による組織的・計画的な学校保健活動を推進する。更に、学校保健委員会の活性化を図り、健康教育のさらなる充実に努める。
②-4	生きる力の育成に向けた教育	学校教育課	学力向上対策	学校の組織的・自立的な研究体制、人材育成への支援体制に継続的に取り組むとともに、義務教育9年間の系統的な学習指導の充実を図り、学力向上を目指す。
②-4	生きる力の育成に向けた教育	人権・こども支援課	レインボースクールの実施	高知市人権尊重のまちづくり条例および高知市にじいるのまち宣言の趣旨を踏まえ、教職員向け研修や指導資料を整備し、こどもたちが「性の多様性」を尊重できる学びの機会と学校環境を整える。
②-4	生きる力の育成に向けた教育	人権・こども支援課	人権教育指導管理事業	学校での総合的な学習の時間における人権学習講師謝金を補助する。
②-4	生きる力の育成に向けた教育	人権・こども支援課	社会人権教育推進事業	人権作品募集及び作品展を開催する。
②-5	こどもの健全育成	少年補導センター	情報モラル教育推進事業	インターネットやスマートフォンの普及によるネットトラブルへの対応が課題となっていることから、学校・団体からの依頼に基づき、小・中・義務教育学校や高等学校で、児童生徒のみならず、保護者・教職員を対象とした授業を実施
②-5	こどもの健全育成	少年補導センター	街頭補導活動	不良行為少年の早期発見・早期補導、街頭における少年の実態把握、少年を取り巻く社会環境の浄化を目的に街頭補導を実施する。
②-5	こどもの健全育成	少年補導センター	少年非行対策	高知市少年非行対策の重点課題として、小学校では「万引き防止指導の徹底」、中学校では「自転車盗難防止指導の徹底」に取り組む。
②-5	こどもの健全育成	少年補導センター	少年非行防止ポスター展事業	中学生自身の非行防止の意識を高める、優秀作品の発表、ポスター掲示することで啓発する。
②-5	こどもの健全育成	青少年・事務管理課	青少年健全育成事業	高知市青少年対策推進本部を中心として、青少年育成協議会、PTA連合会、子ども会連合会等と連携しながら、「市民意識の高揚と啓発活動」「地域ぐるみ運動の活性化」の基本施策に基づき様々な事業を実施する。
②-5	こどもの健全育成	青少年・事務管理課	青年センター事業	高知市青年センターを拠点として、青少年の健全な仲間づくりや、文化・スポーツ等の活動を推進するとともに、青少年の自主性・社会性を育む取を推進する。
②-5	こどもの健全育成	学校教育課	中学生体験活動推進事業（再掲）	中・義務教育学校及び特別支援学校の生徒が地域の人々に学ぶことで、勤労の喜びや感謝の心、自立心を育成していく体験活動を支援する。
②-5	こどもの健全育成	学校教育課	高知チャレンジ塾運営事業	特定非営利活動法人高知チャレンジ塾に委託し、高知市内の10会場で、基礎学力定着のための指導、高等学校等進学のための学習指導等を行う。
②-5	こどもの健全育成	人権・こども支援課	児童館・集会所子ども会活動	児童館9か所、集会所3か所において、小学生及び中学生を対象とした子ども会活動を実施する。
②-6	キャリア教育の推進	産業政策課	キャリア教育推進事業	小・中・高と連続したキャリア教育を実施し、児童生徒が自分の興味のある分野や得意なことを知る体験を通じて、自身のキャリアデザインを「考える」「学ぶ」機会を設けることで、自ら将来を選択し決定する力を育む。私立中・高と連携し課題解決型学習を実施することで、高知県への理解（魅力や課題）を深めていく。
②-6	キャリア教育の推進	学校教育課	キャリア教育推進事業	地域の伝統文化や県内の文化・産業を知る機会を拡充するために、各学校における地域の文化や産業の継承に取り組む学習活動（講演会等）及び県内企業や産業を学び体験する活動（企業見学等）に必要な経費について補助金を交付し、児童生徒の実態に応じたキャリア教育を推進する。
②-6	キャリア教育の推進	学校教育課	児童生徒集団宿泊活動事業	自然や文化に親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるように取り組む。
②-6	キャリア教育の推進	学校教育課	中学生体験活動推進事業（再掲）	中・義務教育学校及び特別支援学校の生徒が地域の人々に学ぶことで、勤労の喜びや感謝の心、自立心を育成していく体験活動を支援する。
②-6	キャリア教育の推進	学校教育課	こうち志議会（再掲）	生徒が夢や希望を実現できる社会や未来について学び、実際の議場に登壇して、自分の考えを述べたり質問したりすることを通して、生徒に市政のしくみについて理解を促すとともに、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う自覚を育てる。
②-6	キャリア教育の推進	学校教育課	進路ノートの発行	中・義務教育学校の生徒が進路選択を行うに当たり、基本的な事項を整理した「進路ノート」を中・義務教育学校の生徒に配付し、卒業時まで当該教材を継続して活用することで進路指導の充実を図る。
②-6	キャリア教育の推進	学校教育課	高知チャレンジ塾運営事業（再掲）	特定非営利活動法人高知チャレンジ塾に委託し、高知市内の10会場で、基礎学力定着のための指導、高等学校等進学のための学習指導等を行う。
②-6	キャリア教育の推進	学校教育課	児童生徒表彰の実施	学校内外のさまざまな活動の中から、高知市在住をはじめとする児童生徒の優れた個性や能力を発見し、表彰することによって奨励する。併せて、志をもった価値ある活動を多面的に認める教育風土を培い、学校の活性化に資することを目的とする。
②-6	キャリア教育の推進	くらし・交通安全課、学校教育課	消費者教育の推進（出前講座の実施・啓発紙の配布）	年齢にあわせた方法で、お金の大切さや使い方等について自身で考えられるよう、消費や製品安全に関する出前講座を小学校や児童クラブ等で実施し、中学生向けに啓発紙を作成し配布する。
②-7	こころの健康づくり	健康増進課	自殺予防啓発事業	令和6年度に策定した「第二期高知市自殺対策計画」に基づき、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への啓発と周知」「生きることへの促進要因への支援」「ライフステージに応じた支援の充実」の5つの基本施策の取組を進める。
②-7	こころの健康づくり	人権・こども支援課	心の教育アドバイザー派遣事業（再掲） いじめ問題対策推進事業（再掲）	悩みのある児童生徒については、学校や家庭と連携し、相談窓口の紹介や支援の提供等を行う。また、相談窓口に関するカードを教育機関へ配付する。
②-7	こころの健康づくり	人権・こども支援課	「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進	「こどもが自分の危機を認識し、適切にSOSを発信できること」「受け手が適切に対応できること」を到達目標に設定し、SOSを送る側、受け取る側双方の実践的対応力を高める。
②-7	こころの健康づくり	人権・こども支援課	1人1台端末の効果的な活用	こどもたちの変化の兆候を早期に把握し、教職員間で情報を共有して速やかに対応するため、日誌や面談等による従来の方法に加え、1人1台端末の効果的な活用を図る。
②-8	若者の就労支援	産業政策課	無料職業紹介事業	求職者に対する職業紹介を行うとともに、就労支援員による就労相談や個別カウンセリングなどを実施し、就職につながる支援を行う。
②-8	若者の就労支援	産業政策課	就職応援セミナー	50歳未満の若年者を対象として、ビジネスマナーやコミュニケーションスキル等職人としての基礎的スキルを身につける研修や面接研修を行う。最終的には、同面接会を開催し、就職まで一元的に支援する。
②-8	若者の就労支援	産業政策課	人材育成セミナー	人材育成セミナーを開催し、求職者のスキルアップを図る。
②-8	若者の就労支援	産業政策課	事業所の魅力向上・事業拡大の取組事業（事業者に対する各種セミナー）	企業に対して、テレワーク等の柔軟な働き方を啓発するセミナーを開催することで、若者に選ばれる企業となるための後押しをする。
②-8	若者の就労支援	産業政策課	中小企業人材確保支援事業	県外へ進学する前の学生及び生徒に対して、県市の就職支援情報や高知の暮らしについて情報を発信する。学生及び生徒が気軽に参加でき、かつ、楽しみながら自身のためになると感じるイベントを開催することで、市内（県内）企業を知る機会を創出する。
②-8	若者の就労支援	産業政策課	インターンシップ促進事業	就業体験を通じた求職者の職業選択能力及び就業意欲の向上及び事業者の人材確保を図り、インターンシップの促進を図る。
②-8	若者の就労支援	産業政策課	こうち奨学金返還支援制度	県が実施する「こうち奨学金返還支援制度」への上乗せ支援を実施することで若者の地元企業等への就職及び定着を促進する。
②-8	若者の就労支援	産業政策課	ぼっちワークチャレンジ	短期職場体験の機会を提供することで、企業と求職者（若者）が直接交流し、相互理解を深めることにより、雇用のミスマッチ（早期離職）の防止を図る。
②-8	若者の就労支援	産業政策課	しごと縁結びフェスタ	市内就職希望者を対象に合同企業面談会を開催。市内参加企業と自由に面談・説明を受けることができるほか、就職相談コーナーでの相談も受け付けており、市内企業を知り就職につながる機会を創出する。
②-8	若者の就労支援	産業政策課	高知市若手人材定着支援事業	市内中小企業が福利厚生制度や資格取得支援等を充実させ、若者が将来設計を描きやすい環境を整えることで、若者の定着促進を図る。
②-8	若者の就労支援	産業政策課	子育て支援企業認定促進助成金	企業に対して、子育て世代が働きやすい職場づくりができるよう情報を発信し、働き方改革を実施する企業を支援する。
②-8	若者の就労支援	農林水産課	農業経営基盤強化促進対策事業	新規就農希望者等に対する相談、補助金交付、認定新規就農者の認定及び伴走支援を関係機関とともに実施している。
②-8	若者の就労支援	農林水産課	新規就農推進事業費補助金	新規就農希望者等に対する相談、補助金交付、認定新規就農者の認定及び伴走支援を関係機関とともに実施している。
②-8	若者の就労支援	農林水産課	新規就農者農地確保等支援事業費補助金	新規就農者の経営初期の負担を軽減するため、農地の賃借料の一部補助を実施している。
②-9	結婚を希望する若者への支援	こども政策課	結婚新生活支援事業費補助金	新婚世帯等が対象年度に支払った住宅賃借費用・引越費用を補助する。
②-9	結婚を希望する若者への支援	青少年・事務管理課	ラブアクト推進事業	結婚を希望する独身男女を対象にマッチング・イベントを実施するとともに、婚活に悩む方を対象とした個別相談を実施する。

・目標③：安心して子育てができる環境の整備

第4章 2の 目標・取組番号	施策名	担当課	事業名	事業内容
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	妊婦一般健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の週時に必要に応じた医学的検査を実施する（公費助成：令和7年度 14回）。必要時、妊婦への継続した適切な支援ができるよう、医療機関と地域の支援機関が連携する。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	妊婦歯科健康診査事業	妊娠期間中に1回無料で歯科健診（問診および口腔内診査）を受診できる、妊婦歯科健診受診券を交付し、早産のリスクとなる歯周疾患の早期発見につなげる。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	利用者支援事業 （こども家庭センター型）	妊娠期に適切な母体管理ができるように、母子健康手帳交付時などに、早産のリスク要因やその予防について啓発を行う。 また、母子手帳の交付時面接を行い、養育環境のリスクや支援ニーズを把握し、必要に応じて医療機関や関係機関との連絡調整を行い、育児支援体制の構築に向けた妊娠期からの相談支援を展開していく。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	継続看護連絡票による医療地域連携	継続看護連絡票を活用した産科医療機関との情報共有や、医療センターや医大の定例会、随時のケース会議の実施により、支援が必要な妊産婦への早期介入につなげる。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	バ（マ）マ教室	妊婦とそのパートナーを対象に、出産・産後・子育てに関する知識・技術を習得し、安心して出産・育児に臨むことができるよう講義と実習による教室を実施する。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課 子ども育成課	こうち子育てガイド「ばむ」	「こうち子育てガイドばむ」を作成し、母子健康手帳交付時や各事業実施時、地域子育て支援拠点施設等にて配布し、関係機関や子育て支援に關しての情報提供を行う。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	妊婦のための支援給付	妊婦の認定後5万円、妊娠しているこどもの人数の届け出を受けた後5万円（×こどもの人数）の支給を行う。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	保健師の地区活動	ハイリスク妊産婦、乳児・健診の事後フォローや養育困難家庭等への支援として保健師による訪問指導を実施。妊娠期から産褥期とローチャートを作成し、保健師と母子保健コーディネーターの支援体制を整備している。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	思春期保健指導・相談事業	小中学生・学校関係者・保護者・関係機関を対象に、講座や子育て教育関連の物品貸出しを行う。 プレコンセプションケア市内情報交換会の開催。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	プレコンセプション推進事業	児童・生徒が自分自身の心からだと守ることができる力を育てるように、学校等に対し、性教育に関する具体的な技術の提供や物品の貸出等を行う。市内関係機関との情報交換会の開催（プレコンセプションケアの推進の検討の場及び思春期保健事業の検討の場等として活用予定）
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	学校教育課	保健教育に関する外部講師派遣事業	・学校保健計画に性に関する指導の実施を明確に位置付け、組織的に実施する。 ・性に関する現代的な課題に対し、保健教育における「性に関する指導」の取組みの充実、また、関係機関や外部講師との連携体制を構築し、正しい知識を身につけ「自分を、相手を、命を大切にできるこどもの育成」を目指す。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	学校教育課	助産師によるいのちの出前講座	高知県助産師会が、高知市立学校の児童生徒へ自分が授かった命を大切に思い、他者の命を尊ぶ優しい気持ちを身に付けるため、パネルや胎児人形を使って体験活動を通して学習する。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	産婦健康診査事業	産後の初期段階における健康診査の実施により、母体の身体的機能の回復や母乳状況及び精神状況の把握を行い、必要な産婦に対して、適切な支援サービスや医療につなげる。産後8週までの産婦健康診査2回分に係る費用の助成を行う。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	産後ケア事業	退院直後の1歳未満の母子に対して乳房ケアや授乳指導、産婦の心理・身体的ケアを行い、育児技術の習得や不安軽減を行うもの。助産師が自宅に訪問する訪問型、日曜りで施設に連日ケアを受ける通所型、連続してケアを受けられる宿泊型がある。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	多胎の集い「さくらんぼ」	多胎家庭および多胎妊婦が、多胎特有の妊娠・出産・育児に関する情報収集ができ、先の見通しを持つこと、多胎家庭同士が交流し、思いを共有したり、多胎育児スキルを伝授したりすることによって不安や孤立感を解消を図る。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	多胎家庭支援事業	多胎家庭へ育児サポーターを派遣し、日常の育児・家事に関する介助や外出時の補助を行う。併せて、日常生活における不安や孤立感などに対応した相談支援を実施する。多胎児が1歳の誕生日前日までに、1家庭30時間の利用を限度とする。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	母子保健課	不妊治療費助成事業	比較的高額な費用を要する体外受精及び顕微授精を受けたご夫婦の経済的な負担の軽減を図る。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	健康増進課	難病患者支援事業	多職種連携と相談支援体制を強化し、情報提供環境の整備と地域協議会の活用により、在宅療養を支える支援体制の充実を図る。
③-1	妊娠前からの切れ目のない支援	子育て給付課	未熟児養育医療費	未熟児で生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費の自己負担分の一部を公費で助成する。
③-2	小児救急医療体制の確保	地域保健課	急患センター運営事業	一般診療体制が手薄になる休日とその夜間及び平日の夜間の初期救急医療体制を確保する目的で、休日夜間急患センター・平日夜間小児急患センターを設置し、市医師会に運営を委託している。
③-2	小児救急医療体制の確保	地域保健課	小児救急医療支援事業	小児の二次救急及び深夜の初期救急は、5つの公的病院のいずれかが当番になる輪番制度をとっており、休日夜間急患センター・平日夜間小児急患センターの後方支援に当たっているため、これに対して助成を行っている。
③-2	小児救急医療体制の確保	地域保健課、母子保健課、子育て給付課	救急医療の適正利用の推進	安心して子育てできるように、休日、夜間の小児救急医療体制を維持するため、「乳児全戸家庭訪問事業」時及び子ども医療受給者証発送時に急患センター適正受診や「こうちこども救急ダイヤル」、「オンライン医療相談」、「高知家の救急医療電話」の周知を行い、救急医療の適正利用を推進する。
③-3	子育て支援体制の充実	母子保健課、子ども家庭センター、保育幼稚園課、子ども育成課	利用者支援事業 （こども家庭センター型、基本型） 利用者支援事業 （特定型） 利用者支援事業 （基本型 地域子育て相談機関）	・こども家庭センター型：妊娠期に適切な母体管理ができるように、母子健康手帳交付時などに、早産のリスク要因やその予防について啓発を行う。また、母子手帳の交付時面接を行い、養育環境のリスクや支援ニーズを把握し、必要に応じて医療機関や関係機関との連絡調整を行い、育児支援体制の構築に向けた妊娠期からの相談支援を展開していく。 ・特定型：専門の相談支援員を配置し、子育て等にかかる総合的な相談支援や関係機関との連絡調整等を実施する。 ・基本型、地域子育て相談機関（未実施）：地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行うもの。地域における子育て支援のネットワークに基づく支援も実施する。地域子育て相談機関は、子育て家庭にとって身近な施設等相談及び助言を行うことができる場所で、相談支援や子育て世帯への情報発信等を行い、関係機関と連携するなど、こども家庭センターを補完することを想定されたもの。
③-3	子育て支援体制の充実	子ども育成課	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	妊娠前から就学前の子とその保護者を対象に、下記の基本事業を実施し、子育て家庭の孤立や孤独を軽減するなど、地域の子育て家庭に対する支援を行う。 また、地域との交流や連携した行事等を行うことにより、子育て家庭と地域が繋がることのできるよう支援する。 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
③-3	子育て支援体制の充実	子ども育成課	子育て集いの場への支援	地域の乳幼児とその保護者等が交流、仲間づくり、情報交換などの子育て支援活動を地域ぐるみで行う地域住民等に対し、高知市社会福祉協議会地域協議課等と連携し、運営相談や広報等の支援をする。
③-3	子育て支援体制の充実	子ども育成課	子育てサークルへの支援	主に就学前のこどもとその保護者を対象としたサークル活動について、要件にあった団体に対し、活動場所の提供等の支援をする。
③-3	子育て支援体制の充実	子ども育成課	親子絵本ふれあい事業	親子のふれあいを目的とし、絵本のプレゼントや読み聞かせ、手遊び等親子がふれあうきっかけづくりを行うとともに、子育て支援事業の紹介を行い、今後活用につなげていく。また、同年代のこどもを持つ親同士の交流の場を提供し、仲間作りのきっかけとする。
③-3	子育て支援体制の充実	子ども育成課	ファミリー・サポート・センター事業	こうちファミリーサポートセンターに事業を委託し、生後6か月以上の乳幼児および小学生を養育する会員の育児を援助する「援助会員」と、育児の援助を依頼する「依頼会員」、またその両方を行う「両方会員」で構成し、相互の援助活動を行う。

第4章 2の 目標・取組番号	施策名	担当課	事業名	事業内容
③-3	子育て支援体制の充実	子ども育成課	放課後児童健全育成事業 放課後子ども教室推進事業	放課後児童クラブは、保護者が労働等によって、昼間家庭にいない小学1～6年生に対し、遊びや生活等の集団活動を通して、児童の健全育成を図っている。 放課後子ども教室は、放課後児童クラブを設置していない学校において、放課後や週末等に余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とし、小学校1年生から6年生までを対象に実施。また、放課後学習室は、放課後児童クラブを設置している学校において、学ぶ意欲を高めるため、学習習慣の定着を図るような拡充や質を上げることが目的とし、小学校4年生から6年生までを対象に実施。
③-3	子育て支援体制の充実	保育幼稚園課	子育て相談事業、園庭開放	子育て家庭の育児不安の解消、子育て家庭同士の交流による孤立感の解消を図る。
③-3	子育て支援体制の充実	保育幼稚園課	一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園及び認定こども園において、在園児を通常の教育時間の前後や長期休業機関中等に、保護者の要請に応じ、一時的に預かり、必要な保育を行う。
③-3	子育て支援体制の充実	保育幼稚園課	一時預かり事業（幼稚園型以外）	在園児以外の子どもを、保護者の就労や疾病時、育児疲れ解消等の理由で家庭での保育が困難な場合に保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行う。
③-3	子育て支援体制の充実	保育幼稚園課	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所等に入室していない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与え、とともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う。
③-3	子育て支援体制の充実	保育幼稚園課	時間外保育事業（延長保育事業）	保育認定を受けたこどもについて、保育所や認定こども園等で通常保育の時間を超えて保育を行う。
③-3	子育て支援体制の充実	保育幼稚園課	休日保育事業	土曜午後、休日保育を実施する。
③-3	子育て支援体制の充実	子ども育成課、保育幼稚園課	病児保育事業 （病児・病後児対応型） （体調不良児対応型）	・病児対応型：病中の子どもを仕事等の都合のために家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に併設された施設で保育士と看護師が医師と連携を図りながら、一時的に保育するもの。 ・病後児対応型：病気の回復期にあるこどもに対して病児対応型と同じく保育するもの。 ・体調不良児対応型：保育所や認定こども園等において、保育中に体調不良となった場合に、安心かつ安全な体制を確保するなどの緊急的な対応を図る事業で、児童に対して保健的な対応等を図るほか、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施するもの。
③-3	子育て支援体制の充実	子ども家庭支援センター	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の病気等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入室させ、必要な保護を行う。 ショートステイは、保護者の病気・出産・看護・事故・出張・育児疲れなどで、一時的に子育てが困難な家庭の児童を施設で預かる事業。 トワイライトステイは、仕事などで恒常的に帰宅が遅い家庭の児童を預かり、食事や生活指導などの援助を行う事業。
③-4	より質の高い教育・保育の推進	保育幼稚園課	利用者支援事業（特定型）	同事業の特定型として、専門の相談支援員を配置し、子育て等にかかる総合的な相談支援や関係機関との連絡調整を実施する。
③-4	より質の高い教育・保育の推進	こども政策課、保育幼稚園課	保育施設みらい構想	保育所や認定こども園などの利用児童数が減少、人口の地域偏在による教育・保育ニーズの偏り、老朽化する施設の維持管理も課題となっていることから、児童福祉審議会保育施設みらい構想検討部会を設置し、人口や保育需要の予測に基づき、将来を担う子どもたちに良質な幼児教育・保育の提供体制を確保するよう検討するもの。
③-4	より質の高い教育・保育の推進	保育幼稚園課	職員に対する研修	こどもをとりまく環境が変化の中で、園のおかれている現状を見据え、職員の果たすべき役割や専門的な資質の向上を図っていく。
③-4	より質の高い教育・保育の推進	保育幼稚園課	子ども・子育て相談支援員による巡回相談	幼児教育・保育に関する専門的知識や経験を有する子ども・子育て相談支援員が各保育所等へ訪問し、児童の状況を把握するとともに、保育者への助言等を行い、保育の質の確保・向上を図る。
③-4	より質の高い教育・保育の推進	学校教育課、保育幼稚園課	・のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム ・保・幼・小連携推進地区事業	幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の充実を目指し、各小学校区における幼稚園・保育所等と小学校の教職員がこどもの学びと育ちの連続性に視点をあてた連携を促進する。
③-4	より質の高い教育・保育の推進	学校教育課	保・幼・小連携推進地区事業	小学校と幼稚園・保育所等との連携を進め、高知市における幼児教育の振興を図る。
③-4	より質の高い教育・保育の推進	保育幼稚園課	保育人材の確保に関する取組	幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の充実を図る。 就職セミナーへの参加や保育士の魅力発信講座(高校生対象)の開催による新規採用者の確保及び就労支援研修の実施による潜在保育士の復職支援を行う。 民間事業者に対しては、保育補助者の雇用に係る補助を行う。
③-5	子育て家庭にやさしい生活環境の整備	障がい福祉課	高知県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく審査	高知県条例に基づき、障害者（児）、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる施設等の整備その他のひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進し、すべての県民が安全かつ快適に暮らすことができる社会の実現を目指す。
③-5	子育て家庭にやさしい生活環境の整備	みどり課	公園遊園整備改良事業	新設及び再整備を行う際にバリアフリーに配慮した公園づくりを行う。
③-5	子育て家庭にやさしい生活環境の整備	みどり課	公園施設長寿命化整備事業	老朽化した都市公園の建物及び工作物にかかる全ての施設の改築・更新を行う。
③-5	子育て家庭にやさしい生活環境の整備	くらし・交通安全課	交通安全教室の実施	保育園、幼稚園、小中学校等で交通安全教室を実施し、交通安全に関する知識（ルール、マナー等）の普及と交通安全意識の向上を図る。
③-5	子育て家庭にやさしい生活環境の整備	くらし・交通安全課	「交通安全ひろば」の開催	市民一人一人が交通安全意識を高め、正しい交通ルール・交通マナーを実践するため、大人も子どもも参加でき、交通事故防止を図ることを目的に「交通安全ひろば」を開催する。
③-5	子育て家庭にやさしい生活環境の整備	くらし・交通安全課	街頭指導の実施	交通安全母の会、交通安全指導員、PTAをはじめとする校区交通安全会議の会員の皆さんが、年3回の交通安全運動期間を中心に街頭指導等を実施する。
③-5	子育て家庭にやさしい生活環境の整備	くらし・交通安全課	子ども向け製品の事故防止に関する啓発	命に関わるおそれのある誤飲事故、窒息事故の約9割が3歳未満の乳幼児であり、乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）に対する新たな規制（子供用PSCマークの表示）が始まったため、消費者庁等から提供される注意喚起情報をホームページ等で発信するなど、市民への周知を図る。
③-5	子育て家庭にやさしい生活環境の整備	子ども育成課	家庭内での事故予防の啓発（地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業）	地域子育て支援拠点では、施設内での事故予防を徹底するとともに、家庭での事故を防ぐよう、日常の交流等のなかで啓発していく。また、ファミリーサポートセンター事業の相互援助活動のなかで事故が起こらないよう、講習等を行う。
③-5	子育て家庭にやさしい生活環境の整備	学校環境整備課、学校教育課	【通学路の安全対策】 通学路合同点検、高知市通学路安全対策連絡協議会の実施 【ヘルメット着用の推進】 高知市立学校児童生徒通学用ヘルメット購入費助成事業	【通学路の安全対策】 学校経由の要望を受け、定期的に合同点検を行い、歩道整備・防護柵などのハード対策や交通規制などのソフト対策を検討・実施 【ヘルメット着用の推進】 助成事業の周知文書等を配布し周知。年度中頃、助成券の利用期限を再案内し、利用促進と期限周知を徹底 【学校安全の組織的な取組の推進】 各学校における学校安全教育の確認及び更なる推進に向けた情報発信や啓発資料の送付

・目標④：社会的支援の必要性が高い子どもや家庭に対する支援の充実

第4章 2の 目標・取組番号	施策名	担当課	事業名	事業内容
④-1	児童虐待の発生予防	子ども家庭支援センター	児童家庭相談	こどものいる家庭に関わる悩みや心配事にかかる相談や児童虐待にかかる相談等に対応する。令和6年度からは「こどもみらいセンター（子ども家庭センター）」を設置した。
④-1	児童虐待の発生予防	子ども家庭支援センター	児童虐待予防推進事業	児童虐待への適切な対応等に向けて、関係する機関を対象とした「児童虐待対応研修」を開催するほか、随時、出前講座を実施する。
④-1	児童虐待の発生予防	子ども家庭支援センター	養育支援訪問事業	養育困難な家庭（18歳未満の児童とその家族）のうち、支援が必要と認めた家庭に対して、専門的な相談や援助をすることで、養育環境を整える。
④-1	児童虐待の発生予防	子ども家庭支援センター	支援対象児童見守り強化事業	要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されているこども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じたこどもの見守り体制の強化を図る。
④-1	児童虐待の発生予防	子ども家庭支援センター	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	児童虐待予防にかかる広報・啓発や、調整機関職員の専門性の強化及びネットワーク構成員（関係機関）等の連携強化のための取り組みを行う。
④-1	児童虐待の発生予防	子ども家庭支援センター	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う。
④-1	児童虐待の発生予防	子ども家庭支援センター	要保護児童対策地域協議会	こどもと子育てに関わる多くの関係機関・団体等との連携・協力・情報共有のネットワークづくりを進め、要保護児童の早期発見やその後の支援・見守り等について連携を図るため児童福祉法25条の2第1項に規定する「要保護児童対策地域協議会」を設置し児童虐待を始めとする要保護児童問題への取組を進める。
④-1	児童虐待の発生予防	教育研究所	スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業（再掲）	福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒が置かれた家庭・学校・地域等の環境へ働きかけるとともに、関係機関との連携やネットワークの構築を通して、児童生徒を取り巻き環境の改善を図る。
④-1	児童虐待の発生予防	保育幼稚園課	保育所等における虐待や不適切な保育の防止・対応の強化、性被害防止に係る取組	人権研修の開催や全国保育士会作成の『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～』を用いての振り返りを行うことで、虐待や不適切保育等の防止を図る。 着替えスペースのパーティション等購入し、性被害の防止に取り組む。 保護者からの相談対応を行い、必要に応じて施設視察・指導を行う。
④-1	児童虐待の発生予防	子ども育成課	放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業における性加害防止にかかる取組	放課後児童健全育成事業従事者やファミリーサポートセンター援助会員に向けた性加害防止研修の定期的な実施。
④-1	児童虐待の発生予防	地域共生社会推進課	重層的支援体制整備事業（多機関協働）	複合的な問題を抱える世帯を支援するため、関係部署の包括的相談支援員と必要な取組を検討し、多機関が協働して取り組む。
④-1	児童虐待の発生予防	地域共生社会推進課	・ほおつちよけん相談窓口 ・地域福祉コーディネーターの配置	子育て家庭が地域で孤立しないよう、身近な圏域で困りごとを気軽に相談できる環境を整えとともに、住民主体の見守り活動の充実など課題解決に向けた地域力野強化を進める。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	母子保健課	子ども発達支援センター相談事業	こどもの発達や障害に関する総合相談窓口としてセンター職員（保健師・心理士等）が訪問・来所・電話等で相談を受け、アセスメントを行い、必要時間関係機関との連絡調整や専門的技術支援を実施。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	母子保健課	早期療育教室	1歳6か月児健診後のフォロー教室として、主に発達障害の疑いのある児と保護者を対象に3回程度の教室を実施。構造化された環境で視覚支援を用いて児の特性に合わせた育児方法について保護者が理解し学ぶことを目的とし、さらに専門療育が必要と判断される児については、専門機関へのつなぎ支援も実施。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	母子保健課	親子通園施設ひまわり園	おおむね3歳未満の身心障害児・発達障害児（診断前を含む）とその保護者を対象に、個別支援計画を作成し日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応の訓練、保護者同士の交流、保育相談等を行う。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	母子保健課	専門医相談・心理士相談	小児科医師による専門医相談と心理士（子ども発達支援員）による心理士相談を実施。発達確認と専門機関受診の必要性についてコンサルテーションを行い、養育者や関係機関へアドバイスを実施。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	障がい福祉課	障害児相談支援事業	児童福祉法に基づいて指定を受けた指定障害児相談支援事業者が、サービスの種類及び内容、担当者、生活全般の解決すべき課題などを記載した障害児支援利用計画を作成する。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	母子保健課		保育所・幼稚園の通園児で、発達に何らかの課題のある児についての相談を受け、発達課題に応じた関わりを技術支援することで、児の安定した集団生活の適応を推進する。また、何らかの発達の課題をもつ児を含むクラス運営について、ユニバーサルデザインの視点を普及する。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	保育幼稚園課	小学校就学前の子どもに対する早期支援 ・保育所、幼稚園等への技術支援 ・特別支援加配保育士雇用費補助金 ・特別支援保育に関する研修会 ・保育所等訪問支援事業 ・児童発達支援事業	教育・保育における集団生活の中で一人一人の発達や特性に応じた支援を充実させる為、職員の質の向上を図る
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	障がい福祉課		【児童発達支援事業】 児童福祉法に規定する、施設に通所する障害児に対して行う、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。 【保育所等訪問支援事業】 児童福祉法に規定する、保育所等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	障がい福祉課	自立支援協議会	相談支援事業の運営に関する事項、地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項、障害施策等の推進に関する事項等について協議を行う。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	障がい福祉課	児童発達支援管理責任者検討会	児童発達支援管理責任者の資質向上とネットワーク構築、課題集約や整理を目的とし、研修会や事例検討会の企画運営を行う。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	特別支援教育課	教育相談、就学相談	児童生徒の障害等による特別な教育的支援に関する教育相談を実施するとともに、年長児を対象とした就学相談や進学に際する児童生徒の就学相談を実施する。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	特別支援教育課	就学への移行支援	「個別移行支援計画」及び「支援引き継ぎシート」等の活用による引き継ぎの充実を図る。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	母子保健課	サポートファイルの活用推進	子ども発達支援センターを核として、関係機関と連携しながら「将来を見通した適切な支援が受けられる体制」を整備する。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	教育研究所	市立学校教職員研修	「夢・希望・志をもって社会を生き抜く児童生徒の育成」を目指し、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、組織力を生かした学校づくりを実現するために、高知市立学校の教職員を対象とする研修を実施。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	特別支援教育課	特別支援学級サポート事業	知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級並びに高知特別支援学校に出向き、学級経営や合理的配慮の提供等について、指導及び助言を行うことで教員の専門性の向上を図る。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	特別支援教育課	特別支援教育相談充実事業	臨床発達心理士等の資格をもつ「特別支援教育相談員」を配置し、通常の学級に在籍する児童生徒に対して、知能検査等の実施や行動観察による実態把握を行う。また、保護者面談や支援会を通して、特別な支援の必要な児童生徒に対して、適切な合理的配慮の提供ができるよう助言や支援を行い、児童生徒にとって過ごしやすい教育環境を整備する。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	学校教育課	・特別支援学級等における指導 ・特別支援教育支援員配置事業	学校の教育課題を解決するとともに、児童生徒の教育活動を充実させるために、人的支援を行う。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	保育幼稚園課		教育・保育の質の向上を図るとともにこどもの発達と学びの連続性を保障する為、積極的に保幼小の連携に取り組む。

第4章 2の 目標・取組番号	施策名	担当課	事業名	事業内容
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	障がい福祉課	・放課後や休日・長期休業への支援 ・放課後等デイサービス ・日中一時支援事業 ・短期入所事業 ・放課後児童クラブ	【特別支援学校進路相談会】一人ひとりの適正や障害に応じた多様な働き方ができるよう、卒業前から十分な情報交換や情報提供ができるよう支援を行う。 【就労移行支援事業】就労を希望する障害のある人について、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する。 【就労選択支援事業】障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力、適性等に合った選択を支援する。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	子ども育成課		放課後に、安全で安心できる居場所づくりを図るために「放課後児童クラブ」の運営に取り組む。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	障がい福祉課	卒業後に向けた支援 ・特別支援学校進路相談会 ・就労移行支援事業 ・就労選択支援事業	【特別支援学校進路相談会】一人ひとりの適正や障害に応じた多様な働き方ができるよう、卒業前から十分な情報交換や情報提供ができるよう支援を行う。 【就労検討会】福祉、行政、労働等の関係機関により、障害のある方を取り巻く就労課題について、解決に向けた協議を行う。 【就労移行支援事業】就労を希望する障害のある人について、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	障がい福祉課	自立支援協議会・就労検討会	福祉、行政、労働等の関係機関により、障害のある方を取り巻く就労課題について、解決に向けた協議を行う。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	母子保健課	高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会	重度の障害のあるこども及び医療的ケア児とその家族への支援にかかわる関係機関による協議の場として、「高知市医療的ケア児及び重度の障害のある児の支援検討会」を年2回程度実施する。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	子育て給付課	身体障害児育成医療費	身体的に障がいのある児童又はそのまま放置しておく将来生活に支障をきたす障がいや病気を有する児童等にかかっている児童に対して、その原因となっている病気の治療又は障がい軽減のための必要な医療費の自己負担分の一部を公費で助成する。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	子育て給付課	小児慢性特定疾病医療費	長期にわたり療養を必要とし、生命に危険がおよぶおそれがある小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、その治療に必要な医療費の自己負担分の一部を公費で助成する。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	子育て給付課	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする小児慢性等及びその家族からの日常生活や学校生活を送る上での相談や疑問に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、自立支援に係る各種支援策等の利用計画の作成・フォローアップや、自立に向けた育成相談を実施。
④-2	障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援	子育て給付課	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業費	小児慢性特定疾病児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。
④-3	ひとり親家庭の自立支援の推進	子育て給付課	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親等の各種相談への対応や就業に関する情報提供、養育費確保や親子交流に関する支援など、ひとり親家庭等に対する支援を総合的に実施。
④-3	ひとり親家庭の自立支援の推進	子育て給付課	母子・父子・寡婦家庭の生活相談	ひとり親家庭及び寡婦の生活向上のため、母子・父子自立支援員による相談を行う。
④-3	ひとり親家庭の自立支援の推進	子育て給付課	ひとり親家庭医療費助成	所得税課課税世帯を対象に、ひとり親家庭の保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成する。
④-3	ひとり親家庭の自立支援の推進	子育て給付課	児童扶養手当	離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護又は養育している者に対し、児童扶養手当を支給する。
④-3	ひとり親家庭の自立支援の推進	子育て給付課	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	ひとり親の雇用の安定と就職の促進を図るため、資格取得の際の受講料の一部助成や生活費の給付を行う。
④-3	ひとり親家庭の自立支援の推進	子育て給付課	母子家庭等高等職業訓練促進給付事業	ひとり親の雇用の安定と就職の促進を図るため、資格を取得するために養成機関において修業する一定期間について生活費等の一部を助成する。
④-3	ひとり親家庭の自立支援の推進	子育て給付課	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭、父子家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定を目的に、修学資金他12種類の貸付を行う。
④-3	ひとり親家庭の自立支援の推進	子育て給付課	養育費確保支援事業費補助金	養育費確保に関する公正証書作成や養育費請求調停申立等の手続きに要した費用を助成する。
④-3	ひとり親家庭の自立支援の推進	子育て給付課	養育費保証契約保証料補助金	公正証書等の養育費の取決めを行っているひとり親が、保証会社と養育費保証契約を締結する際に支払った初回保証料を助成する。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	保育幼稚園課	家庭支援推進保育事業	すべてのこどもたちの育ちを社会全体で支援していくとの考えに立ち、家庭環境や育児状況に配慮した極め細やかな保育を実施していく。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	保育幼稚園課	実費徴収に係る補正給付を行う事業	生活保護世帯に対し、施設利用にともなう日用品、文房具等の購入費用や行事への参加に要する費用を助成する。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	青少年・事務管理課	就学援助制度（新入学準備費の支給）	児童が学校生活を送る中で、経済的な理由で困ることがないように、学用品費、学校給食費などの援助を行う。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	母子保健課	助産制度	助産の実施が必要と認められる者を助産施設に入所措置し、その入所委託費用を負担する。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	福祉管理課	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援業務を行う。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	福祉管理課	居住支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、住居の供与等を行うことにより、自立促進に向けた支援を行う。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	福祉管理課	家計改善支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、家計管理の問題を抱えている者に対し、生活再建及び日常生活の安定を目指し、家計改善支援を行う。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	福祉管理課	生活困窮者就労準備支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、一般就労が著しく困難な生活困窮者に対し、一般就労に必要な基礎能力の形成に必要な支援を行う。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	福祉管理課	生活困窮者就労訓練事業	生活困窮者自立支援法に基づき、一般就労と福祉的就労の間に位置する就労であり、一般就労につながり、困窮状態から脱却することを目指し、一般就労に必要な基礎能力の向上のために必要な訓練を行う。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	福祉管理課	住居確保給付金	生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を失った又はそのおそれのある者であって、所得等が一定水準以下の者に対して有期で家賃相当額を支給することにより、住居及び就業機会の確保を支援する。また、家賃の低廉な住居等への転居に係る費用を支給することにより、家計改善を支援する。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	子ども家庭支援センター	母子生活支援施設措置	保護の実施を必要とする母子を母子生活支援施設に入所措置する。高知市内での母子保護の実施が困難な場合は、受け入れ可能な近隣県への広域入所により母子保護を実施する。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	住宅政策課	子育て世帯向け住宅の確保（市営住宅・セーフティネット住宅）	子育て世帯に対し、低廉で一定の質が確保された住宅を供給するため、市営住宅に特定目的住宅として「子育て世帯向け住宅」や「母子・父子世帯向け住宅」を確保する。 子育て世帯・ひとり親世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅として、セーフティネット住宅の登録を促進する。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	地域共生社会推進課	庁舎等におけるフードドライブ	様々な理由により生活に困窮されている方等に食料品等を提供するため、住民や企業の皆さまから食料品等を集集し、福祉団体や地域の子ども食堂への寄付を行うフードドライブを実施する。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	福祉管理課	被保護者就労支援事業	就労意欲・能力ともに一定程度有するが、自力の求職活動に課題があり助言等が必要な者や、就労意欲・能力ともに低く意欲喚起が必要である者を対象に福祉事務所に配置した就労促進員が関係機関への同行訪問、履歴書の書き方や面接練習等の就労支援を実施する。
④-4	厳しい環境に置かれたこどもと家庭への支援	福祉管理課	生活保護受給者等就労自立促進事業	本市と高知労働局が生活保護受給者等に対する就労支援を一体的に実施するための協定を締結し、ハローワークの就労支援常設窓口を本庁舎内に設置。就労意欲・能力ともに一定程度有し、就労自立が見込める者を対象にハローワークの就労支援ナビゲーターと連携し、支援対象者の状況に応じた支援プランを策定し、求人情報の提供や職業紹介等の就労支援を実施している。

第4章 2の 目標・取組番号	施策名	担当課	事業名	事業内容
④-4	厳しい環境に置かれた 子どもと家庭への支援	子育て給付課	子ども医療費助成制度	中学生までの子どもの保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成する。
④-4	厳しい環境に置かれた 子どもと家庭への支援	子育て給付課	児童手当	高校生年代までの児童を養育している者に対し、児童手当を支給する。
④-4	厳しい環境に置かれた 子どもと家庭への支援	福祉管理課	生活保護	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障するもの。
④-4	厳しい環境に置かれた 子どもと家庭への支援	商業高等学校	高等学校等就学支援金	高知県教育委員会と高等学校等就学支援金事務業務委託契約を締結し、高等学校等就学支援金事務処理システム「e-Shien」を用いた各種オンライン申請・届出の受付、取りまとめ及び県への提出業務を行っている。
④-4	厳しい環境に置かれた 子どもと家庭への支援	青少年・事務管理課	奨学金（高知市大学等奨学金資金）	学校教育法に基づく大学、高等専門学校専攻科及び専修学校に在学する学生又は生徒で、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金及び入学支度金の貸し付けているが、令和9年度からの新規貸付けの停止に向け、本事業の停止が進学を予定する生徒や学生等の資金計画に影響を及ぼすことのないよう、早期かつ丁寧な周知に努める。また、返還金の債権管理を適切に行うとともに、滞納者に対し随時に納付交渉を行い、滞納の解消につなげていく。
④-4	厳しい環境に置かれた 子どもと家庭への支援	人権同和・男女共同参画課	・男女共同参画推進費 ・こうち男女共同参画センター管理運営費	・人権問題に関する相談 人権相談に携わる職員のスキルアップを図り、的確に相談に応じられるように支援体制の充実を図る。 ・困難な問題を抱える女性への相談・支援 関係機関等と連携し、包括的かつ切れ目のない伴走型の支援を行う。 ・こうち男女共同参画センターにおける相談支援 女性向け、男性向け、LGBTsに関すること等、幅広い相談に対応するとともに、相談員のスキルアップを図っていく。
④-4	厳しい環境に置かれた 子どもと家庭への支援	地域共生社会推進課	・相談支援機関の周知 ・「高知くらしつながるネット（愛称Lico ネット）」の運用 ・重層的支援体制整備事業（包括的相談支援）	相談支援機関やほおっちょけん相談窓口の周知に努め、困りごとを抱えた人が相談しやすい環境整備に努め、相談者の世代や属性、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め必要な支援につなぐ。
④-4	厳しい環境に置かれた 子どもと家庭への支援	健康増進課	心の健康づくり対策事業	障がいがあっても安定した生活を送り、またメンタルヘルス（こころの健康）を大切に生活ができるための相談に応じ、必要な指導を行う。保健師、精神保健福祉士等が訪問、来所、電話等による相談対応を実施する。
④-4	厳しい環境に置かれた 子どもと家庭への支援	地域共生社会推進課、こども政策課	・相談支援機関の周知 ・「高知くらしつながるネット（愛称Lico ネット）」の運用 ・重層的支援体制整備事業（包括的相談支援）	相談支援機関やほおっちょけん相談窓口の周知に努め、困りごとを抱えた人が相談しやすい環境整備に努め、相談者の世代や属性、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め必要な支援につなぐ。
④-5	不登校の子どもへの支援（再掲）	教育研究所	校内教育支援センター事業（再掲）	教室に入りづらい生徒が安心して過ごすことができる居場所として校内サポートルームを設置し、支援員を派遣して個々に応じた学習や相談支援を行う。
④-5	不登校の子どもへの支援（再掲）	教育研究所	スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）	福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒が置かれた家庭・学校・地域等の環境へ働きかけるとともに、関係機関との連携やネットワークの構築を通して、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。
④-5	不登校の子どもへの支援（再掲）	教育研究所	不登校対策総合支援事業（再掲）	不登校の現状を改善するため、高知市立小・中・義務教育学校の児童生徒を対象にアンケートを実施し、各学校での分析を基にした取組や実践を推進する。また、ケースに応じて不登校対策専門家支援チームの助言を受け、個に応じた支援の充実につなげる。
④-5	不登校の子どもへの支援（再掲）	教育研究所	教育支援センター事業（再掲）	不登校の子どもたちが安心して自己表現できる場として、こどもの成長の場を保障し、心身ともに元気になり、進路に向けて自己表現していけるようになることを目的に、小学部、中学部、卒業生支援、個別の支援、学習支援の体制を整備し、全体通所支援、個別通所支援、訪問支援、相談支援などを行う。
④-6	外国にルーツのある子どもへの支援（再掲）	教育研究所	帰国・外国人児童生徒支援事業（再掲）	市立小・中・義務教育学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒を対象に、帰国・外国人児童生徒支援員を配置し初期の日本語指導を行う。
④-7	いじめ防止対策の推進（再掲）	人権・子ども支援課	いじめ問題対策推進事業（再掲）	高知市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行う。
④-7	いじめ防止対策の推進（再掲）	人権・子ども支援課	生徒指導アドバイザー派遣事業（再掲） 心の教育アドバイザー派遣事業（再掲）	生徒指導アドバイザー及び心の教育アドバイザーの支援・助言により、学校の組織的な対応力の向上を図るとともに、いじめ相談カードを配付することによって、いじめの早期発見・早期対応につなげる。
④-7	いじめ防止対策の推進（再掲）	人権・子ども支援課	学校カウンセラー推進事業	児童生徒へのカウンセリングや、カウンセリングを行う教職員及び保護者に対して助言・援助を行うとともに、カウンセリングに関する情報収集・提供等を通じて、学校全体の教育相談活動の充実を図る。 また、児童生徒、保護者に接し、解決に向け学校への橋渡しをすることにより、不登校や問題行動等の未然防止、早期対応・早期解決を図る取組を進める。

・目標⑤：こどもまんなか・地域ぐるみの子育て支援のまちづくり

第4章 2の 目標・取組番号	施策名	担当課	事業名	事業内容
⑤-1	地域や社会の意識醸成	こども政策課	こども計画の推進、周知	高知市こども・若者まんなかプランの取組を進め、こども・若者に関する様々な取組についてホームページ、広報誌、SNSなどの媒体で社会に情報発信する。
⑤-1	地域や社会の意識醸成	基幹型地域包括支援センター	こうち笑顔マイレージ事業	高齢者等が社会参加活動を通して健康増進や介護予防を図るとともに、世代を超えた交流と支え合いのまちづくりを目指す取組であり、介護保険施設等でのボランティア活動やいきいき百歳体操などの健康づくり活動、地域での支え合い活動に対してポイントを付与する制度。
⑤-1	地域や社会の意識醸成	地域共生社会推進課	地域福祉の推進	福祉教育やイベント等を通じて、市民一人ひとりが地域や福祉について理解し、身近な地域での助け合う意識醸成を図る。
⑤-1	地域や社会の意識醸成	地域共生社会推進課	地域福祉コーディネーターの配置	地域住民等が主体となり、住民に身近な圏域において困りごと（地域生活課題）の相談を包括的に受け止め、課題の解決に資する支援が提供される体制を整備するため、高知市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置。介護、障がい、子育て、生活困窮、まちづくり、防災等の各分野の支援機関やコーディネーター、民生委員・児童委員等と連携、協働しながら、社会資源の把握・活用・開発、地域福祉の担い手の育成、地域生活課題の解決に向けた地域住民と様々な団体とのネットワークづくりを進める等、高知市型共生社会の推進に取り組む。
⑤-2	男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり	人権同和・男女共同参画課	高知市男女共同参画推進企業表彰	ジェンダー平等や男女共同参画の取組を積極的に推進すると認められる企業を表彰するとともに、結果の広報を実施。
⑤-2	男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり	人権同和・男女共同参画課	男女共同参画推進のための広報・啓発活動	・「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」で定めている8月1日「男女共同参画の日」に合わせた関連事業を実施する。 ・年間を通し、男女共同参画のテーマに沿ったパネル展を実施する。 ・学習会開催や啓発物品の配布等を通して、幅広い世代への広報・啓発に努める。
⑤-2	男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり	産業政策課	子育て支援企業認定促進助成金（再掲）	企業に対して、子育て世代が働きやすい職場づくりができるよう情報を発信し、働き方改革を実施する企業を支援する。
⑤-2	男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり	産業政策課	妊娠出産しても安心して働ける環境づくり	『高知市労働ニュース』の発行にあたって、妊娠出産しても安心して働ける環境づくりについての制度周知、啓発を行う。
⑤-2	男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり	産業政策課	高知市労働ニュースの発行	『高知市労働ニュース（年4回発行）』において、「妊娠出産しても安心して働ける環境づくりについて」の記事を掲載することで、制度周知、啓発を行う。
⑤-2	男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり	人事課、職員厚生課	・妊娠、出産、育児に関する制度等についての周知及び相談窓口の設置 ・育児に係る休暇取得計画の提出 ・年次有給休暇の取得促進 ・超過勤務の縮減	・子育て世代の職員が「共働き・子育て」を実現できるよう、妊娠、出産、育児に関する各種休暇制度や手続等について、周知を図っていく。 ・ワークライフバランス実現を阻害する超過勤務の縮減に努めるとともに、年次有給休暇の取得促進を図っていく。
⑤-2	こどもの権利についての啓発・普及（再掲）	こども政策課、各課	出前講座（こども向け・大人向け）（再掲）	こどもの権利について、こども・若者本人、こども・若者に関わる大人への普及啓発に取り組む。
⑤-2	こどもの権利についての啓発・普及（再掲）	こども政策課、各課	市職員研修の実施（再掲）	こどもの権利について、市職員への普及啓発に取り組む。
⑤-2	こどもの権利についての啓発・普及（再掲）	人権同和・男女共同参画課	市民啓発事業（再掲）	人権課題に関する情報の集積・発信（広報紙・WEB・SNS等）や、地域の世代間交流等を通じて人権意識の醸成を図る。

4 こども・子育て支援事業債 活用予定事業一覧

こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード面）を速やかに実施することができるよう、国において新たに「こども・子育て支援事業債」が創設されました。

本市においては、以下の施設についてこども・子育て支援事業債の活用を予定しています。こども・子育て支援事業債を活用するためには、市町村こども計画に位置付ける必要があるため、高知市こども・若者まんなかプランへ掲載しております。

担当課	活用予定事業
総務課	庁舎整備
人権同和・男女共同参画課	男女共同参画センター整備事業
人権同和・男女共同参画課	市民会館の整備事業
地域コミュニティ推進課	ふれあいセンター改修事業
くらし・交通安全課	駐輪場施設整備
地域保健課	保健福祉センター施設整備事業
障がい福祉課	南部健康福祉センター施設整備事業
障がい福祉課	障害者福祉センター施設整備事業
障がい福祉課	東部健康福祉センター施設整備事業
障がい福祉課	春野あじさい会館施設整備事業
障がい福祉課	土佐山健康福祉センター施設整備事業
高齢者支援課	西部健康福祉センター施設整備事業
高齢者支援課	福寿園の整備事業
子ども育成課	地域子育て支援センターの整備事業
子ども育成課	地域子育て支援センターの整備事業、病児保育施設の施設整備事業、ファミリーサポートセンターの整備事業
母子保健課	親子サポートステーションの施設整備事業
母子保健課	ひまわり園の施設整備
保育幼稚園課	市立保育所の施設整備
清掃工場	清掃工場整備事業
清掃工場	エコ・パーク宇賀整備事業
清掃工場	ヨネッツこうち施設整備事業
観光企画課	龍馬の生まれたまち記念館整備事業
観光企画課	桂浜公園整備事業
観光企画課	はりまや橋観光バスターミナル整備事業
文化振興課	生涯学習施設整備事業
文化振興課	三里文化会館整備事業
文化振興課	（仮称）春野文化公民館建設事業
文化振興課	春野公民館・筆山文化会館合築事業
文化振興課	文化プラザの施設整備
文化振興課	春野文化ホールの施設整備
文化振興課	公民館施設整備事業

担当課	活用予定事業
民権・文化財課	自由民権記念館の施設整備事業
民権・文化財課	寺田寅彦記念館整備事業
スポーツ振興課	体育施設の整備事業
スポーツ振興課	総合運動場の大規模改修・施設整備事業
スポーツ振興課	東部総合運動場の大規模改修・施設整備事業
産業政策課	勤労者交流館施設整備事業
都市建設総務課	高知駅周辺（南口・北口・バスターミナル）の施設整備
市街地整備課	市街地整備事業（集会所）
みどり課	公園遊園整備改良事業
みどり課	わんぱーくこうち施設整備事業
みどり課	アニマルランド施設整備事業
青少年・事務管理課	青少年健全育成施設管理費
青少年・事務管理課	青年センターの施設整備
青少年・事務管理課	工石山青少年の家整備事業
人権・こども支援課	児童館の施設整備事業
図書館・科学館課	分館分室の整備事業
図書館・科学館課	オーテピア（オーテピア高知図書館・オーテピア声と点字の図書館・高知みらい科学館）の整備事業

第5章 教育・保育等の量の見込みと 提供体制の確保

1 教育・保育等の量の見込みと確保方策

下記について、別冊として子ども・子育て支援事業計画に記載しております。

- ・教育・保育提供区域の設定
- ・各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- ・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

第6章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

基本理念である「こども・若者の今を支え、みんなで創るつながりのあるまち」の実現に向けて、行政をはじめ、住民、地域団体、事業所等がそれぞれの役割を分担し、連携・協力のもと、計画の推進を図ります。

2 計画の管理体制

本計画は、計画に位置づけた施策及び事業について、「高知市子ども・子育て支援会議」において、毎年度、施策の進捗状況や課題について点検・評価を行うとともに、庁内では、まち・ひと・しごと創生本部会、企画調整会議や関係部署で構成するワーキンググループにおいて、関係部署間の連携を図りながら、全庁的な体制で取り組みます。

こうした推進の仕組みとして、P l a n（計画）・D o（実施）・C h e c k（点検・評価）・A c t i o n（改善・見直し）のP D C Aサイクルを活用し、実効性のある取組の推進を図ります。

高知市 こども・若者まんなかプラン2026

高知市こども未来部 こども政策課

〒780-8571 高知県高知市本町五丁目1番45号

TEL(088)803-5067 FAX(088)803-5078

E-mail:kc-280600@city.kochi.lg.jp

